



新型コロナウイルス感染症に対する
青梅市の対応報告書
(令和2年度～令和5年度)

令和7年3月
青梅市

目次

1	はじめに	3
2	新型コロナウイルス感染症拡大の経過.....	4
	(1)国内の状況.....	4
	(2)青梅市、東京都、全国における感染者数の推移.....	10
3	各年度における市の取り組み.....	11
4	青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性の検証.....	40
	(1) サーベイランス・情報収集.....	41
	(2) 情報提供・共有.....	43
	(3) 住民相談.....	45
	(4) 感染拡大防止.....	46
	(5) 予防接種.....	49
	(6) 医療.....	66
	(7) 市民生活および市民経済の安定の確保.....	70
5	おわりに.....	72
6	資料編.....	73

I はじめに

令和元年12月に中国において原因不明の肺炎が流行しはじめ、その後、新型コロナウイルス感染症として、わずか数か月の間でパンデミックといわれる世界的流行となりました。

日本では令和2年1月15日、国内で感染者が初めて確認されました。

同年2月には、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客乗員のうち10人が新型コロナウイルス感染症に感染。

最終的には、乗客乗員3,700人余りのうち712人が感染、13人が死亡したことは全国に大きな衝撃を与えました。

感染は、瞬く間に拡大し、マスクが店頭から無くなり、除菌スプレーや除菌シート等衛生用品も品薄となりました。

同年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言により外出自粛要請が行われるなど、まさに日常の光景が一変する事態となりました。

誰もが経験したことのない状況の中、市では、「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）にもとづき、感染拡大防止対策や社会活動の継続のため、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

また、国からのコロナワクチンの供給が決定してからは、パンデミックが発生した際に、迅速に予防接種を推進するため策定した「青梅市新型インフルエンザ住民接種ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、コロナワクチン接種の体制を整備しました。

これにあたり、全庁協力体制を敷き、出来る限り速やかに多くの市民が接種できる体制を維持するため、延べ3,148人(重

複含む)の職員が動員されました。

しかしながら、開始当初は、すぐに予約が埋まってしまい、市民の方々には大変なご迷惑をおかけしました。

その後、令和6年3月31日の特例臨時接種終了までの間、改善を図り、結果として約50万回の接種を実施することができました。

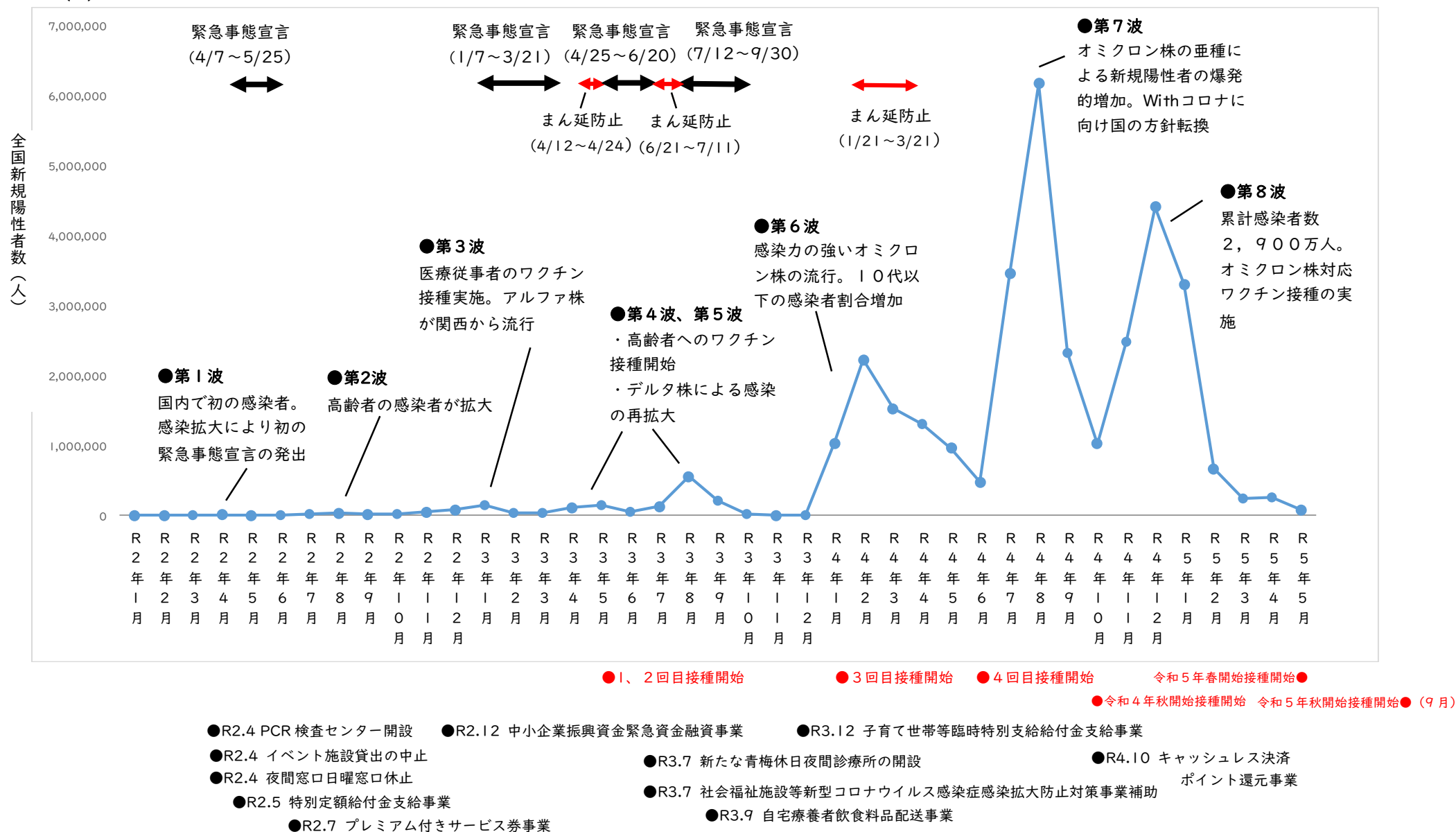
今回の対応を振り返ると、行動計画やガイドラインにもとづき対応を進めてきた一方で、行動計画では想定されていないことが非常に多くあり、様々な課題に直面することになりました。

これに対し、青梅市医師会等をはじめとする医療従事者、高齢者施設、障がい者施設、学校、保育所等の職員の皆様を含め、市民の皆様の御理解と御協力のもと、困難を乗り越えることができました。

今回の対応を検証し、その経験と教訓を確実に次世代へ引き継ぎ、次の新興感染症が発生した際には、より円滑で、効果的に感染症対策を実施し、市民の安全な生活を維持し、継続的な行政運営を行っていくことを目的に本書を作成しました。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の経過

(1)国内の状況



令和元年度

第1波

- ・令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市^{こほくしょうぶかんし}において、原因不明の肺炎が複数確認されたことが、世界保健機関（WHO）に報告された。
- ・WHOにより肺炎は新型コロナウイルスに起因する肺炎であることが確認される。
- ・1月15日、国内において初めての感染者が確認される。
- ・国内感染者数が、2月から4月にかけて急増する。
- ・2月27日、全国の小・中・高等学校へ臨時休業の要請が行われた。

令和2年度

- ・4月7日、東京都を含む7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言が発出される。
- ・東京都では、都民に対し不要不急の外出自粛の要請、事業者に対しては施設の休業、飲食店の営業時間の短縮要請、イベントの開催停止を要請する等の措置が講じられた。
- ・保健所業務が逼迫し、市町村の所管部署への問合せも増加する。
- ・感染の拡大に伴い、患者及び医療従事者への差別や偏見が社会問題化する。

第2波

- ・6月下旬頃から、再び新規感染者が増加し始める。
- ・会食を伴う飲食の場での感染や若者への感染が広がり、第1波を越える新規感染者が発生。
- ・高齢者施設等に感染が拡大。
- ・7月9日に東京都がモニタリング会議を設置。
- ・8月23日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、コロナワクチンにかかる議論が行われる。
- ・10月、東京都感染症対策センター、東京都発熱相談センターが開設。

第3波

- ・10月下旬以降に再び新規感染者数が急増。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる国からの最初の通知が発出される。
- ・感染者において軽症または無症状であることも多く、感染に気が付かないことにより家庭や高齢者施設内で感染が拡大。
- ・12月31日時点で、1日あたりの新規感染者数が過去最多を記録。
- ・国内の累計感染者数が、全人口の約0.2%となる。
- ・新型コロナウイルス感染症による死亡者数が、感染者の約1.5%となる。
- ・1月に2度目の緊急事態宣言が発出される。
- ・2月3日、東京都において東京都と区市町村がコロナワクチンにかかる情報共有や課題に向けた議論を進めるためのワクチンチームが発足。
- ・2月に一部の医療従事者へのコロナワクチン接種が開始され、市町村でもコロナワクチン接種のためのコロナワクチンの受け入れ準備が進められる。
- ・3月下旬、変異ウイルス（アルファ株）が関西圏で感染の再拡大を起こす。

令和3年度

第4波

- ・4月12日から高齢者へのコロナワクチン接種が開始される。
- ・4月23日、東京都に3度目となる緊急事態宣言が発出される。

第5波

- ・7月、感染力が非常に高く、重症化しやすい変異ウイルス、デルタ株により再び感染拡大が始まる。
- ・7月よりオンライン診療による医療支援が開始された。
- ・保健所業務および医療提供体制がひっ迫し、自宅療養患者が急増し東京都や保健所の療養支援が行き届かなくなる。
- ・8月、東京都では酸素・医療提供ステーションおよび入院待機ステーション等医療体制の強化が図られる。
- ・9月より、東京都が自宅療養患者の情報を市町村に提供し、地域の実情に応じた日用品の支援や、見守り、声かけなどの地域での患者支援が開始される。
- ・保健所の電話が繋がらない状況が継続。
- ・国内の1日あたりの死亡者数は、第4波の最も多かった数と比較して、第5波では半数以下であった。コロナワクチン接種が要因とされている。
- ・コロナワクチン接種について、急速なペースで接種が進められ、9月には高齢者の約9割が2回目の接種を完了した。

- ・ 9 月以降、感染が急速に収束する。人々の感染防止対策、夜間滞留人口の減少、コロナワクチン接種率の向上、医療機関や高齢者施設のクラスター感染がコロナワクチン接種により抑制されたための減少等によるものと考えられている。

第 6 波

- ・ 12 月にこれまでに最も感染力が高い変異ウイルス（オミクロン株）による感染が確認される。
- ・ これまでの株と比較し、重症化率は高くない一方、若年層への感染拡大が進む。
- ・ 死亡者数は、12 月 31 日時点で感染者数の約 1.1%となった。
- ・ 1 月に濃厚接触者の待機期間、無症状者の療養期間が短縮される。
- ・ 1 月 10 日から 25 日の間で、新規感染者が約 10 倍となる。
- ・ 1 月 28 日、東京都において自宅療養サポートセンターが開設される。無症状、軽症で重症化リスクの少ない自宅療養者が自身で健康観察を行うようになる。
- ・ 10 代以下の感染者の割合が増加する。

令和 4 年度

第 7 波

- ・ 3 回目のコロナワクチン接種も推進されていたが、6 月下旬から感染者が再び増加に転じ、オミクロン株により過去最大の感染者が発生した。
- ・ 7 月以降オミクロン株の亜種 B A.2 より感染力が高いとされる B A.5 への置き換えが進み、新規陽性者が爆発的に増加。
- ・ 過去最大の感染状況となる中、陽性となった医療従事者の欠勤等により、十分に人員を配置できない状態が長期化する等、医療機関の負担が増大した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による入院患者数が過去最多となる一方、死亡率は低い傾向となった。
- ・ 7 月下旬から 8 月末にかけては連日 20 万人前後の新規感染者が確認された。
- ・ 東京都が、濃厚接触者に加え、新型コロナウイルス感染症が疑われる有症状者に対し、検査キットを個別に配布。
- ・ 8 月 3 日から東京都は陽性者登録センターに登録を行うことで、発生届の対象とならない自宅療養者の健康観察や食料支援等のフォローアップを受けられる制度を開始した。
- ・ 国が感染拡大防止と経済活動の両立を図る方針を示し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など行動制限を伴う措置の実施は見送られる。

- ・自宅療養者の療養期間の短縮や、無症状の場合など一定の条件を満たす場合は、療養期間中であっても食料品の買い出し等の必要最低限の外出が許容されるなど、制限緩和に向けた動きが進む。
- ・9月8日、国はWithコロナに向けた新たな段階へ移行する方針を示し、原則として新たな行動制限は行わず重症化リスクのある高齢者等への対策に重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる局面へ入った。
- ・9月26日以降、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第12条に規定する発生届の対象者が限定される。

第8波

- ・前年の冬の第6波、夏の第7波と比べ、新規陽性者数の増加速度は緩やかであったが、10月以降9週連続と長期にわたり増加傾向が続き、1月下旬までの間、連日10～20万人の新規感染者が確認された。
- ・5回目（オミクロン株対応ワクチン）の接種が推進される。
- ・国内の累計感染者数は12月31日時点で約2,900万人となり、全人口の約23.2%となる。
- ・新型コロナウイルス感染症による死亡者数は、12月31日時点で国内累計が57,445人となり、感染者数の約0.2%となった。

令和5年度

- ・4月1日から学校でのマスクの着用が原則不要となる。
- ・4月27日の政府対策本部において、5月8日に基本的対処方針を廃止する方針が決定。
- ・5月、東京都新型コロナ相談センターが開設される。
- ・水際対策として実施されていた入国の際のワクチン接種証明等の提出が不要となる。
- ・5月5日にWHOが新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」終了を発表。
- ・5月8日に政府対策本部が廃止されることが決定。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行。
- ・感染者に関する入院措置、勧告、外出自粛要請等の制限がなくなる。
- ・発生動向の把握は、感染症法にもとづき、定点医療機関による新規感染者数の週報告に変更された。
- ・国内の感染者の累計は5月8日時点で約3,400万人となり、全人口の約27.1%となった。
- ・死亡者数は5月8日時点で国内累計が74,688人となり感染者数の約0.2%となった。
- ・6月の感染状況について、緩やかな増加傾向が継続する。

第9波

- ・8月に沖縄で新型コロナウイルスの急拡大が生じる。

- ・ 8月2日、第一三共株式会社が製造した新型コロナウイルスワクチンが国内製として初承認される。
- ・ 9月1日、国において感染症対策を一元的に担う司令塔として内閣感染症危機管理統括庁が発足。
- ・ 9月8日にオミクロン XBB.1.5 株対応ワクチンが承認される。
- ・ 9月20日から新型コロナウイルスワクチン（XBB.1.5 株対応）接種が全世代で開始される。
- ・ 10月の国内宿泊者数が延べ5,378万人となり、令和4年度と比較して、22%以上の増加となる。
- ・ 12月、コロナワクチン接種で感染者数や死者数が大幅に減少した可能性があるという研究結果が示される。
- ・ 12月に初の国内製造の新型コロナウイルスワクチン（第一三共株式会社製）の接種が開始される。
- ・ 1月に令和6年能登半島地震が発生。地震に伴い開設された避難所において、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染者数が増加。
- ・ 東京都のインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる患者や医療機関への公費の支援が終了。
- ・ 1月から3月まで日本人旅行者の国内消費額がコロナ禍前を上回る。
- ・ 3月31日、コロナワクチン特例臨時接種終了。また、東京都の新型コロナ相談センターが終了。

参考：令和6年度

- ・ 6月26日に地方自治法が改正され、感染症の大流行や大規模災害などが発生した際に、国が自治体に必要な指示が行えることとなる。
- ・ 7月2日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定が閣議決定される。
- ・ 9月12日、新型コロナウイルス感染症の定期接種用ワクチンとして、レプリコンワクチン等5種類が承認される。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が予防接種法上の定期接種に位置付けられ、10月1日から高齢者を対象として実施される。
- ・ 12月のインフルエンザの患者数が、過去10年間で最多となる。

(2)青梅市、東京都、全国における感染者数の推移

年月	青梅市		東京都		全国	
	1か月あたり	累計	1か月あたり	累計	1か月あたり	累計
令和2年1月	-	-	3	3	14	14
令和2年2月	-	-	34	37	213	227
令和2年3月	-	-	489	526	1,936	2,163
令和2年4月	3	3	3,748	4,274	11,952	14,115
令和2年5月	3	6	957	5,231	2,439	16,554
令和2年6月	4	10	994	6,225	1,741	18,295
令和2年7月	4	14	6,464	12,689	17,379	35,674
令和2年8月	18	32	8,125	20,814	31,950	67,624
令和2年9月	48	80	4,918	25,732	15,031	82,655
令和2年10月	16	96	5,350	31,082	17,528	100,183
令和2年11月	52	148	9,861	40,943	47,153	147,336
令和2年12月	59	207	19,369	60,312	86,596	233,932
令和3年1月	266	473	40,367	100,679	154,777	388,709
令和3年2月	115	588	10,997	111,676	41,824	430,533
令和3年3月	75	663	9,310	120,986	42,286	472,819
令和3年4月	72	735	18,075	139,061	117,400	590,219
令和3年5月	55	790	21,871	160,932	153,565	743,784
令和3年6月	28	818	12,977	173,909	52,939	796,723
令和3年7月	125	943	44,448	218,357	126,664	923,387
令和3年8月	504	1,447	129,193	347,550	567,485	1,490,872
令和3年9月	210	1,657	31,929	379,479	210,043	1,700,915
令和3年10月	10	1,667	2,134	381,613	17,237	1,718,152
令和3年11月	0	1,667	542	382,155	4,307	1,722,459
令和3年12月	2	1,669	905	383,060	5,683	1,728,142
令和4年1月	806	2,475	194,563	577,623	1,032,794	2,760,936
令和4年2月	2,473	4,948	416,171	993,794	2,224,184	4,985,120
令和4年3月	1,621	6,569	256,738	1,250,532	1,534,671	6,519,791
令和4年4月	1,139	7,708	188,021	1,438,553	1,307,011	7,826,802
令和4年5月	628	8,336	101,664	1,540,217	965,956	8,792,758
令和4年6月	305	8,641	58,556	1,598,773	478,487	9,271,245
令和4年7月	2,794	11,435	567,728	2,166,501	3,464,083	12,735,328
令和4年8月	5,350	16,785	757,621	2,924,122	6,181,276	18,916,604
令和4年9月	1,844	18,593	244,023	3,168,145	2,322,966	21,239,570
令和4年10月	348	18,941	100,143	3,268,288	1,030,004	22,269,574
令和4年11月	503	19,444	257,031	3,525,319	2,482,001	24,751,575
令和4年12月	1,035	20,479	462,603	3,987,922	4,415,616	29,167,191
令和5年1月	762	21,241	279,887	4,267,809	3,308,881	32,476,072
令和5年2月	256	21,497	47,190	4,314,999	666,637	33,142,709
令和5年3月	86	21,583	23,072	4,338,071	249,322	33,392,031
令和5年4月	66	21,649	36,567	4,374,638	264,713	33,656,744
令和5年5月	31	21,680	12,226	4,386,864	81,654	33,738,398

3 各年度における市の取り組み

※ 5類移行までのものについて予算決算委員会参考資料をもとに作成

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市民の生命および健康の保護ならびに市民生活・経済活動に及ぼす影響が最小となるよう下記の4区分において対策等を講じた。

1 感染症対策

- ・ 感染防止資材の購入
- ・ 感染防止の環境整備
- ・ 医療・検査体制の強化支援
- ・ 介護事業所等への支援
- ・ 保育園、学童等への支援 等

総経費：42 億円

2 住民生活や地域経済を支える対応

- ・ 住民への給付金支給
- ・ 中小企業者、商店街、自治会等への支援
- ・ プレミアム付き商品券の発行 等

総経費：186 億円

3 感染症発生時にも持続可能な社会の構築

- ・ 教育 ICT 環境の整備
- ・ テレワーク環境等の整備
- ・ 災害時体制の強化 等

総経費：12 億円

4 基金の造成

- ・ 中小企業振興資金緊急資金融資事業
- ・ 新型コロナウイルス対策助け合い基金 等

総経費：2 億円

令和２年度（総経費：16,474,732 千円）

Ⅰ 感染症対策に直接要した経費

（Ⅰ）感染防止資材の購入

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
庁舎等感染防止対策事業	市の施設における来庁者の感染防止対策のための消耗品等を購入	消耗品の購入	3,593
対話支援システム導入事業	飛沫防止パネル設置やマスク着用に伴う窓口での聞こえにくさを改善する卓上型対話支援機器の購入	備品の購入	1,177
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）	地域包括支援センターで使用する感染症対策用の消耗品（マスク・アルコール・非接触体温計・パルスオキシメーター等）の購入およびweb会議用パソコンの賃借	消耗品の購入 web会議用パソコンの賃借	148
感染症対策備蓄事業	総合体育館、その他体育施設および避難所で利用する感染症対策用物品の購入	消耗品等の購入	5,579
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	・感染症対策および夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策に必要となる物品の購入 ・感染症対策等を徹底しながらの教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費の補助	消耗品等の購入	74,165
感染症対策のためのマスク等購入支援事業	コロナ禍において集団感染のリスクを避け、児童・生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進するための保健衛生用品の整備	消耗品の購入	11,267

（Ⅱ）感染防止の環境整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
市民センター新型コロナウイルス感染症対策トイレ整備事業	本館トイレにおける感染防止対策（便器の洋式化および自動水栓化、手洗い・照明の非接触型整備等）の実施	市民センター 10施設	86,369
市民センター運営事業（網戸整備事業）	感染防止対策として市民センター本館に、夜間帯に換気を行うための網戸設置	市民センター 8施設	2,657
市民センター運営事業（体育館トイレ等整備事業）	体育館トイレ等における感染防止対策（便器・手洗いの非接触型（自動水栓式）への交換）の実施	市民センター体育館 11施設	31,378

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
健康センター新型コロナウイルス感染症対策トイレ等整備事業	トイレ感染防止対策（洋式化、手洗い・照明の非接触型整備等）の実施	健康センターのトイレに自動水栓等を設置	12,957
リサイクルセンター感染防止環境整備事業	破碎棟内の流し台整備等	流し台の整備等	1,617
小・中学校手洗い用水栓修繕事業	手洗い場等における蛇口ハンドルをレバー式等に交換	(小学校) レバー式 1,759個、自動水栓99個 (中学校) レバー式 805個、自動水栓25個	9,268

(3) 医療・検査体制の強化支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
P C R 検査推進事業	・青梅市健康センター内にドライブスルー型 P C R 検査センターを開設し、市内の医療機関からの紹介患者を受け入れ、検査を実施 ・一般の健康センター利用者の感染を防ぐため、感染症予防対策を実施 ・健康センター内青梅休日診療所で対応できない発熱診療および P C R 検査を実施することを目的とする新たな休日診療所の建設工事	・ドライブスルー式 P C R 検査を実施する青梅市医師会へ補助金を交付 ・消耗品の購入 ・令和3年7月2日、健康センター隣に青梅市休日夜間診療所として開院	46,805
休日歯科診療所医療設備更新事業	感染症予防対策として、健康センター歯科診療室に治療用バキュームを設置	年末までに設置を完了し、年末年始の救急患者に対応	3,209
外来診療協力医療機関支援事業	・都市内の医療機関で実施した新型コロナウイルス感染症対策費の支給および安定的な事業継続の支援を行うことを目的とする給付金を支給 ・ P C R 検査を実施する17の医療機関に対し、防護服等の衛生用品を支給	支給医療機関数 病院 13 診療所 60	2,706
感染症防止対策事業 (市内歯科医院、保険調剤薬局、接骨院等が講じた感染防止対策に要する費用)	・市内歯科医院、保険調剤薬局、接骨院等が講じた感染防止対策に要する費用を補助 ・季節性インフルエンザワクチンを接種した子どもの保護者に対し、接種費用の一部を助成	子どもインフル助成件数 3,004件	41,636
青梅市病院事業会計繰出 (総合病院来院者サーモグラフィー検査機器の導入)	サーモグラフィー検査機器により、来院者への検温を自動化し、院内感染防止策を効率化	サーモグラフィ 6台購入	2,607

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
青梅市病院事業会計繰出 （総合病院リモート環境 の整備）	感染拡大防止・抑制のための、接触機会の少ないリモート医療環境の整備およびWeb会議等の推進	リモート医療環境システム整備 リモート会議用PC購入 リモート会議用オンラインツール導入	12,788
青梅市病院事業会計繰出 （感染防止対策に要する 費用を補助）	市立総合病院に対する財源補完	医業収益の減収補てん	149,794
青梅市病院事業会計繰出 （感染防止対策に要する 費用を補助）	感染防止対策に要する費用や病院職員等に対するPCR検査費用を補助	感染防護服等 56,243千円 PCR検査委託料 2,587千円	58,830
青梅市病院事業会計繰出 （感染症医療経費を負担）	都の補助金（空床確保料）の不足額を負担	延べ3,926床分	107,311
青梅市病院事業会計繰出 （感染防止対策に要する 費用を補助）	クラスター発生による職員就業制限に伴う補填	延べ254人分	68,435

（4）介護事業所等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
介護・障害福祉サービス事業所等感染防止対策費補助事業	事業所の事業継続体制の構築支援をするため、介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等が実施する、感染防止対策に要する消耗品・備品の購入等の経費を補助	感染防止対策に要する費用の補助 （介護） 128事業所 21,149,897円 （障害） 89事業所 11,857,302円	33,033
介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業	感染拡大防止のため、東京都事業の対象とならない介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等の従事者に対して、PCR検査を実施	PCR検査の実施 （介護） 15事業所 219人 2,144,010円 （障害） 32事業所 752人 7,362,080円	9,506

(5) 保育園、学童等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
幼児教育・保育従事者応援事業	緊急事態宣言に伴い、令和2年4月～5月の間において、市内保育施設・市内幼稚園・幼児園で業務に従事した職員に対し、園を通じて応援金を支給	(保育施設) 41施設 1,156人×20,000円 (幼稚園・幼児園) 6施設 88人×10,000円	24,000
認可保育所等にかかる副食費補助事業	緊急事態宣言に伴い、令和2年4月～6月の間において、登園自粛に協力した児童の副食費を日割り計算により減額（還付）した保育施設に対し、減額分を補助	(認可保育所) 31園 延人数 59,073人 (認定こども園) 2園 延人数 956人	10,960
保育環境改善事業	保育施設が実施する衛生品・備品の購入等の感染症対策にかかる経費を補助	(保育施設) 33施設	8,822
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（保育施設、保育事業）	保育および保育事業の実施のために施設が講じた、感染症対策にかかる経費および職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	(保育施設) 37施設 (保育事業) 14事業 一時預かり事業（国補助一般型・幼稚園型）6事業 病児保育事業 8事業	24,686
新型コロナウイルス対策私立幼稚園支援事業	幼稚園において、感染症対策として実施する、子どもを安心して育てることが出来る環境の整備等に対する経費および職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	(幼稚園) 6施設	4,275
感染症拡大防止のための登園自粛等にかかる保育施設に対する支援事業	感染症拡大防止のため、市の要請を受け、保育施設が児童に対する登園自粛の要請または臨時休園を行ったことに伴う利用者負担額等の減額分または返金分に相当する額を補助	(一時預かり事業・都定期利用保育事業) 1園 (東京都認証保育所) 1園	106
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時支援事業	令和2年4～6月において、感染症拡大防止のため小学校が臨時休業等となったことに伴い、保育が必要な保護者のため学童保育所を午前中から開所	4～6月 午前中から開所44日間 (公設民営) 37クラブ (民設民営) 2クラブ	32,589
新型コロナウイルス感染症拡大防止事業	学童保育所へ非接触型温度計、マスク、消毒液、ハンドソープ等の新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために必要な衛生用品等を配布	非接触型温度計、マスク、消毒液、ハンドソープ等を配布 (公設民営) 37クラブ (民設民営) 2クラブ	2,005

(6) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
法律相談体制強化事業	感染拡大に起因する法的な相談対応および困りごとの早期解決を図るためのインフォメーション窓口の開設	新型コロナウイルス法律相談 10回実施 新型コロナウイルス相談インフォメーション開設	803
スズメバチ等の巣除去事業	スズメバチ等の巣の除去における防護服の貸出しを中止し、代替え措置として除去費用の一部を補助（上限1万円）	補助件数 136件	1,346
小・中学校感染症対策事業	感染症対策に資する備品等の購入	備品等の購入	21,871
移動教室等取消料助成事業	移動教室等の中止に伴うキャンセル料を市が負担し、保護者負担を軽減	(小学校) 移動教室 8校 13名 (中学校) 修学旅行 4校 377名 代替旅行 3校 375名 移動教室 2校 62名	2,628
学校体育施設開放関係等感染症対策事業	・学校体育施設を利用した団体が、活動終了後に使用箇所 の消毒を行うための消毒用品一式を各学校ごとに購入し、配布 ・総合体育館の網戸設置	消耗品の購入 修繕料	1,215
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制の確保等	令和2年度ワクチン接種準備、令和3年度ワクチン接種	38,278
体育施設等指定管理減収分補てん	総合体育館および体育施設の管理運営（指定管理）にかかる使用料等の減収分補てん	管理運営委託料（減収補てんに伴う増額分） 使用料等の減収分 13,271,967円 ① 開場中止に伴う管理費等の減 10,516,475円 ② ①-② 2,755,492円	2,755

2 住民生活や地域経済を支えることに資する経費

(1) 住民への給付金（現物給付含む）

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
生活支援臨時給付金支給事業	平成14年4月2日から令和2年8月31日までに出生した18歳未満の者の属する非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給	支給決定件数 823件	25,003
生活自立支援相談体制の強化事業	生活困窮者自立相談支援員1名増員（令和2年6月15日～）住居確保給付金予算の増額	住居確保給付金支給決定件数 134件	8,843
学校給食費保護者支援	臨時休校から再開した際に、感染対策として品数を減らした給食期間の給食食材費を市が負担し、保護者の負担軽減	対象児童・生徒数 8,814人	32,660
特別定額給付金支給事業	令和2年4月27日における住民基本台帳の登録者1人につき10万円を支給	支給者数 132,297人	13,293,314
新生児特別定額給付金支給事業	令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた子ども1人につき10万円を支給	支給者数 488人	48,901
子ども・子育て支援交付金補助事業	緊急事態宣言に伴い、令和2年4月～6月の間において、児童保育所へ登所自粛に協力した児童の育成料について、保護者へ返還した場合等の経費を補助	（公設民営） 4～6月 減免延べ人数 1,631人 （民設民営） 4～6月 減免延べ人数 99人	8,538
ひとり親家庭支援事業（クオカードの配布）	令和2年3月31日までに生まれた児童扶養手当を受給する世帯の児童1人につき5千円の金券を配布	配布件数 1,798件	9,644
ひとり親家庭支援事業	・児童扶養手当受給世帯等に対し1世帯あたり5万円（第2子以降1人あたり3万円）を支給 ・追加給付 児童扶養手当受給世帯等に対し1世帯あたり5万円	基本給付（児童扶養手当令和2年4月分受給者） 世帯数 2,102件 第2子以降 1,190人 合計 140,800,000円	183,623
子育て世帯臨時特別給付金支給事業	令和2年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童1人につき1万円を支給	支給者数 14,333人	150,639
「子供の食の確保」緊急対応事業	学校臨時休業等に伴い在宅する子供等に食事の提供を行う事業者等に対し月ごとに10万円を上限に支給	交付件数 2件	263
出産・子育て応援事業	妊婦の感染を防ぐため、感染予防に必要な物品等の購入に使用できる育児パッケージ（クオカード1万円券）を贈呈	贈呈対象件数 998件	9,980

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
就学援助給食費特別支援事業	学校の臨時休業および給食の休止期間中の昼食費を支援	(小学校) 就学困難生徒就学奨励費認定者 632人 特別支援学級就学困難生徒就学奨励費認定者 98人 (中学校) 就学困難生徒就学奨励費認定者 380人 特別支援学級就学困難生徒就学奨励費認定者 57人	11,673

(2) 中小事業者・商店街・自治会等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
市民活動団体支援事業	NPO法人、ボランティア団体、高齢者クラブ、青少年健全育成団体、スポーツ協会加盟団体、文化団体連盟や体育協会等を対象とした感染予防対策にかかる必要な経費に対する補助	(交付団体) NPO法人 7団体 ボランティア団体 33団体 高齢者クラブ 44団体 青少年健全育成団体 69団体 スポーツ協会加盟団体 24団体 青梅市文化団体連盟 15団体 生涯学習サークル 39団体	7,914
新型コロナウイルス緊急対策資金融資事業	市内の中小企業者の資金繰りの支援を行うため、新たに制度を構築し、信用保証料、利子補給について市が補助	新型コロナウイルス対策資金利用者 348件	81,107
商店街感染症対策補助事業	感染症拡大防止の取組およびイベントに補助金を交付	感染症拡大防止の取組 6千円 歳末大売り出し 2,786千円	2,792

(3) プレミアム付商品券の発行

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
プレミアム付宿泊券事業	経済的な損失を被っている事業者を経済的に支援するため青梅市プレミアム付宿泊券を発行	発行数 7,000枚 登録店舗数 25店舗 換金総額 29,755千円	26,563
プレミアム付飲食・サービス券事業	経済的な損失を被っている事業者を経済的に支援するため青梅市プレミアム付商品券を発行	発行数 455,000枚 登録店舗数 575店舗 換金総額 454,004千円	117,539

(4)その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
買い物代行支援事業	高齢者・障害者・妊産婦を対象とした買い物を代行するサービスの実施	利用件数 （高齢者） 1,070件 （障がい者） 416件 （生後6か月の子どもがいる家庭および妊婦） 151件	10,280
障害者総合支援事業費補助事業	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等	819
妊婦PCR検査費用補助事業	妊婦に対するPCR検査費用の一部助成	助成件数 38件	730
青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金交付事業	野菜その他の地産品の自動販売機の購入等に要する経費の補助	補助金額計 9,001,270円 補助事業件数計 10件	9,001
テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業	テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業に補助金を交付	登録店舗数 32店舗 稼働日数 276日 配送個数 16,745個	21,803
事業者支援臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した事業者に対し、1事業者あたり10万円を給付	給付金交付件数 2,991件	303,516
文化芸術振興費補助事業（美術館）	展覧会開催に際し、来館者への感染症対策のための消耗品を購入	消耗品の購入	58
文化芸術振興費補助事業（郷土博物館）	企画展等に際し、来館者への感染症対策のための消耗品を購入	消耗品の購入	40
学校給食費返還等事業補助事業	臨時休校に伴う学校給食中止により発注した食材のキャンセル費等の青梅市学校給食会の支払いを補助	食材納入業者 13社	7,278

3 感染症発生時にも持続可能な社会の構築に資する経費

(1) 教育 ICT 環境の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
G I G A スクール構想にもとづく端末整備事業	小中学校における学習用コンピュータ購入（児童生徒1人1台）	（小学校） 購入台数 6,319台 （中学校） 購入台数 3,361台	472,903
G I G A スクール構想にもとづくネットワーク整備事業	小中学校における校内情報通信ネットワーク環境の整備	（小学校） 17校 （中学校） 11校	432,530
G I G A スクール構想にもとづく G I G A スクールサポーター配置事業	小中学校における校内情報通信ネットワーク環境構築にかかる支援員の配置	管理者・教員用マニュアル作成支援等	9,790
家庭学習のための通信機器整備支援および学校からの遠隔学習機能の強化事業	家庭学習用通信機器および遠隔学習用機器の購入	ヘッドセット 132台 モバイルルータ 120台	1,108

(2) テレワーク環境等の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
議会用タブレット端末導入事業	議会用タブレット端末の購入等により、非対面による会議の実施や文書資料の共有化等の環境を整備	（令和2年度事業実績） ・令和2年12月および令和3年3月に入札実施（不調） ・令和2年度一般会計補正予算（第10号）により繰越明許（令和3年度事業見込） ・令和3年10月タブレット端末の購入および機器の設定 研修実施後に利用開始 ・タブレット端末 30台（議員用24台、事務局用6台）	0
職員テレワーク環境整備事業	市職員がテレワークを行える環境を整備	テレワーク用 P C 30台 We b 会議用タブレット 15台	6,261
テレワーク推進事業	・市内にテレワークオフィスを設置しようとする事業者を支援するため、整備費用の一部を補助 ・青梅市民センターを除く10センターにWi-Fiを整備し、全市民センターに簡易テレワークスポットを整備	支給件数 2件 11市民センターに簡易テレワークスポット整備	6,018

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
I T化導入支援事業 （青梅事業変革プロジェクト～全事業所 I T利用促進～）	中小企業 I C T 支援事業への補助	機器導入支援 148事業所 専門家支援 127事業所 市内共通システム開発 4システム	51,291

(3) 災害時体制の強化

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
地域避難施設環境整備支援事業	自主防災組織において各自治会館等を自主避難（場）所として開設する際の感染症対策に要する経費を補助	11の自主防災組織に対し、各1,200千円を補助	13,200
避難所環境整備事業	避難（場）所開設時における感染症対策に必要なパーテーション等を購入	ダンボールパーテーション 3,000枚 テント型パーテーション 460台等	7,824
防災行政無線受信機の整備事業	感染症関連情報を含む緊急情報の迅速かつ正確な伝達をするための整備	市内20箇所にて機器を整備。 簡易個別受信機650台購入	14,595

(4) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
公民連携 新たな生活様式構築に伴う地域課題解決プロジェクト事業	新しい生活様式の普及促進等に向けた課題解決を支援するため補助金を交付	支給件数 5件	3,114
電子申請促進事業	窓口手続の電子申請化を推進	30の手続を電子申請化	2,475
楽しいおうち時間啓発事業 （「ゆめうめちゃん」ぬりえイラストコンテスト）	公式キャラクター「ゆめうめちゃん」のぬりえイラストコンテストを実施	応募件数（3部門9部合計） 670件	100
動画コンテンツ活用事業	ショートムービーによる動画コンテストを開催し、応募作品等を利用した市の P R 動画を製作	応募件数（2部門合計） 43件	4,331

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
動画コンテンツ等環境整備事業	子供向け朗読の動画や生涯学習講座の映像を撮影し、図書館のホームページ等や地元ケーブルテレビで公開	動画コンテンツ講師報償金 2件 動画撮影用機材購入	194

4 基金の造成に要する経費

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
中小企業振興資金緊急資金融資事業	信用保証料、利子補給の令和3年度以降分の基金化	新型コロナウイルス対策助け合い基金（第1号基金）に積立	62,411
新型コロナウイルス対策助け合い基金（第2号基金）	感染症対策に関する事業に活用するための基金積立	新型コロナウイルス対策助け合い基金（第2号基金）に積立	60,892

令和3年度（総経費：5,341,463千円）

Ⅰ 感染症対策に直接要した経費

（Ⅰ）感染防止資材の購入

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
庁舎等感染防止対策事業	市の施設における来庁者の感染防止対策のための消耗品等を購入	消耗品等の購入	362
斎場・火葬場感染防止対策事業	・斎場の会席室、火葬場の待合室に飛沫感染防止のためのアクリルパネルを設置 ・斎場、火葬場の入口等に非接触体温計を設置	消耗品等の購入	983
教育相談所等における感染防止対策事業	加湿機能付空気清浄機の購入および保護者面談等で活用する飛沫感染防止のためのアクリルパネルを設置	消耗品等の購入	780
新型コロナウイルス対策学校教育活動継続支援事業 （令和2年度繰越事業含む）	・感染症対策等を徹底しながらの教育活動や家庭学習を実施するために必要となる物品購入等 ・夏季休業期間短縮等により研修機会を逸した教職員の資質向上にかかる物品購入等	消耗品の購入等	34,149
文化芸術施設感染防止対策事業	郷土博物館や文化財住宅の感染防止対策のためのアルコール消毒液等を購入	消耗品の購入	78

（Ⅱ）感染防止の環境整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
障がい者施設の蛇口の自動水栓化事業（自立センター・障がい者サポートセンター）	トイレ手洗い場蛇口の自動水栓化等		41,625
自立センター空調改修事業	空調および換気設備の感染防止対策改修		44,757
学童保育所蛇口の自動水栓化事業	学校外学童保育所手洗い場蛇口の自動水栓化	学校外学童クラブ全5か所、自動水栓化計62か所	2,334
子育て支援センターはぐはぐ 感染防止対策事業	トイレ等の感染防止対策修繕	便器の自動洗浄化、手洗い場蛇口の自動水栓化、照明および天井扇の人感センサー化 ほか	7,416

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
診療所（梅郷・沢井・小曾木）感染防止対策改修事業	診療所内の感染防止対策修繕	空調、換気設備の改修、トイレ手洗い場蛇口等の自動水栓化、出入り口の自動ドア化 ほか	32,364
御嶽駅前トイレ等感染防止対策事業	御嶽駅前公衆トイレ等を感染防止対策トイレに整備	便器の蓋付便座・自動洗浄化4か所、小便器自動洗浄化3か所、手洗い場蛇口の自動水栓化	9,533
リサイクルセンター感染防止対策環境整備事業	資源棟内のごみ選別処理ライン付近に流し台を整備		906
公園トイレ感染防止対策事業	トイレ手洗い場蛇口の自動水栓化および液体石鹸ホルダーの設置	自動水栓化32か所、液体石鹸ホルダー29個を設置	3,079
総合体育館出入口自動ドア化事業	総合体育館のメインエントランスの自動ドア化		10,010
総合体育館蛇口の自動水栓化事業	総合体育館手洗い場蛇口の自動水栓化	自動水栓化 31か所	870
わかぐさ公園こどもプール蛇口の自動水栓化事業	わかぐさ公園こどもプール管理棟手洗い場蛇口の自動水栓化	自動水栓化 15か所	518
御岳山ふれあいセンター蛇口の自動水栓化事業	トイレ手洗い場蛇口の自動水栓化	自動水栓化 4か所	200
博物館等蛇口の自動水栓化事業 （博物館・美術館・吉川英治記念館）	トイレ手洗い場蛇口等の自動水栓化	自動水栓化 （博物館） 5か所 （美術館） 6か所 （記念館） 6か所	723

（3）医療・検査体制の強化支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
PCR検査推進事業 （令和2年度繰越事業）	発熱診療およびPCR検査を実施することを目的とする新たな休日夜間診療所の建設工事を実施	令和3年7月2日、健康センター隣に移転	68,053
PCR検査センター運営体制確保支援事業	ドライブスルー式・ウォークイン式により新型コロナウイルスPCR検査を実施する（一社）青梅市医師会に対し補助金を交付		4,040
休日診療所内新型コロナウイルス感染症判定検査キット設置事業	休日夜間診療所でPCR検査を行うため、小型遺伝子検査機等を購入	小型遺伝子検査機 2台 ほか	4,412

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
医療機関に対する感染防止対策用品支援事業	PCR検査を実施している、もしくは新型コロナウイルス陽性者の在宅療養を支援している市内の医療機関に感染症予防対策キットおよび不織布マスクを支給	支給件数 34件 感染症予防対策キット 7,600セット NS サージカルマスク 300,000枚	5,965
休日等診療事業	休日夜間診療・調剤業務および休日歯科診療業務		5,288
青梅市病院事業会計繰出（感染症医療経費を負担）	新型コロナウイルス感染症患者対応病床確保に伴う負担		21,987
青梅市病院事業会計繰出（感染防止対策に要する費用を出資）	新病院建設の感染対策工事にかかる実施設計の変更経費を出資		26,840
新型コロナウイルスワクチン接種交通費助成事業	65歳以上の高齢者を対象に接種会場から帰路のタクシー代を助成	助成件数 1,663件	1,299

（4）介護事業所等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
介護・障害福祉サービス事業所等感染防止対策費補助事業	事業所の事業継続体制の構築支援をするため、介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等が実施する、感染防止対策に要する消耗品・備品の購入等の経費を補助	感染防止対策に要する費用の補助 （介護） 131事業所 （障害） 84事業所	17,244
介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業	感染拡大防止のため、東京都事業の対象とならない介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等の従事者に対して、PCR検査を実施	PCR検査の実施 （介護） 14事業所 877人 （障害） 114事業所 2,485人	32,919

（5）保育園、学童等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
保育対策総合支援事業費補助事業	保育の実施のために施設が講じた、感染防止対策にかかる経費および職員が感染防止対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	支給件数 41件	17,716
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	保育の実施のために施設が講じた、感染防止対策にかかる経費および職員が感染防止対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	支給件数 42件	7,895

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルス対策 私立幼稚園感染防止対策 支援事業	幼児教育の実施のために施設が講じた、感染防止対策にかかる経費および職員が感染防止対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	支給件数 7件	2,231
子ども・子育て支援交付 金補助事業	学童保育および保育事業の実施のために施設が講じた、感染症対策にかかる経費および職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助	学童40クラブおよび47保育施設	27,284

(6) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルスワク チン接種事業	5歳以上を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を実施	実施件数 延べ約26万回	1,192,183
図書除菌事業	各図書館に図書除菌機を設置	中央図書館 2台、9分館 各1台	9,075

2 住民生活や地域経済を支えることに資する事業

(1) 住民への給付金（現物給付含む）支給

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯等に対し「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給	延べ支給件数 106件	30,619
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	令和3年度住民税非課税世帯等に対し、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給	支給件数 13,910件	1,401,511
子育て世帯等臨時特別支援給付金支給事業	児童手当受給世帯等へ1人あたり10万円を支給	支給件数 16,484件	1,655,776
子育て世帯生活支援給付金支給事業（ひとり親世帯分）	児童扶養手当受給世帯等へ児童1人あたり5万円を支給	支給件数 1,740件	91,899
子育て世帯生活支援給付金支給事業（その他世帯分）	児童手当受給世帯のうち住民税非課税世帯等へ児童1人あたり5万円を支給	支給件数 1,184件	63,381
新生児特別定額給付金支給事業	令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた子ども1人につき10万円を支給	支給件数 72件	7,207
出産・子育て応援事業	子の出産に合わせ、子育て支援サービスの利用や育児用品等の購入ができるギフトカードを配付	配付件数 694件	539
新型コロナウイルス対策住宅改修補助事業	市民が自ら居住する住宅に対して行う、感染予防や働き方の新しいスタイルの実現に資する住宅リフォーム費用を補助	支給件数 20件	4,264

(2) 中小事業者・商店街・自治会等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
観光事業者支援事業	特産品を付与した旅行商品を造成し観光需要の回復を図り、観光事業者を支援	オンラインツアー参加 52名	8,615
新型コロナウイルス緊急対策資金融資事業	市内の中小企業者の資金繰りの支援を行うため、信用保証料および利子補給金を補助	融資実行件数 422件	79,330
スタートアップ青梅市創業支援応援事業	令和2年4月1日以降に認定特定創業支援等事業の支援を受け、市内において事業を開始した創業者に対し、1事業者あたり200,000円の補助金を支給	支給件数 61事業者	12,205

(3) プレミアム商品券の発行・キャッシュレス決済ポイントの還元

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
プレミアム商品券・キャッシュレス決済ポイント還元事業	・経済的な損失を被っている事業者を経済的に支援するため青梅市プレミアム付商品券を発行 ・対象店舗でPayPayによる決済で買い物をした者に30%のポイントを還元	(商品券) 発行枚数 188,318枚 (PayPay) 還元付与額 59,424,000円	111,892

(4) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
買い物代行支援事業	高齢者・障害者等を対象とした食品や日常生活用品などの買い物を代行するサービスを実施	利用件数 (高齢者) 772件 (障害者) 296件	4,093
自宅療養者飲食料品配送事業	新型コロナウイルス感染症により自宅療養となった市内在住者に対し、東京都からの支援物資が届くまでの間を補うため食糧支援を実施	配送品 1,866個	22,864
スズメバチ等の巣除去事業	スズメバチ等の巣の除去における防護服の貸出しを中止し、代替措置として除去費用の一部を補助（上限1万円）	支給件数 151件	1,507
移動教室等取消料助成事業	移動教室等の中止に伴うキャンセル料を市が負担し、保護者負担を軽減	(小学校) 移動教室 2校 3名 (中学校) 修学旅行 8校 656名 移動教室 4校 368名	3,862

3 感染症発生時にも持続可能な社会の構築に資する経費

(1) 教育 I C T 環境の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
教育 I C T 環境整備事業	市内全小中学校へ通常学級数分の電子黒板を導入	(小学校) 129台 (中学校) 89台	59,357
G I G A スクールサポーター配置事業	G I G A スクール構想の推進を図るため、I C T 機器の導入にかかる支援員を配置	8～12月で88日間支援員を配置	7,497

(2) テレワーク環境等の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
議会用タブレット端末導入事業	議会用タブレット端末の導入により、非対面による会議の実施や文書資料の共有化等の環境を整備	タブレット端末 30台（議員用24台、事務局用6台）	6,681
テレワーク推進事業	青梅市内にテレワークオフィスを整備しようとする事業者を支援するため設置費用の一部を補助	支給件数 1件	1,488
テレワーク環境補強事業	オンラインミーティングを推進	Zoomプロ 1ライセンス	26

(3) 災害体制時の強化

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
避難施設感染防止対策事業	発災時に避難（場）所を開設・運営する際の感染防止対策として、感染防止対策用物品を購入	消耗品の購入	7,111
避難施設感染防止対策事業 （感染症対策倉庫等の整備）	避難（場）所における感染防止対策のため、感染防止対策物品専用の保管場所（倉庫）を避難施設周辺に整備	備品の購入	13,579

(4)その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
キャッシュレス対応レジ導入に伴う店内LAN配線工事	感染拡大防止および決済手段の拡大による市民サービス向上を目的にキャッシュレス対応レジの導入に必要なLAN配線工事を実施		688
キャッシュレス対応レジ導入事業	感染拡大防止および決済手段の拡大による市民サービス向上を目的にキャッシュレス対応レジを導入	導入台数 4台	3,832
疾病予防対策事業	・令和3年6月のマイナンバー情報連携にかかるデータ標準レイアウト改定に対応するため健康管理システムを改修 ・マイナンバーカードにより健診状況や健診結果をマイナポータルで閲覧可能とするほか、自治体間での情報連携を可能とする改修を実施	プログラム改修費（ロタワクチン、がん、歯科検診等）	13,750
コロナウイルス感染症対策デジタル化促進事業	青梅商工会議所が新型コロナウイルス感染症対策として実施するデジタル化促進事業に補助することにより、市内中小企業者等のIT化の促進を支援	支援事業者 111事業者	29,932
令和3年成人式中止に伴う代替「成人を祝う会」開催事業	新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった令和3年成人式の対象者に対し、「成人を祝う会」を開催	対象者 1,400人 参加者数 177人	1,366

4 基金の造成に要する経費

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
中小企業振興資金緊急資金融資事業	令和4年度以降分の利子補給金を基金化	新型コロナウイルス対策助け合い基金（第1号基金）に積立	61,474

令和4年度（総経費：3,879,781千円）

Ⅰ 感染症対策に直接要した経費

（Ⅰ）感染防止資材の購入

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
会議室等感染症対策事業	会議室等、人が集まる場において、換気の日安となる二酸化炭素濃度を測定する機器を購入	二酸化炭素濃度センサー 1台	6
子育て支援センターおよび子育てひろば感染対策事業	子育て支援センターおよび子育てひろばで使用する絵本や玩具等のウイルスを除菌するための紫外線殺菌庫を配備	購入数 紫外線殺菌庫 4台 配備場所 子育て支援センター1か所、子育てひろば3か所	2,152
新型コロナウイルス対策学校における感染症対策等支援事業 （令和3年度繰越事業含む）	学校の感染症対策および児童・生徒の学びの保障に必要な物品等の購入	飛沫防止パーテーション、サーキュレーター、加湿器、電子黒板等	38,958

（Ⅱ）感染防止の環境整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
市民センター体育館網戸整備事業	市内11か所の市民センター体育館窓サッシ部等への網戸の整備	網戸取付 590か所	11,139
駅前公衆トイレ感染症対策改修事業	駅前公衆トイレ（青梅駅、河辺駅北口、東青梅駅北口・南口）を感染症対応トイレに改修	便器洋式化10か所、暖房機能付温水洗浄便座設置2か所	3,595
風の子・太陽の子広場トイレ感染症対策改修事業	風の子・太陽の子広場公衆トイレを感染症対応トイレに改修	便器洋式化5か所、小便器自動洗浄化3か所、トイレ照明非接触型修繕 ほか	2,730
小学校職員用トイレ等感染症対策改修事業	職員用トイレおよび学童保育所に近接するトイレ等を感染症対策トイレに改修	第一小4室、第三小6室、第五小4室、成木小2室	22,602
総合体育館スポーツホール床板改修事業	光触媒塗装による抗ウイルス・抗菌・防臭機能の付与	青梅市総合体育館の床板に光触媒塗装修繕を実施	23,650

(3) 医療・検査体制の強化支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
風しん抗体検査等事業	風しんの発生およびまん延を予防するため、風しん抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性へ抗体検査を実施	クーポン券発送13,236通、抗体検査受診票印刷800部、抗体検査HI法（計149件）、抗体検査EIA法（計140件）その他システム改修等	5,327
青梅市病院事業会計繰出	新型コロナウイルス感染症に対応する感染対策および新病院建設の感染対策工事にかかる経費を出資	①後払い・患者呼び出しシステム購入費 16,500,000円 ②紫外線照射ロボット購入費 17,820,000円 ③工事費 132,797,000円	167,117
新型コロナウイルスワクチン接種交通費助成事業	集団接種会場から帰路のタクシー代の一部を助成	助成件数 694件	477

(4) 介護事業所等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業	介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等の従事者に対して、PCR検査を実施	PCR検査の実施 (介護) 8事業所 242人 (障害) 13事業所 1,235人	10,566
介護・障害福祉サービス事業所等感染防止対策費補助事業	事業所の事業継続体制の構築支援をするため、介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等が実施する、感染防止対策に要する消耗品・備品の購入等の経費を補助	感染防止対策に要する費用の補助 (介護) 120事業所 (障害) 84事業所	16,485
介護サービス事業所等感染対策改修費補助事業	介護サービス事業所等の感染症対策改修に要する費用を補助	1事業所 3,500,000円	3,500

(5) 保育園、学童等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
保育対策総合支援事業費 補助事業	①保育の実施のために施設が講じた感染防止対策にかかる経費を補助 ②保育所等が行ったＩＣＴ化推進にかかる費用の一部を補助	①補助件数 40園 ②補助件数 2園	18,730
子ども・子育て支援交付金補助事業	放課後児童健全育成事業および保育事業の実施のために施設が講じた、感染症対策にかかる経費を補助	公設民営37クラブ、民設民営3クラブ 延長保育事業33事業、病児保育事業11事業、一時預かり事業6事業	26,334
新型コロナウイルス対策 私立幼稚園感染防止対策 支援事業	幼稚園等が講じた感染防止対策に要する費用を補助	支給件数 6園	2,025

(6) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種を実施	実施件数 延べ約15万回	1,245,188

2 住民生活や地域経済を支えることに資する経費

(1) 住民への給付金（現物給付含む）支給

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴い支給	支給者数77人、延べ支給月数204月	15,280
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業 （令和3年度繰越事業含む）	住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円を支給	支給件数 2,212件	246,996

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	低所得の子育て世帯に対し、児童１人あたり５万円を支給	支給人数 2,685人	138,265
子育て世帯等臨時特別支援給付金支給事業 （令和３年度繰越事業）	児童手当所得制限未満の子育て世帯に対し、児童１人あたり10万円を支給	支給人数 73人	7,311

（２）中小事業者・商店街・自治会等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
スタートアップ青梅市創業支援応援事業	令和２年４月１日以降に認定特定創業支援等事業の支援を受け、市内において事業を開始した創業者に対し、１事業者あたり20万円の補助金を支給	交付件数 34件	6,805
新型コロナウイルス緊急対策資金融資事業	市内中小企業者の資金繰りの支援を行うため、信用保証料（全額）や利子補給金を補助	①融資実行件数 172件 ②令和２年度融資実行分 18,764,312円 令和３年度融資実行分 23,777,333円 令和４年度融資実行分 5,372,150円	86,038
新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業	新型コロナウイルス感染症対策として青梅商工会議所が実施する、令和４年度デジタル化促進支援事業に補助金を支給することにより、市内事業者の付加価値向上を支援	補助対象者 56事業者 コンサルティング支援 52回	12,431

（３）プレミアム商品券の発行・キャッシュレス決済ポイントの還元

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
キャッシュレス決済ポイント還元事業	市内のキャンペーン対象店舗でPayPayによる決済で買い物をした顧客に30％ポイント還元を実施（実施期間：10/1～31）	還元付与額 104,597,986円	110,549
プレミアム付き商品券事業	13,000円分の商品券を10,000円で販売（商品券使用期間：11/1～1/15）	発行数 126,386枚	35,428

(4) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
地域女性活躍推進交付金補助事業	コロナ禍により不安や困難を抱える女性に対し、さらなる女性活躍を推進するため、女性活躍推進講演会、女性のためのビジネススクール、成果報告会を実施	女性活躍推進講演会参加者 20名 ビジネススクール延べ参加者 56名 成果報告会参加者 14名	2,508
地方消費者行政強化交付金補助事業	高齢者を狙った特殊詐欺の被害を防ぐため、市内に住所を有する65歳以上の方が居住する世帯で、貸与を希望する世帯に対して、自動通話録音機を無償貸与	貸与数 113台	312
自宅療養者飲食料品配送事業	新型コロナウイルス感染症により自宅療養となった市内在住者に対し、東京都からの支援物資が届くまでの間を補うため食糧支援を実施	配送品数 3,988件（うち感染者分1,646件、濃厚接触者分2,342件） 配送委託件数 1,239件（うち感染者分1,192件、濃厚接触者分47件）	39,249
スズメバチ等の巣除去事業	スズメバチ等の巣の除去費用の一部を補助（上限1万円）	支給件数 152件	1,517
移動教室等取消料助成事業	移動教室等への参加を取りやめたことに伴うキャンセル料を市が負担し、保護者負担を軽減	(小学校) 移動教室 3校 11名 (中学校) 修学旅行 2校 8名 移動教室 2校 4名	137

3 感染症発生時にも持続可能な社会の構築に資する経費

(1) 教育ICT環境の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
小・中学校指導者用デジタル教科書整備事業	GIGAスクール構想で整備されたICT環境の活用の一つとして、授業におけるデジタルコンテンツの活用を図るため、令和4年度に使用する小・中学校指導者用デジタル教科書を整備	小学校指導者用デジタル教科書 323冊 中学校指導者用デジタル教科書 66冊	7,945
教員用学習用端末整備事業 (令和3年度繰越事業)	GIGAスクール構想の実現に向けて、感染症対策として遠隔学習推進のため、教員用に学習用端末を整備	教員用学習用端末 202台 (小学校93台、中学校109台)	8,995
教育ICT環境整備事業	市内中学校特別支援学級へ電子黒板を導入	電子黒板 22台	8,503

(2) テレワーク環境等の整備

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
庁舎会議のＩＴ化推進事業	感染症対策を推進するとともに、ペーパーレス化、行政事務のデジタル化推進するため、大型モニターおよびＷｅｂミーティングライセンスを購入	Ｗｅｂミーティングライセンス ４ライセンス モニター関係一式 ４セット ほか	1,690
介護認定審査会デジタル化事業 (介護保険特別会計)	介護認定審査会において、資料をデジタル化し、タブレットを用いた審査判定を実施	(介護認定費) 令和５年３月からタブレットを用いた介護認定審査会を実施	8,864

(3) 災害時体制の強化

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
停電時の電気自動車の活用事業	発災時において、避難所等で停電が発生した際に、電気庁用車および協定により借用する電気自動車から給電を行うための外部給電器を配備	購入数 外部給電器 12台 配備場所 各地区（市民センター防災倉庫）および総合体育館	7,293

(4) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
統合型ＧＩＳ構築等事業	青梅市統合型/公開型ＧＩＳ（おうめ地図情報システム）に、下水道台帳図・下水道計画図などの地図情報を掲載	下水道台帳システム整備に関する業務委託の実施	5,677
介護保険事業費補助金補助事業（介護保険特別会計）	データ標準レイアウト改定に伴い、介護保険システムの改修を実施	(一般管理費) 基幹系業務システム改修業務委託料 1,100,000円	1,100

4 基金の造成に要する経費

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
中小企業振興資金緊急資金融資事業	令和４年度に新型コロナウイルス緊急資金融資を申請した事業者に対し、令和５年度以降分の利子補給金を基金化	新型コロナウイルス対策助け合い基金（第Ⅰ号基金）に積立	13,377

5 原油価格・物価高騰対策に係る経費

(1) 住民への給付金（現物給付含む）支給

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金支給事業	住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給	支給件数 14,452件	744,459
新型コロナウイルス対策子育て世帯生活応援給付金事業	令和4年5月分の児童手当受給者等に対し、子ども1人につき、10,000円を支給	支給人数 12,876人	131,210
新型コロナウイルス対策子育て世帯家計応援給付金事業	令和4年9月分の児童手当受給者等に対し、子ども1人につき、10,000円を支給	支給人数 12,771人	131,471
新生児出産応援事業	子育て世帯に対して、経済的負担を軽減することを目的に、給付金を支給	支給件数 388件	4,877
学校給食食材等購入負担軽減対策事業	物価高騰に対する食材費の高騰分を支援	小学校分 11,881,000円 中学校分 6,817,000円	18,698
物価高騰による保護者負担軽減のための学校給食費支援事業	学校給食費（2・3月分）の保護者への支援	小学校分 46,770,212円 中学校分 27,381,742円	74,152

(2) 中小事業者・商店街・自治会等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
地域公共交通事業者緊急支援事業	市内に営業所を設置している公共交通事業者に対し、車両台数に応じた支援金を交付	交付事業者数 3事業者	13,250
新型コロナウイルス対策農業支援事業	補助上限を30万円とし、令和3年分の確定申告時に申告した肥料費、飼料費、動力光熱水費にそれぞれの補助率を乗じた金額の合計を給付	給付件数 70人	7,815

(3) プレミアム付商品券の発行・キャッシュレス決済ポイントの還元

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
物価高騰等に対する高齢者支援事業	高齢者の経済的負担を軽減するため、市内の店舗で利用できる青梅市高齢者家計応援券を発行し、1人あたり3千円分を配付	高齢者家計応援券発行数 117,060枚 登録店舗数 575店舗	129,029
東京都生活応援事業（キャッシュレス）	市内のキャンペーン対象店舗でPayPayによる決済で買い物をした顧客に30%ポイント還元を実施（実施期間：12/1～31）	還元付与額 127,008,883円	133,351

(4) 介護事業所等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
介護・障害福祉サービス事業所エネルギー・物価高騰給付金支給事業	市内の介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所等に対し、負担軽減を図るための給付金を支給	（介護） 延べ273事業所 （障害） 延べ223事業所	81,062
障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助事業	障害福祉サービス事業所に対し、物価高騰下での事業継続を支援するため、補助金を交付	23事業所	3,234

(5) 保育園、学童等への支援

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
新型コロナウイルス対策保育所等支援事業（上半期分）	市内の幼児教育・保育施設に対し、物価高騰下での事業継続を支援するため、給付金を支給（上半期分）	民間学童保育所 3クラブ 保育施設 42園 幼児教育施設 5園	8,300
新型コロナウイルス対策保育所等支援事業（下半期分）	市内の幼児教育・保育施設に対し、物価高騰下での事業継続を支援するため、給付金および補助金を支給（下半期分）	福祉施設等物価高騰支援給付金 民間学童保育所 3クラブ、保育施設 2園、幼児教育施設 5園 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 保育施設 40園、14事業	28,822
子ども食堂支援事業	子ども食堂に対し、物価高騰下での事業継続を支援するため、給付金を支給	子ども食堂 7か所	700
乳児院・児童養護施設支援事業	乳児院・児童養護施設に対し、物価高騰下での事業継続を支援するため、給付金を支給	乳児院 1施設 児童養護施設 3施設	2,400

(6) その他

事業名	事業内容	事業実績	経費（千円）
ウクライナ避難民人道支援事業	ウクライナ避難民への支援	支給件数 1 件	100

4 青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性の検証

平成27年に策定した市の行動計画では、2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。」および「市民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するため、以下の7つの基本項目に分け対策を定めた。

1 サーベイランス ・情報収集

対策

- ・都や医療機関との連携
- ・新型インフルエンザ等に関するデータの収集

課題

- ・保健所との双方向による情報収集体制の構築

2 情報提供・共有

対策

- ・発生時における情報提供
- ・庁内における情報共有
- ・医療機関との情報共有

課題

- ・より即時性の高い情報発信の仕組みの構築

3 住民相談

対策

- ・新型インフルエンザ相談センター（都相談窓口）
- ・市相談窓口

課題

- ・専門性のある対応をするための担当部署の早期設置

4 感染拡大防止

対策

- ・個人における感染防止対策
- ・学校等における感染拡大防止策

課題

- ・感染防止物資の的確な需要にもとづく備蓄および配布

5 予防接種

対策

- ・ワクチンの生産等
- ・住民接種

課題

- ・早期の担当部署の設置
- ・国による円滑なワクチン供給
- ・予約システムやコールセンターの効果的な運用

6 医療

対策

- ・医療体制の整備
- ・臨時の医療施設

課題

- ・早期の検査体制の確立
- ・医療機関との連携およびニーズに応じた医療機関への支援

7 市民生活および市民 経済の安定の確保

対策

- ・要援護者への生活支援
- ・市民生活の安定の確保

課題

- ・生活物資の迅速な供給
- ・DXの推進による市役所機能の維持

市では、平成27年2月に、行動計画を作成した。

行動計画では、「感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。」「市民生活および経済活動におよぼす影響が最少となるようにする。」という目標を達成するため、下記7項目が設定されている。

- 1 サーベイランス・情報収集
- 2 情報提供・共有
- 3 住民相談
- 4 感染拡大防止
- 5 予防接種
- 6 医療
- 7 市民生活および市民経済の安定の確保

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際においても、市では、行動計画にもとづいて対応を進めた。

今後、同様のパンデミックが発生した場合に、より効果的な対応を行い、市民サービスの低下を最小限にし、市役所機能を維持することが非常に重要であるため、1から7の各項目について、実際の対応を振り返り、評価・検証を行う。

なお、行動計画については、令和6年7月2日に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」および今後改定予定の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を踏まえ、今回の検証を反映した見直しを行い、より実効性のある行動計画に改定を行う予定である。

(1) サーベイランス・情報収集

行動計画上の対応項目

- ・都や医療機関等との連携、体制の強化
- ・新型インフルエンザ等に関するデータの収集、分析
- ・ワクチンの開発に係る情報を積極的に収集し、集約を図る

ア 実際の対応

国および各都道府県は、感染症法にもとづき、感染拡大の恐れがない場合には、患者の人権を守るため、個人や関係機関が特定される情報は公表しないこととなっていた。

東京都は当初、感染症発生動向にかかる新型コロナウイルス感染症発生届出数は、従来の感染症と同様に東京都全体の数を公表していた。

一方で、感染が拡大する中で、市民への情報提供は感染拡大防止対策の徹底を図るために非常に重要であることから、段階的に東京都から区市町村別の情報提供が開始されることとなった。

未知の感染症に対する市民の不安感は強く、特に感染拡大当初は、市が保有する情報は限られており、より詳しい情報を求める問合せに対し、回答できない場合も多かった。

そのことで市民の不安感がさらに大きくなり、リスクコミュニケーションの重要性が浮き彫りとなった。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、基本的には国からの通知を主として収集が行われた。

コロナワクチンの開発にかかる情報についても、国による自治体説明会がその時点での最新の内容であったため、自治体説明会の都度、資料等の情報を分析し、市の対応について検討を行った。

一方で、報道やインターネット等、様々な情報が世の中に溢れ、ファクトチェックが行われていない情報も多数存在し、どの情報が正確で最新か分からない状況が生じた。

イ 評価

医療機関において診断された患者の情報は、発生届として保健所に報告され、感染症サーベイランスシステムを通して厚生労働省が取りまとめを行った。

市でも必要な情報が収集できるよう、東京都本庁や西多摩保健所と平時から情報連携の方法や情報収集のフロー（定期的に既定の様式により、双方が情報提供を受けるしくみ等）に関して取り決めを行うことが重要である。

また、その取り決めをもとに、情報連携にかかる訓練を行い、実際のパンデミックの際に、より迅速で正確に市と東京都それぞれが情報収集できる仕組みを構築することが重要と考える。

また、どの情報が正確な情報か、市民一人一人が見極められることが、社会不安を解消するために重要であるため、平常時においても、情報リテラシーにかかる普及啓発や、市民向け講座を開催することも必要である。

併せて、国や東京都が発信する情報をいち早く収集・分析し、市の対応に繋げるため、青梅市医師会と協力し、例えば

パンデミック時は「感染症アドバイザー（仮称）」を非常勤特別職の役職として設置すること等も視野に入れ、感染症サーベイランス情報の適切な分析と市における適切な対応方針の検討を図ることが重要と考える。

(2) 情報提供・共有

行動計画上の対応項目

- ・ 情報提供手段の確保および情報集約体制の整備
- ・ 平常時における情報提供
- ・ 新型インフルエンザ等発生時における情報提供
- ・ 報道発表
- ・ 庁内における情報共有
- ・ 医療機関との情報共有

ア 実際の対応

情報提供については、新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、子どもの予防接種の対象とされているような感染力の強い感染症の情報を、市ホームページや広報で発信していた。

一方で、新型インフルエンザ等の新興感染症に関する情報について、具体的な対策内容などの情報発信は行っていなかった。

その後、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、情報発信を開始、令和2年9月からは東京都から提供される情報をもとに、感染者数についても週報として毎週ホームページに掲載することとした。

庁内における情報共有体制については、新型コロナウイルス感染症の東京都内での感染者が確認された早期段階で行動計画にもとづき青梅市新型コロナウイルス感染症対策連

絡会議を設置。

令和2年2月28日には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）に格上げし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について、より一層強化することを確認。

対策本部会議では、イベントの中止や、小・中学校の臨時休校等について、協議や情報共有を行った。

医療機関へも、対策本部会議に青梅市医師会の代表者に出席いただく事により情報共有を図った。

また、コロナワクチンの接種体制を構築するため、令和3年4月1日から、青梅市医師会と新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会を開催（全28回）し、協議を進めた。

個別の医療機関との情報共有については、電話、FAXやメール等様々な連絡手段を用いて、迅速に情報が伝達されるよう対応した。

庁内における情報共有は、新型コロナウイルスワクチン接種担当の設置以降、日々取り組んだ業務内容について、業務日報として関係職員にメールにて情報共有を行い、1日毎の体制整備の進捗状況が把握できるよう努めた。

イ 評価

情報発信は、市ホームページや広報、チラシ等によって行われ、感染拡大初期の段階では、SNSでの情報発信は限定的であった。

その後、コロナワクチン接種の集団接種にかかる予約を市

の公式 LINE で行えるようにしたことにより、飛躍的に市民の公式 LINE の登録者数が増加した。

公式 LINE について市民の利用者が多いことは、今後様々な場面で公式 LINE を利用した情報発信が行えるため、コロナワクチン接種事業終了後においても、非常に重要なレガシーとなった。

今後、情報発信の重要なツールとして活用したい。

庁内への情報提供では、対策本部会議の出席者以外の者に対しても、議事録の共有が行われ、会議内容等、情報共有が図れた一方、日々の感染状況や、職場内の感染者等については、個人情報との関係もあり、十分に共有されていない場合もあった。

市民や職員の感染状況等の情報については、市役所全体に一斉配信する「オールメール」を定期的に発信してより多くの職員に周知を図る方法や、全部署が感染状況を随時入力できるデータを作成する等、全庁的にリアルタイムで市の状況や対応方針が把握できるようにすることで、職場内における感染症対策や市民への説明が統一的に行うことができると考える。

対策本部会議では、本部構成員として、青梅市医師会長、青梅市歯科医師会長、青梅市薬剤師会長、青梅警察署、青梅消防署長、西多摩保健所職員等を交えての協議を行い、各機関にかかる対応を共有することで、市全体の体制を把握し、課題に対して対応することができた。

一方で、感染拡大が進む中、構成員との日程調整が難航し、開催時期に開きが生じ、課題の共有や協議が遅れる場合があ

った。

この対策として、開催頻度について再考するとともに、決まった曜日、時間に会議日程を設定し、定期的を実施する方法や、必要に応じてより迅速な意思決定を進めていくため、リモートでの会議が円滑に行えるように設備を整え、臨機応変に開催できる体制作りを進めていくことが重要であると考ええる。

個別の医療機関への情報提供については、FAX を利用した方法や、メールを利用した方法等いくつかの対応を行ったが、情報の受け手の医療機関の体制によって、医療機関が把握できる情報量に差が生じる結果となった。

即時性の観点からは、メールによる方法が非常に有効であった一方、医療機関によっては職員の個人のメールアドレスを使用している場合もあり、当該職員が退職すると情報が停滞する等の問題も生じた。

医療機関の公式なメールアドレスを集約、管理でき、送信されたメールの内容が全ての医療機関で不足なく把握できる体制が望ましいが、現実的には、書面による通知、FAX およびメールを複合的に利用し、情報の特性によって使い分ける方法が現実的であり、もっとも情報を確実に伝達できるものであった。

より迅速で効率的に情報提供ができる手段については、大きく検討の余地が残っている。

(3) 住民相談

行動計画上の対応項目

- ・ 新型インフルエンザ相談センター（東京都相談窓口）
- ・ 市相談窓口
- ・ その他相談窓口（各部署における相談対応）

ア 実際の対応

感染症法等にもとづき、新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口は、西多摩保健所を含めた東京都が担当した。

一方で、西多摩保健所は医療機関調整、患者や接触者への連絡等で電話がひっ迫し、市民が相談のために電話をしてもつながらない状態が続いた。

そのため、青梅市健康センターでは、西多摩保健所の電話が繋がらず、問合せができない市民等の受け皿として、副次的に対応する状態となった。

令和3年2月からは、コロナワクチン接種にかかる集団接種の問合せ等に対応するため、市独自で、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターを開設した。

このコールセンターは、コロナワクチンの集団接種等に関する問合せのほか、新型コロナウイルス感染症全般にかかる問合せにも一部対応したが、コロナワクチンの問合せが日に日に増加していく中で、コールセンターだけでは対応することが難しくなった。

特にコロナワクチン接種が開始された直後はコールセン

ターがパンクする事態となり、電話が全く繋がらない等、市民に対して甚大な影響が生じた。

そのため、市役所内においても、各部署の職員を動員して問合せに対応する体制となった。

なお、行動計画に示された国や東京都から配布されることとなっていた、新型コロナウイルス感染症にかかる質疑応答集については、Q&Aという形で、国等のホームページへ掲載されたため、それを確認しながら市民への問合せ対応を行った。

また、感染者の情報についても、行動計画上は東京都からの情報提供が行われる予定であったが、感染症法との関係から具体的な情報提供は迅速には行われず、一定の期間を経過してからとなった。

イ 評価

行動計画では、保健所の役割として、新型コロナウイルス感染症にかかる相談センターが設置されることとなっているが、保健所は、急激な感染拡大により急増した業務と問合せに対して、対応が困難となり、市への相談が増加する事態となった。

一方、市では、感染症に係る専門的な問合せや、感染状況についての問合せに対しては、対応できないことも多々あり、今後は平時から西多摩保健所と感染症に係る情報共有、連携体制を構築し、パンデミック時には、市においても専門的な問合せに対して回答ができることが、市民の安心につながり重要である。

そのためには、西多摩保健所と市で感染症に関する研修会や情報交換の場を設けるとともに、感染症の専門家による職員向け研修の実施および共通の質疑応答集の作成も検討する必要がある。

またコロナワクチンの集団接種に係る問合せに対応するために設置したコールセンターではあったが、実際の問合せ内容は多岐に渡り、マニュアル等では対応できるものではなかった。

市役所への問合せについても、新型コロナウイルス感染症にかかる専門部署がなかったため、健康福祉部健康課が主な問合せに対応した。

本来の業務に加えての対応であったため、住民サービスを低下させないためには、超過勤務を前提とせざるを得ないものでありその負担は甚大であった。

今後パンデミック発生時は、専属の担当部署を早急に立ち上げ、必要に応じて他部署からの支援を受けながら、一元的に新興感染症対応にあたることが重要である。

(4) 感染拡大防止

行動計画上の対応項目

- ・個人における感染拡大防止策
- ・学校等における感染拡大防止策
- ・幼稚園・保育施設等における感染拡大防止策
- ・高齢者・障害者等の社会福祉施設における感染拡大防止策

ア 実際の対応

初めての緊急事態宣言を受け、広報や市ホームページで

(ア) 手洗いとマスクの着用

(イ) 夜8時以降の不要不急の外出を控えること

(ウ) 三密を避けての行動

について、注意喚起を開始した。

【広報おうめ（令和3年2月15日号）】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 緊急事態宣言発出中

日中も含め、不要不急の外出を自粛しましょう。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出を自粛しましょう。
特に都外への移動は極力控えましょう。

手洗いなどの手指の衛生、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンスなど、感染対策を徹底しましょう。

「3密」を徹底的に
避けましょう。



(内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ、東京都政策企画局ホームページ参照)

また、感染リスクが高まる「5つの場面」への注意として、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスク無しでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」等、継続的に個人における感染防止対策の注意喚起を行った。

併せて、市内医療機関と市による公民連携事業として、インターネット番組「健康チャンネル OMe」において新型コロナウイルス感染症感染抑止にかかる内容の動画配信を行った。

【健康チャンネル OMe 広報記事】

新型コロナウイルス感染抑止に関する動画が配信されています

市と新町クリニックによる公民連携事業としてインターネット番組「健康チャンネル OMe」にて新型コロナウイルス感染抑止に関する動画が配信されています。YouTubeで「健康チャンネル OMe」と検索いただくか、下記の二次元コードから視聴できますのでぜひご覧ください。

問い合わせ (医) 新町クリニック ☎ 31-5301 (代)



学校においては、令和2年2月27日に国から全国の小学校、中学校、高等学校等に対し、感染拡大防止のための臨時休校が要請された。

市においても、令和2年3月2日から全小中学校28校の臨時休校を決定した。

さらに感染が拡大していることから、令和2年3月15日までであった期間を同年5月31日まで延期することとした。

なお、臨時休校終了後においても、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」にもとづき、検温による体調管理や換気・消毒による校内環境の適切な管理など、可能な限り、感染を予防しながら教育を維持する取り組みを実施した。

保育園および学童保育所については、就労等の理由により自宅での保育が難しい保護者を支援することから、原則休業は行わず、保育所内等で感染者が出た場合は、濃厚接触が疑われる児童や職員の在籍しているクラス単位での一部休業等の措置により対応した。

高齢者施設における感染防止対策としては、令和2年1月に、新型コロナウイルス感染症の感染にかかる注意喚起の通知を市内高齢者施設等に通知。

同年3月に市備蓄マスクおよび東京都からの調達分マスクを高齢者施設等へ配布。

同年4月、市内4市民センターで高齢者施設への次亜塩素酸水の配布を行った。

その後、平成21年の新型インフルエンザの流行時に備蓄

されたマスク等の資材を、高齢者施設に配布した。

同年5月、高齢者施設へ東京都からの調達分マスクを配布。

同年9月に高齢者施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金制度を設置。

また、特別養護老人ホーム運営法人へ東京都から調達したマスク、エプロン、ゴーグルを配布。

同年12月、市へ寄付されたマスク、東京都から調達したマスク、エプロン、ゴム手袋、ゴーグルを配布。

令和3年2月、認知症グループホーム、デイサービス等の従事員等を対象としたPCR検査実施事業を開始。

また、コロナワクチン接種については、市内医療機関と巡回接種の構想について早期に検討し、協議を進め、迅速な実現に結びつけた。

イ 評価

学校については、各学校により学習課題の周知の方法などについて差が生じることがあった。

GIGAスクール構想にもとづくタブレット端末の導入等により今後は統一的連絡調整が進むことが想定される。

また、学校は教科学習だけではなく、様々な経験を通して学ぶ場であり、子どもたちの居場所であるため、子どもたちの学習の確保および安全で安心した学校生活を確保することは極めて重要である。

そのため、タブレット端末の活用等をさらに進め、休校せずに学習できる機会が提供できるよう、準備を進めていきたい。

施設に対する感染拡大防止については、一時入手困難とされていたマスク等感染予防物資について、新型コロナウイルス感染症の発生早期段階で、高齢者施設等に配布できたことは、施設内におけるクラスターや感染拡大防止の観点から非常に有効であったと考える。

感染予防物資の提供の課題は、市で備蓄している感染予防物資と、施設が必要としている感染予防物資との間に相違が生じることであり、マスク等の在庫は新型コロナウイルス感染症が収束した後も、相当数が残存することとなった。

在庫として保管した感染予防物資については、消費期限が設定されているものも多いため、定期的に配布して新しいものに変えるなど、ランニングストック方式で管理を行うことが有用であると考ええる。

また、各部、課で所管するのではなく、一元管理して、必要な時期に迅速かつ計画的に配布できることが望ましい。

(5) 予防接種

行動計画上の対応項目

- ・ワクチンの供給
- ・特定接種（医療従事者、関係事業者、関係公務員への接種）
- ・住民接種（特定接種対象者以外の市民への接種）

ア 実際の対応

(ア) 職員体制について

令和3年1月12日付けで新型コロナウイルスワクチン接種担当の部署が設置された。

なお、コロナワクチン接種の実施が目前に迫っていることもあり、当初は係長職を配置せず、予防接種経験者の係員がある程度意思決定し、事業を進めていくことも検討されたが、青梅市医師会等の外部との折衝等も多々行われることが想定されたため、主幹および主査も設置されることとなった。

人員としては、担当主幹1名、担当主査3名、担当係員として、過去に予防接種事務への経験を有する者2名および健康課に所属する職員8名の計10名、合計で14名が兼務職員として配置された。

その後、令和3年2月17日に企画部秘書広報課主査が兼務として配置、令和3年4月16日に企画部財政担当主査が兼務として配置、令和3年5月1日に健康課保健師3名が兼務として配置された。

当初は、青梅市健康センターの空室を使用して事務を行っていたが、PCの接続の不具合等があり業務に支障をきたした。

そのため、本来事務を行う部屋ではない市役所本庁舎3階のリフレッシュルームを主たる事務室として使用することとなるなど、職場の環境整備にも時間を要した。

その後、兼務体制が維持される一方で、専属で主査1名および係員1名の人員が配置され、令和5年度までのコロナワクチン接種業務が継続された。

(イ) ワクチンについて

行動計画では、事前に備蓄され、一部が事前製剤化されている「プレパンデミックワクチン」もしくは国により使用する株が決定してから6か月で全国民分が国内で製造できる想定「パンデミックワクチン」の使用が想定されていた。

実際に使用されたのは新たに開発された「メッセージーRNAワクチン」であり、海外で製造されたものが、超低温保管され、空輸されて国内に届けられるものであった。

コロナワクチンは国から配分数が示され、海外から到着され次第、順次全国の各自治体に納品されることとなり、対象者分の全てが納品されるまでには相当数の期間を要した。

実際に集団接種が開始された際の予約枠については、コロナワクチンの納品が担保されている人数分までしか予約枠を解放することができなかったため、大部分の市民が予約ができない状況が一定の期間継続した。

また、コロナワクチンは、－70度前後の温度帯での保管が必要であり、毎日の徹底した温度管理や配送中に振動を与えてはいけないなど、取扱いについて細心の注意を払わなければならなかった。

一方で、国の手引きにより、コロナワクチンの保管は、国から譲渡された超低温冷凍庫で行わなければならず、各自治体が指定する「基本型接種施設」に超低温冷凍庫を設置管理することが定められていた。

【ワクチン保管用超低温冷凍庫】



経験したことのないワクチン接種事業において「基本型接種施設」を担っていただける医療機関を探すのは難航した。

複数の医療機関に打診し、令和3年2月22日に東京海道病院が引き受けを承諾。市で初めて、国からコロナワク

チンが供給されることとなった。

初期の頃は、コロナワクチンの在庫量が十分でないため、集団接種で当日キャンセルがあった場合は、

- ①キャンセル待ちの市民リストから接種希望者を探す
 - ②会場従事者から未接種者を探す
 - ③市の職員の中から未接種で希望しているものを探す
- 等様々な方法により、できるだけコロナワクチンを廃棄しないように対応した。

(ウ) 集団接種について

新型コロナワクチン接種を開始するに当たり、令和3年4月1日に第1回新型コロナワクチン接種連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催した。

連絡協議会は、青梅市医師会長を座長とし青梅市医師会担当理事および市健康福祉部、医療法人社団新町クリニック（以下「新町クリニック」という。）のスタッフが出席し、まず医療従事者に対するワクチン接種体制などを協議した。

同年4月末まで毎週1回（第2～5回）開催され、一般市民への集団接種体制を協議した。

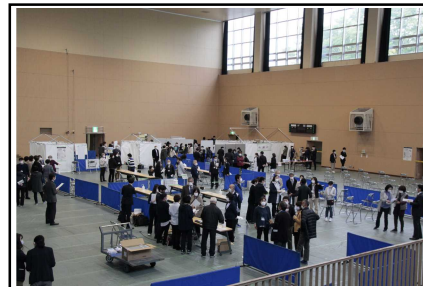
なお、連絡協議会は、その後令和3年7月まで毎月2回、さらに1～3ヶ月間隔で令和5年8月まで開催し、コロナワクチンの在庫状況の情報共有やコロナワクチン接種についての問題点、課題が協議され、市の接種体制の構築が進められた。

想定接種者数、接種期間などの規模、副反応への対応等、様々な問題点を考慮し総合的に判断した結果、開始当初は

個別接種ではなく集団接種のみで行う方針とし、令和3年5月2日より青梅市総合体育館において高齢者を対象にコロナワクチン接種が開始された。

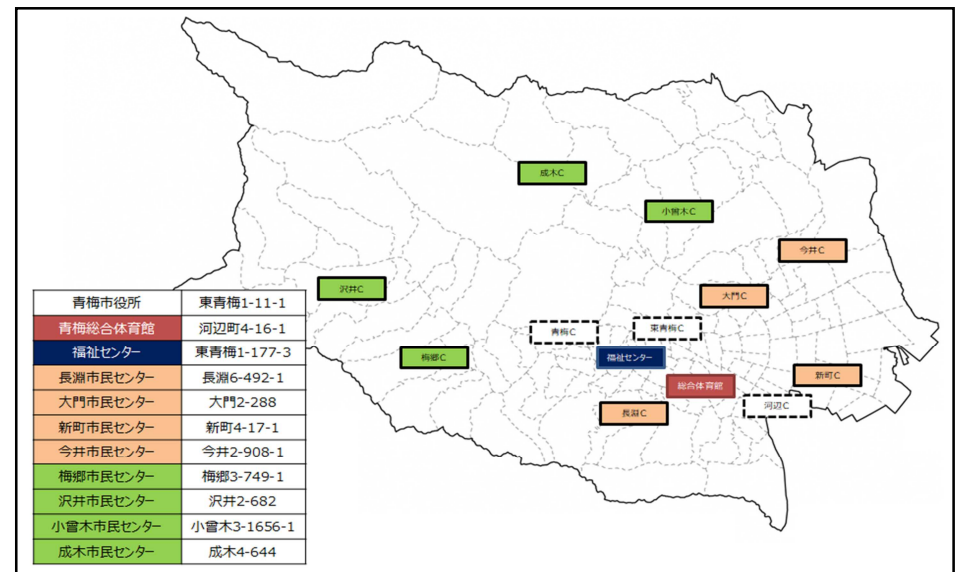
コロナワクチン接種は青梅市医師会員有志が問診を担当し、青梅市が雇用した看護師スタッフが接種を行い、薬剤師会員有志は注射液の充填などの担当を担った。また、市立青梅総合医療センターからも医師派遣等の協力を得ることができた。そのため、一般の高齢者の他、施設入所者、在宅患者、基礎疾患を有する市民など順次接種を進め、さらに一般市民、小児への接種も集団接種会場にて実施された。

【集団接種模擬訓練の様子】



集団接種の実施にあたっては、広域的な市域において、できるだけ分散して接種会場を設けることが市民の利便性を高めると考え、長淵市民センター等8センターにより、毎週2施設ずつ順番に集団接種会場を開設する方式を取った。

【市内における集団接種会場】



なお、日中での実施をメインとし、慣れてきた後は、多数の接種者を賄うために、夜間接種も行われることとなった。

集団接種においては、何パーセントの市民が接種するか予測困難な状況で、接種率により従事者の配置など会場運営に大きく影響してしまうことや、問診時間や問診の内容についていかに瑕疵なく迅速に対応していくかが課題と

なっていた。

在宅療養者に対するコロナワクチン接種についても実施方法や実施できる医療機関を探すことに難航したが、個別医療機関による往診により実施された。

子どもの接種については、青梅市医師会との協議で、8歳以上の子どもを対象として、市立青梅総合医療センターの小児科医等の派遣による夜間での集団接種により対応をする方針となった。

なお、令和3年度の後期からは、青梅市総合体育館および福祉センターを主の会場として実施し、令和5年度以降は福祉センターのみで集団接種を実施した。

その他、医療機関による個別接種および高齢者施設においては、新町クリニックによる巡回接種等様々な方法により、できるだけ多くの市民が早く接種を完了できる体制を構築した。

なお、集団接種体制は令和4年10月以後、青梅市の直営から新町クリニックに委託する方法により継続された。

(Ⅰ) 個別接種について

個別接種は集団接種開始から約2か月後の令和3年6月21日より導入された。

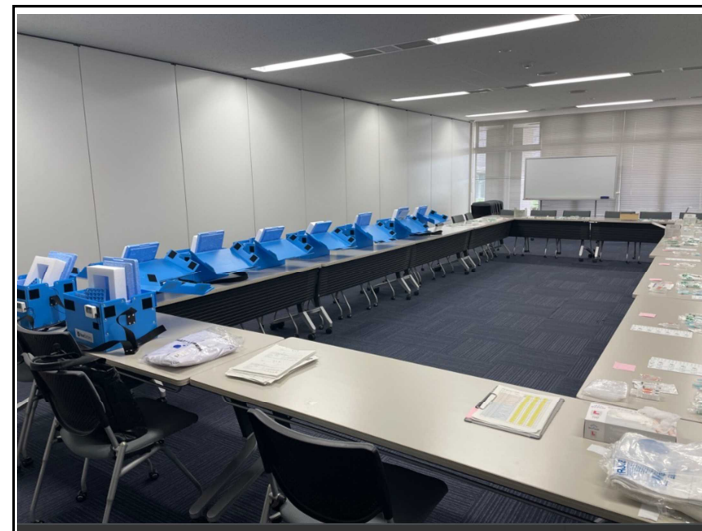
かかりつけ医療機関で接種を希望する市民の声や接種率拡大、接種ペースの向上を考慮し、副反応への対応などの問題点はあるものの、青梅市医師会に所属する多くの医療機関に協力頂くことにより接種率拡大を目指した。

しかし国からのコロナワクチンの供給が微少であったこともあり、対象を限定的にして、一般の外来の市民の接

種は当面行うことが難しかった。

個別接種実施医療機関へのコロナワクチンの供給については、1週間に1回とし、当初は各医療機関に市役所までコロナワクチンを取りに来てもらい、市で管理している超低温冷凍庫からその都度取り出し、渡す体制となっていた。

【コロナワクチン受渡会場】



医療機関に来所してもらう日程を調整し、個別に連絡し、時間ごとに医療機関へコロナワクチンの個数や状態を確認してから手渡しする方法であったため、市および医療機関双方の負担が非常に大きく、全てのコロナワクチン希望医療機関に配り終わるのに1日を要することもあった。

そのため、市において、コロナワクチンを一元管理し、毎週注文をメールで調査し、配送業者に個別配送を委託す

る方法に変更した。その結果、市および医療機関の負担が激減した。この運用は事業終了まで継続された。

8歳未満の子どもについては、青梅市医師会との協議により、できるだけ小児専門医での個別接種が望ましいとされ、個別接種のみでの対応とした。

なお、国から示されたワクチン接種記録システム（VRS）の取扱いについて、医療機関や高齢者施設からの問い合わせが殺到し、電話での回答では解決できないことも多々あり、情報の伝達の方法について苦慮した。

(オ) 接種券について

国の手引きに規定された接種順位としては

- ①医療従事者
- ②高齢者
- ③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- ④60 から 64 歳の者
- ⑤それ以外の者

に分けられていた。

接種順位上位の医療従事者については、人数がそれほど多くないこともあり、該当者へ個別に予診票を準備し、対応することができた。

高齢者については、対象者に接種券を一斉に同時発送したことにより、通知が到着し、電話での予約を希望した市民が一斉にコールセンターに問合せを行う事となり、混乱を極めた。

そのため、3回目以降の接種券送付では、接種対象者に対して、1週間で、多くとも 5,000 通程度の発送数に絞

り、通知が届いた方が問合せをしても、どうにかコールセンターのみで受け入れられる体制とし、混乱をできるだけ生じさせない工夫をした。

(カ) コールセンターについて

実際に集団接種が実施されると、青梅市健康センターや市役所本庁舎への問合せが相当数に上り、繋がらない等の苦情が寄せられた。

また、市内医療機関においても、コロナワクチンにかかる問合せが殺到しているという情報が青梅市医師会を通じて伝達された。

対応にあたるコールセンターの人員については、コロナワクチン接種開始当初である令和3年3月以降10人から15人の間で対応したが、一瞬にして予約枠が埋まる状況が継続した。

また、お知らせの全戸配布や広報の掲載のタイミングにより問合せ件数が急激に上昇する傾向が見られた。

問合せ件数については、応答できた件数だけでも多い月で、10,000 件を越えた。

そのため、令和3年の7月からは30人体制に人員を増加し、その後は接種券の発送のタイミング等にも合わせ、人員の増員等を行い、最大40人体制で対応した。

問合せの内容としては、接種券配布時期、予約開始時期、予約方法、接種会場および接種時期の確認、住所地外の接種可否の確認、予防接種済証の再発行依頼やワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）に関する問合せ等であった。

【コールセンター対応実績件数】

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	5,914	2,946	1,261
5月	8,078	1,414	5,626
6月	7,433	2,600	2,116
7月	6,515	7,478	691
8月	4,028	5,027	469
9月	4,277	1,781	6,020
10月	2,347	2,677	2,573
11月	1,343	11,624	971
12月	825	2,814	334
1月	4,440	1,151	271
2月	8,159	382	
3月	5,337	278	
合計	58,696	40,172	20,332
総計	119,200		

※ 令和5年度2月、3月はコールセンター稼働無し
 イ 「青梅市新型インフルエンザにかかる住民接種の実施体制整備ガイドライン」との比較

(ア) ガイドラインの内容

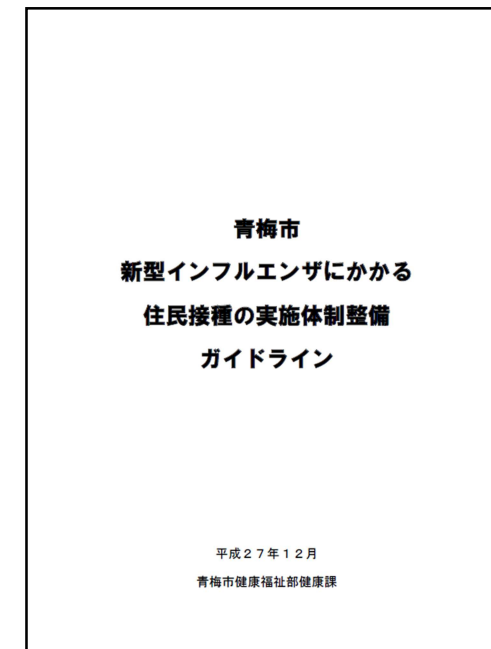
市では、行動計画を新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづき、平成27年2月に作成した。

行動計画の中でも新型インフルエンザ等対策にかかる住民接種の実施の体制構築は特に市民の生命や健康の保護に効果が期待されるものとされた。そのため、平成27

年12月にガイドラインを策定した。

当該ガイドラインは、東京都の包括補助事業補助金を活用し、今後パンデミックが発生した場合に、市としてどのような体制で全市民の接種を進めていくかを事前に検討しておくことを目的とした、市独自の資料である。

【青梅市新型インフルエンザにかかる住民接種の実施体制整備ガイドライン】



ガイドラインでは、接種群を

- ①医学的ハイリスク者
- ②小児
- ③成人、若年者
- ④高齢者

と4群に規定。

また接種会場については、

- ①地域を11区域に分割する地域別集団接種
- ②公立学校における集団接種
- ③青梅市健康センターにおける集団接種
- ④社会福祉施設内での入所者接種
- ⑤基礎疾患や妊婦等への個別接種
- ⑥在宅療養者に対しての個別訪問接種

の6つの体制が想定された。

接種の受付方法については、予約方式は自身の都合がよい時間や場所で接種をうけることができ利便性の高い方法であると考えられる一方、事務量の負担が膨大であり、人件費の費用等も必要となることから、接種会場と接種日時を事前に対象者へ割り振る方法を検討した。

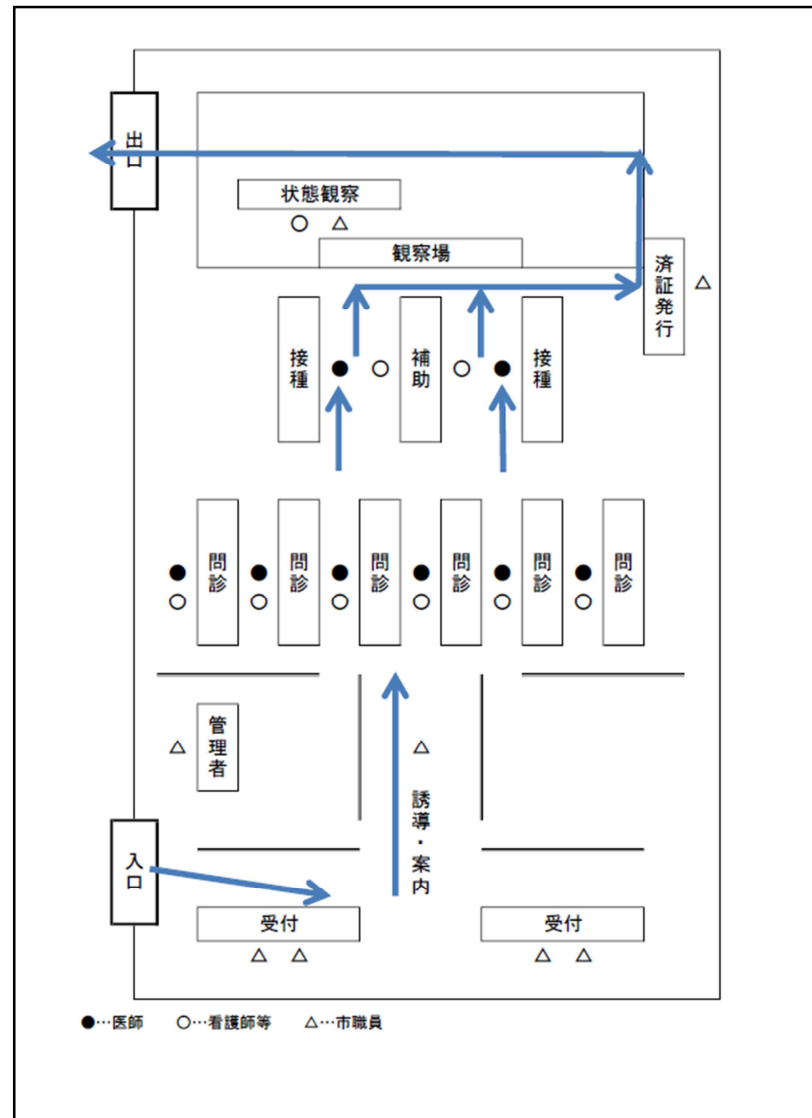
接種会場では、予防接種対象者台帳を用いて、本人確認書類で確認をする方法を検討した。

【ガイドライン作成時の会場想定】

	接種会場名	管轄地区	管轄人口(人)
1	接種会場A	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	11,236
2	接種会場B-1	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	10,726
	接種会場B-2		10,727
3	接種会場C-1	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	10,414
	接種会場C-2		10,415
4	接種会場D	畑中、和田町、梅郷、柚木町	10,823
5	接種会場E	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	3,580
6	接種会場F	富岡、小曾木、黒沢	4,105
7	接種会場G	成木	2,057
8	接種会場H-1	東青梅、根ヶ布、師岡町	7,942
	接種会場H-2		7,942
9	接種会場I-1	新町、末広町	10,037
	接種会場I-2		10,037
10	接種会場J-1	河辺町	7,932
	接種会場J-2		7,933
11	接種会場K	藤橋、今井	11,202

※管轄人口は、平成27年4月1日現在

【ガイドライン作成時の会場図】



ウ 評価

(ア) 職員の体制について

国から初めてコロナワクチン接種の体制整備要請にかかる旨の文書が通知されてから、コロナワクチンが納品されるまでは、5か月程度の猶予があったが、どの部署が対応するかの調整が整わず、実際に動き出したのは、コロナワクチン納品の3か月前であった。

なお、市のBCP（業務継続計画）では、特例臨時接種にかかる担当課は健康課となっていたが、単独の課だけで対応することは現実的ではなかった。

新型コロナウイルスワクチン接種担当の部署が設置された当初は、担当となった者全員が他の業務との兼務での配属となっており、担当者は相当量の業務負担となった。

また、業務については担当ごとで大きな偏りがあった。

今後パンデミック等が発生した場合は、業務規模に応じて、専従職員を迅速に配置し、業務を進めると同時に、必要に応じて応援体制として兼務職員を配置し、初動対応を遺漏なく行うことが重要と考える。

(イ) ワクチンについて

使用されるワクチンが行動計画では想定されていない新型のワクチンであったため、予防接種については、行動計画から大きく逸脱した対応をせざるを得ない状況であった。

ワクチン供給が不透明であり、供給量および納品の具体的な日程が把握できるのが直前であったため、集団接種の予約枠の設定については、調整が非常に難航し、東京都に

仲介を依頼し、他の自治体に融通してもらいながら何とか会場を維持する状況も発生した。

また、接種者数が自治体毎で公表されたため、接種競争が起こることとなり、接種が進んでいない自治体は住民の不安が生じ、集団接種の実施日を無理に増加させる等、スケジュールの変更が余儀なくされ、追加的な負担が増大した。

ワクチンについては、国において確実に供給でき、計画的に配分できる体制を構築するため、国内において全国民分のワクチンが迅速に製造できる体制を整備することが急務と考える。

また、立川市等に大規模接種会場を設置していた東京都に対しては、西多摩圏域にも設置して、より多くの住民が早い段階で接種を完了できるようにする等の取り組みを希望する。

(ウ) 集団接種について

集団接種を想定し作成したガイドラインでも課題と考えられていたのが、医療従事者の確保であった。

短期間で多くの対象者にワクチンを接種するには、医師、看護師等の確保が必須の条件となっていた。

ガイドラインでは医療機関から医療従事者の応援を要請する形式を検討していたが、新型コロナウイルス感染症自体の対応など、医療機関の負担をこれ以上増加させることは現実的ではないため、「広報おうめ」において会計年度任用職員の募集を実施。看護師等の専門職 110 人および事務職 90 人の併せて、200 人程を雇用し、集団接種会

場の運営を行った。

実際の集団接種会場の運営においては、接種をする者を看護師に変更し、医師は問診の対応に特化することで必要人員の確保を行った。

他方、出勤調整や雇用管理に携わる市職員は本来の業務にあたることができない状況となり、組織的な影響が生じることとなった。

また、会場を探すにあたり、ガイドライン作成時の想定と最も乖離があったのが、小中学生を対象とした集団接種の構想であった。

体育館や保健室での集団接種を想定していたが、接種を希望する者と希望しない者が明確になり、差別やいじめにつながる恐れがあるとの理由で、学校を利用した集団接種は行われないこととなった。

文部科学省においても同様の理由で推奨をしない旨の通知が各自治体に発出された。

そのため、既存施設において、幅広い年代の接種を集団で実施する必要がある、青梅市総合体育館や福祉センターを利用できたことは、非常に貴重なことであった。

今後、新たなパンデミックの発生に備えた場合、事前に会場を想定しておくことが非常に重要であり、施設の老朽化等も考慮し、場合によっては、集団接種が終了するまでの一定期間だけ、市役所の駐車場に仮設の会場を建設する等の想定も準備しておく必要があると考える。

(イ) 個別接種について

接種の実施方法の検討を進めた当初は、全てを個別接種で賄う検討も行われていた。

一方で、未知のウイルスにかかるワクチン接種であったため、副反応の発生率等が不明な段階で個別接種を実施する医療機関は多くなかった。

市内医療機関において、受け入れられるキャパシティが限られてしまう中、短期間で多くの市民に対して接種を行う場合は、どうしても集団接種方式による方法が現実的となる。

そのため、パンデミック時の個別接種は、集団接種を補完する役目を担うことで、医療従事者等の接種順位に応じたきめ細やかな対象者に対する接種を行うことができると考える。

(ロ) 接種券について

ガイドラインでは、接種券に、指定した接種日と会場を記載し、送付する方法が想定されており、実際に採用した自治体も多数存在した。

利点としては、個別での予約の受付の対応が不要なため、業務負担が軽減でき、住民も、接種券に記載されている会場、日時に出かければ接種ができる点であった。

デメリットとしては、ワクチンの供給が潤沢にあることが前提となるため、今回のコロナワクチン接種実施時の初期のようにワクチンの供給が少ない場合だと、会場、日時指定は困難となる。

一方、会場、日時を指定しない場合は、ワクチンの供給

に応じて予約枠を順次空ける事ができるため、今回のように、ワクチンの供給量が少ない場合は、会場、日時は指定せず、ワクチンの供給に合わせた予約受付をフリーダイヤルのコールセンターで受け付けることが望ましい。

その場合は、予約受付の問合せにコールセンターがパンクせずに対応できるように、接種券の集中的配布を避けた分散配布とそれに合わせたコールセンターの人員配置を組み合わせることで、電話が繋がりにくい状況を緩和し、より円滑な対応が行えると考ええる。

(ハ) コールセンターについて

ガイドライン作成時は、集団接種等の問合せ対応は市職員での対応を想定していたが、実際は膨大な数の問合せがあり、外部事業者へ委託しなければ人員的に対応することは不可能であった。

その点において、非常に大きな役割を担っていたと考える。

フリーダイヤルで予約が行えることで、利便性が高く、予約の変更や、その他の相談についても応じられることができた。

一方で、コールセンターの人員配置については、繁忙期と閑散期が存在し、問合せ数に対して人員をコントロールすることが重要となる。

今回のパンデミックの後期においては、時間単位での人員配置を設定し、できるだけ無駄の無い配置を行ったことにより、効率的で経済的な対応を行うことができた。

福祉センター集団接種会場の流れ

①【1F ロビー 受付待合所】



②【1F ロビー 受付、予診票確認エリア】



③【1F ロビー エレベータで3階へ移動】



④【3F 接種会場入口】

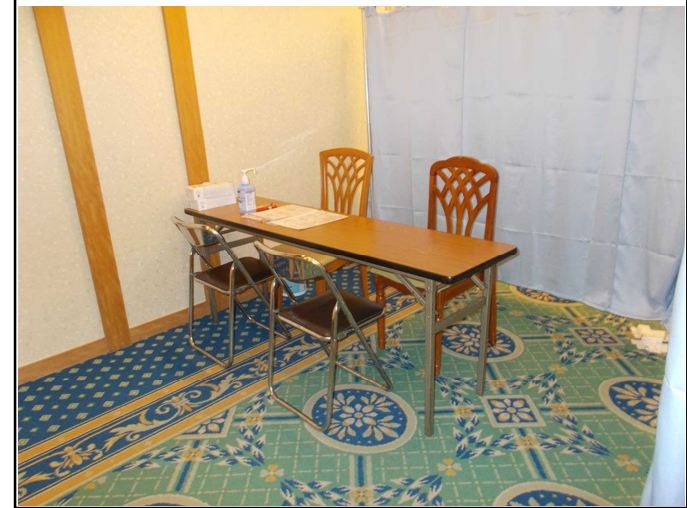


受付、予診票確認エリアについては、個人情報を1会場で400件以上取り扱っていた。書類を本人以外に返却しないよう①机上に2名以上の書類を置かない②本人から氏名を言ってもらう等、返却時に間違いがないよう個人情報の管理を徹底した。

⑤【3F 梅の間 予診待機エリア】



⑥【3F 梅の間 予診ブース】



⑦【3F すずらんの間 接種エリア】



⑧【3F すずらんの間 接種ブース】



接種後の急変時にすぐに予診ブースにいる医師に連絡ができるよう、予診と接種のブースの動線をできるだけ直線的に結んだ。

⑨【3F すずらんの間 接種済証発行エリア】



⑩【3F ロビー 接種後経過観察エリア】



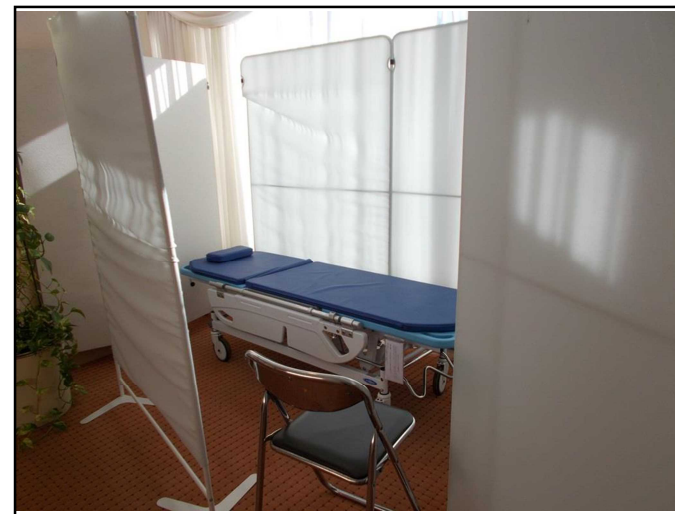
接種済証の発行についても、個人情報が出て本人以外の手に渡らないよう①本人による氏名の読みあげ②机上には2名以上の書類を置かない等の対応を行い、個人情報保護を徹底した。また、経過観察のエリアでは、体調を崩した方がいないか、看護師が常駐し確認を行い、少しでも異変があった場合は、即座に対応した。

<3F 通常ルート外対応>

【3F すずらんの間 臥床接種ブース】



【3F ロビー 体調不良者経過観察ブース】



体調不良者が出た場合に、迅速に対応できるようエピペン等アドレナリン製剤を常備し、毎回の朝礼で緊急時対応の確認を行った。

福祉センター集団接種会場の流れ（1階をのみ使用した場合）

①【1F 接種会場入口】



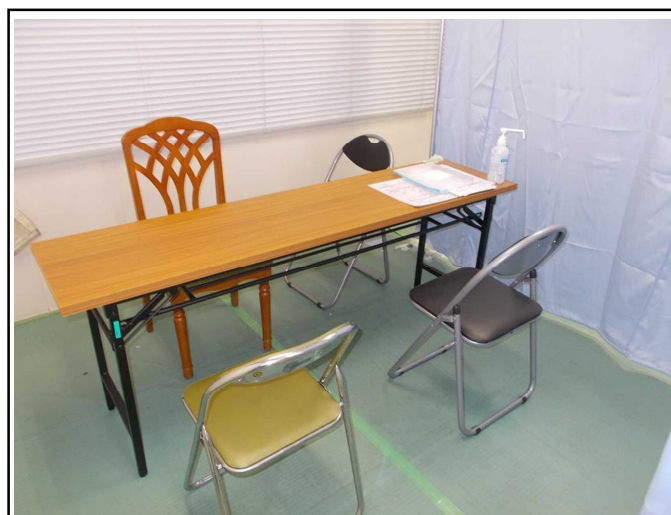
②【1F 予診エリア】



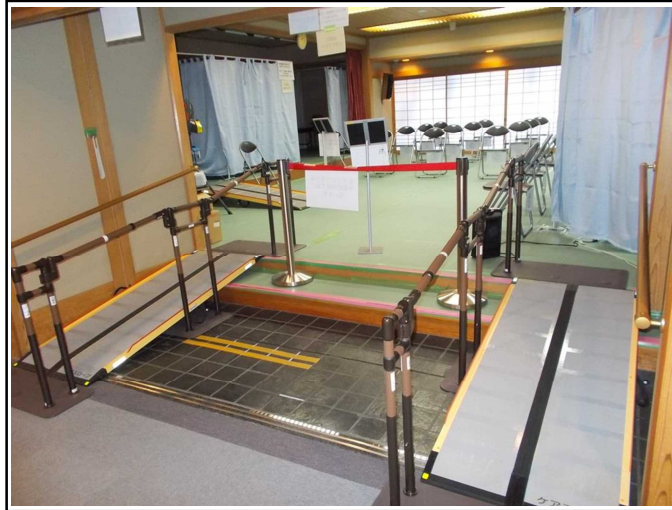
③【1F 予診ブース】



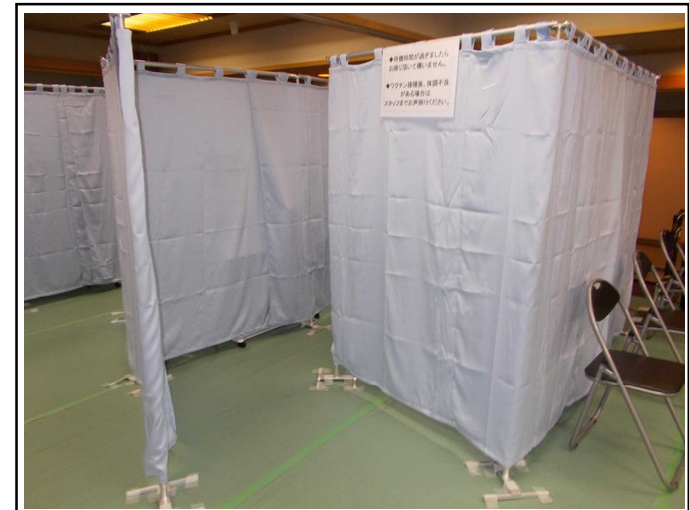
④【1F 予診ブース内】



⑤【IF 接種エリア入口】



⑥【IF 接種ブース】



⑦【IF 接種ブース内】



⑧【IF 接種待機（手前）および接種後経過観察（奥）エリア】



⑨【IF 接種済証発行エリア】



⑩【IF 接種会場出口】

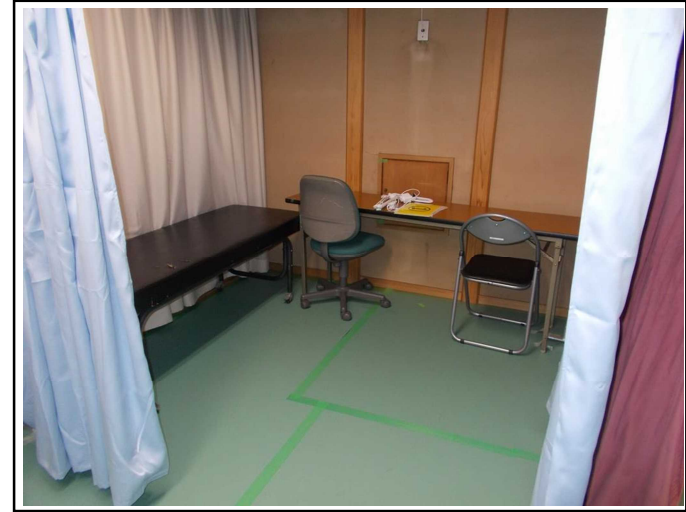


<IF 通常ルート外対応>

【IF 体調不良者経過観察ブース】



【IF 体調不良者経過観察ブース内】



(6) 医療

行動計画上の対応項目

- ・医療体制の整備等
- ・新型インフルエンザ等の発生時における対応
- ・臨時の医療施設等

ア 実際の対応

(ア) 東京都の対応

新型コロナウイルス感染症に感染した可能性のある住民からの相談に応じる新型コロナ受診相談窓口を設置するとともに診療、検査を行う新型コロナ外来の開設が進められた。

保健所においては、入院調整がひっ迫したため令和2年4月に東京都入院調整本部を設置。患者の重症度、基礎疾患の有無等を踏まえ、保健所を通して入院調整本部が入院先医療機関の調整を広域的に行った。

併せて入院医療体制を強化するためにコロナ病床の確保が進められた。

また、国が療養体制の強化として軽症患者の自宅療養を打ち出したため、令和2年4月に宿泊療養施設を開設、設置を進めた。

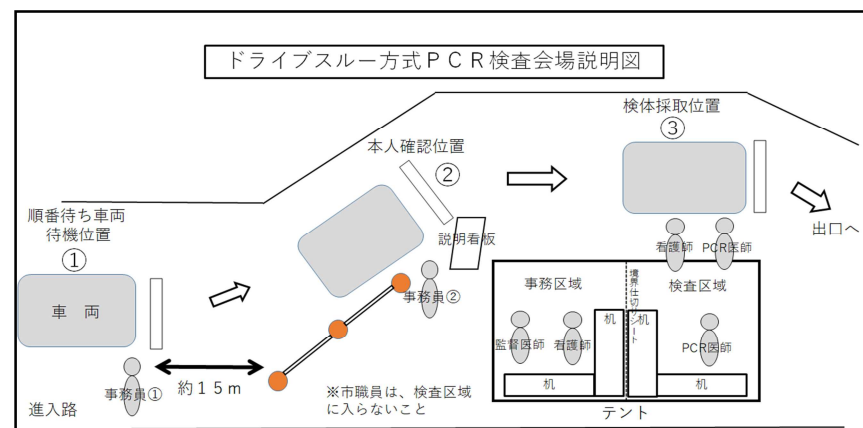
(イ) 市におけるPCR検査センター

新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大していく中、感染が疑われる市民へのPCR検査や診療ができる医療機関は限られていた。

青梅市医師会では、パンデミックに備えて迅速に検査を実施できる体制を整備するため、市と協力し、西多摩地域で初となるPCR検査センターを令和2年4月27日から開設した。

当初、検査会場は市立青梅総合医療センターの敷地内においてのドライブスルー方式での対応となった。

【PCR検査会場図】



実施方法としては、かかりつけ医の紹介にもとづき、青梅市健康センターにて検査日程を調整(週2日制)。検査の時間を指定し、会場にてドライブスルー方式で検体を採取するという内容であった。

検査方法は原則として、鼻咽頭からの採取による検査であった。

その後、令和2年9月1日からは、青梅市健康センターの敷地内に会場を変更し、同じくドライブスルー方式で実

施した。

週2回の予約制で、一日最大で32件程度の検査が実施できる体制であり、市民への検査体制の一翼を担った。

検査方法は原則として、唾液の採取によるものであった。

なお、唾液採取による検査を開始してからは、小学生でも唾液の採取が可能であればPCR検査の対象とした。

(ウ) 青梅市休日夜間診療所の対応

α 当初（青梅市健康センター内所在時）

従前の青梅市休日夜間診療所については、青梅市健康センター内に所在し、休日や平日の夜間に、発熱や腹痛などの症状の軽い方に対する応急診療を行い、年間6～7千人程度の市民の生命と健康を守ってきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、感染防止の観点から、以下の対応をとり、診療を継続した。

- ・発熱患者は、青梅市健康センター内には入らず自家用車に戻り、青梅市健康センターに電話をするよう正面玄関入口に受診方法に関するご案内（ポスター）を掲示して周知。
- ・医師は電話で診療を行い、必要に応じて薬を処方し、投薬や会計は自家用車前で行う。
- ・安全な検体採取を行うためにPCR検査の対象を当面高校生以上とし、検査を行う条件を満たす場合にPCR検査（ドライブスルー方式）をする手続きを取る。
- ・発熱以外に症状がなく、PCR検査の条件を満たさない場合でも医師の判断で本人の同意があれば積極的に

PCR検査をする。

- ・発熱のある小児（中学生以下）は原則としてPCR検査の対象とはせず、保護者には経過をよく観察するよう指示し、症状の改善が見られない場合にはかかりつけ医に相談または受診し、必要に応じて市立青梅総合医療センターに紹介。
 - ・接触感染、飛沫感染予防のため、発熱以外の患者に対しても喘息発作に対する吸入療法や心電図検査は実施しない。
- b テントの設営（青梅市健康センター東側にテント設営）
- 令和2年6月1日には、青梅市休日夜間診療所院内における新型コロナウイルス汚染防止の観点から、青梅市健康センター東側の屋外にテントの設営を行い、屋外において発熱を主訴とする患者を診察した。



問診・診察はテントの中で行い、投薬や会計はテント前で行われた。

また、令和2年10月17日よりPCR検査を開始し

た。

c プレハブ建物の設営（青梅市健康センター西側）

令和2年11月2日、発熱を主訴とする患者の診察を行うことを目的に、市の仮設駐車場内にプレハブ工法による建物を設置し、青梅市休日夜間診療所を移転。

プレハブ建物の外にテントを併設し、テント内では毎日PCR検査を実施した。

予約方法としては、青梅市健康センターにFAXで予約を行い、時間指定なしでの検査体制とした。

なお、プレハブ建物内を発熱者、非発熱者対応エリアに分け、発熱者対応エリア内で問診・診察を行い、プレハブ建物の外にあるテント内で検体採取を、投薬や会計はプレハブ建物の外で行った。

d 青梅市休日夜間診療所の設置（新設）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染の疑いのある方を、青梅市健康センター内、テントやプレハブ建物の屋外等で診療することが難しい状況となり、青梅市休日夜間診療所はその機能を十分に果たせない状況となっていた。

これらの課題を解決するために、青梅市休日夜間診療所で対応ができない発熱患者への診療を行うほか、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査を実施する機能を備えた新たな施設が必要とされ、建築にかかる検討が行われた。

その結果、令和3年7月2日青梅市健康センターに近い、仮設駐車場に新たな青梅市休日夜間診療所がオーブ

ンした。



PCR検査については、青梅市休日夜間診療所内に検体採取スペースを設置し、屋内で検体採取を行った。

その後、令和3年10月には、簡易遺伝子検査機器が導入された。

なお、令和3年9月でドライブスルー方式のPCR検査は休止され、同年12月で終了となった。

第6波の対応として、令和4年1月25日から3月15日まで週1回火曜日午後にウォークイン方式のPCR検査を実施した。

令和4年7月以降はオミクロン株の流行（第7波）に伴い、判定時間のかかる簡易遺伝子検査機器の使用頻度は減少した。

令和4年12月以降、インフルエンザの流行に伴い、同時抗原検査キットの使用が増え、PCR検査頻度が減少し、以後は、抗原検査が主体となった。

以上の経過を経ながら、コロナ禍の中、青梅市休日夜間診療所は、市内医療機関の休診時間等に診療を行う補完的な役割として地域医療を支えてきた。

(I) 青梅市休日夜間薬局

青梅市休日夜間薬局においては、局内感染防止の観点から、陽性患者は、自家用車等の局外で待機し、調剤終了後に配達する対応が取られた。

また、処方箋からの局員への感染を防ぐため、処方箋はクリアファイルに入れたままとし、直接手を触れないよう調剤し、さらにこまめな手指消毒を心がけた。

新たな青梅市休日夜間薬局が完成した後は、待合室を発熱患者と非発熱患者に分け、局内感染の危険性を限りなく低いものとした。

なお、新型コロナウイルス感染症の抗ウイルス薬は非常に高価であり、仕入金額が数百万円を越えるため、資金繰りにも注意を要した。

イ 評価

医療現場が逼迫する中、青梅市医師会と協力し、PCR検査センターを設置したことは、検査を希望する市民へ迅速に対応することに繋がり、非常に効果的な取り組みとなった。

一方、感染拡大後期においては、新たな検査方法の普及も進み、医療機関への検査助成等様々な支援により、体制が確保され、診療・検査を実施する医療機関が増えたことから、最終的に、PCR検査については、地域の医療機関が担うこととなった。

しかし、新たなパンデミックが発生した場合を想定すると、地域の医療機関で検査を実施する体制を整えるには時間を要してしまうため、初動として、市と青梅市医師会とが協力

をしてPCR検査センターを立ち上げることは有用と考える。

なお、新休日夜間診療所開設当初までは、外注のPCR検査が主体であった。

そのため、電話での結果連絡を青梅市医師会理事が数名で数十件ずつ担当していた。

現在は、抗原検査キットの精度、信頼性が向上したため、代用されており、PCR検査はほとんど実施されていない。

今後の取り組みとして、医療機関の実情に応じて、検査体制が整備できるよう、平時の際から医療機関と密に連携する仕組みを整えるとともに、必要な支援を進めて行くことが必要である。

また、医療機関においては、電話が全く通じなくなる事態や、発熱外来を実施する医療機関に患者が殺到するなど、負担が偏る事態が生じていた。

医療機関の間においても、負担等に偏りが出ないように青梅市医師会と市の間で支援や調整を進めることと併せ、東京都の医療措置協定を締結した医療機関に対しては、平時の際から密に市と連携をする仕組みを整えることが必要である。

(7) 市民生活および市民経済の安定の確保

行動計画上の対応項目

- ・ 要援護者への生活支援
- ・ 遺体に対する適切な対応
- ・ 市民生活の安定の確保
- ・ 市役所機能の維持

ア 実際の対応

新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、マスクやアルコール消毒液の急激な需要拡大や買占め等が見受けられた。

国や東京都から防護服やマスクが提供されることとなったが、感染対応やコロナワクチン接種の対応等により、どのように配布するのが望ましいか、調整する時間が限られ、全てを適切に配ることが困難であった。

市民生活の安定の確保という観点では、収入が減少した世帯等に対して、市税などの猶予や国民健康保険税、介護保険料の減免、特別定額給付金、子育て世帯への給付金、住民税非課税世帯などに対する給付金等の支援を行った。

東京都は、令和2年11月、保健所に自宅療養者の健康観察や相談対応を集約する自宅療養者フォローアップセンターを設置。保健所からの依頼を受け、65歳未満で基礎疾患がない軽症、無症状の自宅療養者に対する健康観察を行うほか、24時間対応の医療相談、療養中に必要な食料品等の自

宅配送等を行い、健康面と生活面の支援を一体的に行う体制を整備。

市においても、令和3年9月からは、東京都から自宅療養患者の情報が提供されるようになり、都の補完的な役割として食料の調達が困難となった市民や濃厚接触者に対して、食糧支援のサービスを開始した。

また、東京都は、令和4年1月、無症状・軽症で重症化リスクの低い市民を対象として、自身で健康観察し、体調変化に気付いた際に食料品・パルスオキシメーターの配送の依頼ができ、併せて療養生活を送る上での様々な相談等に対応するため、自宅療養サポートセンター（うちさば東京）を設置。

【支援物資の中身（東京都 HP から）】



市役所機能の維持の観点では、BCPにもとづく事業の継続が想定されたが、コロナワクチンの接種が開始されるに伴い、コロナワクチンの集団接種予約、市への問合せの対応、集団接種会場の管理監督等想定を上回る業務が多数発生。担当部署のみでは賄いきれず、様々な課に協力を要請して全庁

的な対応が行われた。

庁舎内における感染防止対策としては、窓口へのアクリルパーティションの設置や備え付けのペンの消毒、マスク未装着者へのマスクの配布、公共スペースへの立ち入り制限等を行った。

また、職員に感染者が発生した場合は、該当職員の事務机周辺の消毒作業を実施した。

職員の出勤については、各課で交代でのリモートワークが行われ、職場内における感染の拡大の防止を試みる等の対応も行われた。

また、職員の健康管理としては、各課において、正規職員および会計年度任用職員全員に対して毎日体温等の記録を行い、体調管理を徹底した。

イ 評価

国や東京都からの感染防止物品の配給については、社会福祉施設や医療機関等に迅速に配布できる体制が構築されれば、さらに感染拡大防止を徹底することができる。

感染防止物品は各課で所管されていたため、各課により対応にばらつきがあった。今後は、感染防止物品について一元的に管理し、各課が所管する施設等の情報を集約し、必要な時に必要な場所に迅速に配布できることが重要であると考ええる。

また、平成21年に発生した新型インフルエンザの流行等の際に東京都から送付されたマスクなどの物資の在庫があった一方で、使用期限等が過ぎているものも多数あり、劣化

したものは使用ができなかった。

国や都道府県単位でランニングストックによる管理が実現できれば、感染拡大防止体制を大きく前進させることができると考える。

市役所の機能維持については、行動計画では想定がされていなかったが、職場内での感染拡大を防ぐ意味では、リモートワークは非常に有効な手段であり、今後さらに効果的に利用できればと考える一方、在宅勤務でできる業務内容は限定的であったり、在宅勤務が行い易い部署等偏りがあることが課題である。

今後はDXを推進することで、平時から市役所の窓口等に来ることなく行政サービスが受けられるしくみ作りを進めていくことが必要であると考ええる。

5 おわりに

経験したことのない未曾有の災禍であった新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対し、市では、行動計画で目的とした「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。」「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するために、全庁的に取り組んでまいりました。

その中で積み上げてきた知見や経験は、市にとって非常に重要なレガシーとなっています。

一方で、現行の行動計画を作成した平成27年には、今回のようなパンデックが近い将来発生することは想定されていませんでした。

そのため、パンデミックが発生した際、どのような対応が必要か想像することには限界がありました。

実際も、「リモートワーク」等を含めた働き方の変化や新たなワクチンの開発など、想定されていない事柄も多数生じました。

このような予測の難しい未来に対する行動計画を検討するうえでも、過去の出来事を検証し振り返ることは、より実効性のある行動計画を策定するうえで非常に重要なものであると考えます。

今後、市の行動計画を改定する際には、改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画および東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の内容に加え、市が直面した課題や検証結果を反映した内容を盛り込んだ行動計画を作成し、市民の安全、生活の維持、継続的な行政運営を進めてまいります。

資料編

- 資料 1 国、東京都および青梅市の対応経緯
- 資料 2 青梅市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況
- 資料 3 青梅市コロナワクチン接種連絡協議会開催実績
- 資料 4 青梅市市議会（新型コロナウイルス対策特別委員会）議事
- 資料 5 ワクチン接種に関する情報発信
- 資料 6 ワクチン接種における年齢別月別接種回数
- 資料 7 感染者数グラフ（青梅市、東京都、全国）

資料Ⅰ 国、東京都および青梅市の対応経緯

(1) ワクチン接種前の対応（令和2年）

	国・東京都		青梅市	
1月	6日	○厚生労働省による中国の武漢で発生した原因不明の肺炎についての注意喚起文書発出		
	14日	○世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルスが検出されたと認定		
	15日	○国内で初めての感染者を確認		
	28日	○新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定		
	30日	○新型コロナウイルス対策本部設置 ○【都】東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置（第1回対策本部会議開催）		
2月	11日	○WHOが新型コロナウイルス感染症の正式名称「COVID-19」を発表		
	13日	○国内で初めて感染により死亡した症例が発生		
	25日	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定		
	27日	○首相が全国の小中高校等に3/2から春休みに入るまでの臨時休業を要請		
	28日	○【都】3/2から春休みまでの都立学校の臨時休業を決定	28日	○対策連絡会議から対策本部会議に格上げ ○市内小・中学校に関して3/2から3/15まで臨時休業を決定
3月	2日	○全国の小中高校等で臨時休業開始		

	国・東京都		青梅市	
3月	12日	○【都】東京都緊急対応策（第3弾）発表	11日	○市主催イベント等の取扱基準について、3/31まで延長の決定、市施設貸し出し等の取り扱いについても中止を決定 ○市内小・中学校については、春休みまで臨時休校の延長を決定
	24日	○第32回オリンピック競技大会・東京2020パラリンピック競技大会の延期を決定	23日	○市主催イベントの取扱基準について、4/15まで再延長を決定
	25日	○【都】都知事、都民に対し夜間・週末の外出自粛を要請		
	28日	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」を決定（以降、随時改定）	31日	○本部構成委員として青梅消防署員、青梅市医師会長、青梅市歯科医師会長、青梅市薬剤師会長を追加
			2日	○本会議から本部構成員として西多摩保健所職員を追加 ○市主催イベントおよび市施設貸し出し等の取り扱いについて、5/10まで中止または延長することを決定
4月	7日	○7都府県に特措法第32条に基づく緊急事態宣言発出（4/7～5/6） ○【都】感染者の宿泊施設における療養開始 ○【都】東京都緊急事態措置相談センター（コールセンター）開設	7日	○市内小・中学校の休校を5/6まで延長
	15日	○【都】東京都緊急対策（第4段）発表	13日	○市主催イベントについて、準備期間等を考慮し、6/30まで中止 ○4/16から5/6までは、木曜夜間窓口および日曜窓口業務を休止 ○市民センター、文化交流セ

	国・東京都		青梅市	
4月	20日	○「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更（1人10万円を給付する特別定額給付金事業実施の決定など）	28日	ンター、青梅市総合体育館および御岳交流センターについて、5/6まで夜間休館 ○本部会議から本部構成員として青梅警察署員を追加 ○都内の感染状況を踏まえ、施設の貸し出し中止を5/31まで延長 ○木曜夜間窓口および日曜窓口業務の休止を5/31まで延長
	7日	○新型コロナウイルス治療薬（レムデシビル）の特例承認	7日	○市内小・中学校の休校を5/31まで延長。ただし、週1日の分散登校日を設定
5月	22日	○【都】「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（以下「ロードマップ」）公表	22日	○市内小・中学校の再開は6/1からとする。なお、小学校では6/15から、中学校では6/8から学校給食を再開。
	25日	○東京都を含むすべての区域で緊急事態宣言の解除		
	28日	○【都】染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）策定		
6月	19日	○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用開始 ○コンサート等のイベントの参加人数の上限を1,000人に緩和 ○【都】休業要請を全面的に解除し、ライブハウスや接待を伴う飲食店の営業を解禁	15日	○青梅市立学校給食センターに勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染

	国・東京都		青梅市	
7月	9日	○【都】第1回新型コロナウイルス感染症モニタリング会議開催	13日	○「青梅市における新型コロナウイルス感染症にかかる公表基準」を新たに制定。また、「職員に感染者（濃厚接触者）が出た場合等の対応方法」について、内容の見直しを実施。
	10日	○コンサート等のイベントの参加人数の上限を5,000人に緩和		
	22日	○国内需要回復策の一環としてGOTOトラベルキャンペーン開始（東京都発着除く） ○【都】都内の累計感染者数が1万人を超える		
	30日	○【都】8/3から8/31の間、酒類を提供する飲食店とカラオケ店に対して午後10時までの営業時間短縮を要請		
8月	17日	○【都】「東京都家賃等支援給付金」申請開始		
	24日	○「9/1以降における催物の開催制限等について」通知発出		
	27日	○【都】イベント等の開催制限について9月末まで延長 ○【都】都内の累計感染者数が2万人を超える		
	28日	○「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」公表（厚生労働省）		
9月	1日	○【都】「自宅療養者を対象にLINEを活用した健康観察システム」を導入（多摩立川保健所にて先行。順次拡大。）	25日	○都が患者情報の公表基準を見直したことに伴い、市としても、市ホームページで公表することとした
	15日	○検査体制拡充に向けた「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」公表		

	国・東京都		青梅市	
10月	9日	○【都】都内観光促進事業実施公表(10/23～R3.3/31 出発分)		
	23日	○新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」等提言 ○「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」通知発出(厚生労働省)		
	25日	○【都】都内の累計感染者数が3万人を超える		
	30日	○【都】「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制整備計画」策定 ○【都】東京都発熱相談センター開設		
	31日	○国内の累計感染者数が10万人を超える		
11月	2日	○【都】自宅療養者フォローアップセンターによる食料品支援を開始(都保健所圏域から開始)	2日	○令和3年度に完成予定の休日夜間診療所が完成するまで、仮設プレハブで休日夜間診療を行うこととする
	9日	○新型コロナウイルス感染症対策分科会が対策強化についての緊急提言		
	18日	○【都】自宅療養者フォローアップセンターによる24時間対応の医療相談を開始(都保健所圏域から開始)		
	19日	○【都】1日の新規感染者が500人を超える		
	25日	○【都】23区・多摩地域市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の午後10時までの営業時間短縮要請(11/28～12/17)		
	28日	○【都】都内の累計感染者数が4万人を超える		

	国・東京都		青梅市	
12月	14日	○GOTO トラベル事業を全国一斉停止について公表(12/28～1/11) ○【都】23区・多摩地域市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の午後10時までの営業時間短縮要請(12/18～R3.1/11) ○【都】都内観光促進事業新規予約の一時停止延長	17日	○年末年始は休日診療所で発熱者の診療を行い、受診者が多い場合は、臨時のドライブスルー式PCR検査を実施するなどの体制を整備 ○新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について、「青梅市新型インフルエンザにかかる住民接種の実施体制整備ガイドライン(平成27年12月)」を参考に、医師会と協議しながらワクチン接種体制を検討していくことを確認
	18日	○【都】都内の累計感染者数が5万人を超える		
	22日	○国内の累計感染者数が20万人を超える		
	25日	○国内で初めてウイルスの変異株が検出される		
	31日	○【都】1日の新規感染者が1,353人で過去最多		

(2)ワクチン接種への対応（令和3年以降）

令和3年1月～ 令和3年12月の主な動き

	国・東京都	青梅市
1月	1日 ○国内の累計感染者数 237,357 人 ○【都】都内の累計感染者数 61,105 人 7日 ○【都】1日あたりの新規感染者数が 2,500 人を超える ○2回目の緊急事態宣言発出（1/7～3/21） 8日 ○国内1日あたりの新規感染者数が 8,000 人を超える 【第3波のピーク】 ○「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」で、基本的な考え方等が示される 15日 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.1版）」が示される 18日 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きについて」が示される 23日 ○国内の累計死者数が 5,000 人を超える 24日 ○【都】都内の累計死者数が 1,000 人を超える 28日 ○「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」で、高齢者施設等の入所者及び従事者への接種に向け、基本的な考え方等が示される	12日 ○新型コロナウイルスワクチン接種担当部署を設置（担当主幹1名、担当主査3を含む14名が兼務）

	国・東京都	青梅市
2月	9日 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.2版）」が示される 16日 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」で、接種対象者（16歳以上の者）と期間（R3年2/17からR4年2/28まで）、使用するワクチン（ファイザー社製）が示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2版）」が示される。 17日 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」で、3月中旬を目途にコールセンター等を開設するよう準備を進めることが示される ○医療従事者に対する新型コロナワクチン接種開始 19日 ○「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」で、障害者支援施設等に入所・入居する者や従事者への接種に向け、基本的な考え方（入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等）が示される	
3月	2日 ○「保護施設等入所者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」で、保護施設等に入所・入居する者や従事者への接種に向け、基本的な考え方（入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等）が示される	1日 ○ワクチン接種の情報発信 対象：16歳以上 費用：無料 方法：集団接種 場所：青梅市総合体育館、市民センター ○集団接種に伴い、会場での看護師、事務員の募集を通知

	国・東京都		青梅市	
3月	12日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.1版）」が示される ○「第4回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会」で、ワクチンの配送スケジュールやワクチンが余った際の対応について示される	5日	○緊急事態宣言の期間を延長（3/8～3/21：4都県）
	19日	○「矯正施設の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」で、必要に応じて矯正施設等と連携し、適切に接種ができるよう周知等をするよう示される	15日	○まずは65歳以上対象で接種券発送を4月上旬、接種開始は5月となることを周知
4月	12日	○【都】1回目のまん延防止等重点措置（4/12～4/24）	1日	○コールセンターをフリーダイヤルとする
	15日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.2版）」が示される	14日	○接種券の発送 65歳以上の高齢者（約4万人）に対し、接種券を発送
			15日	○リーフレットの全戸配布および広報おうめにて以下を周知 ・予約受付・接種（一般高齢者） (1) 予約受付 4/26（月）午前9時から、コールセンターへの電話またはインターネットにより受付 (2) 集団接種（1回目） 5/2（日）午前10時～午後6時 青梅市総合体育館
			17日	○プレ集団接種訓練実施 日時：4/17（土曜日） 午後

	国・東京都		青梅市	
4月	21日	○「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について」で、基礎疾患を有する者等への接種開始は、高齢者への接種の完了を待つ必要がない旨等が示される		2時から4時まで 会場：青梅市総合体育館第1スポーツホール
	25日	○3回目の緊急事態宣言（4/25～6/20）		
	26日	○国内の累計死者数が10,000人を超える		
	30日	○「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」およびファイザー社製ワクチンの「基本配分計画」で、6月最終週までに全高齢者が2回目接種可能となる量のワクチン供給ができる見込みであり、高齢者の2回目接種の終了時期を7月末に前倒しするよう示される		
5月			1日	○予診票の記入例、接種当日の事前準備、タクシー乗車費用の一部助成について周知 対象65歳以上の市民
			2日	○高齢者を対象に、第1回接種を開始（市内8会場にて）
	8日	○国内1日あたりの新規感染者数が7,000人を超える ○【都】東京都1日あたりの新規感染者数が1,100人を超える【第4波ピーク】		
	12日	○「大規模接種センターに関する周知広報について（依頼）」で、自衛隊東京大規模接種センターの概要及び5/17から予		

	国・東京都		青梅市	
5月		約受付を開始する予定の旨が示される (多摩地区在住者の予約受付については未定)		
	17日	○自衛隊東京大規模接種センターについて、65歳以上の東京都23区に居住する方を対象に、予約受付開始		
	21日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正についてで、5/22から、使用するワクチンに武田/モデルナ社製ワクチンを加える旨が示される(接種対象者:18歳以上の者)		
	24日	○「武田/モデルナ社製ワクチンの接種体制について」で、モデルナ社製ワクチンは、大規模接種会場における接種や職域における接種を軸に接種体制が検討されることが示される ○自衛隊東京大規模接種センターの運用開始	25日	○リーフレット全戸配布2回目 ・予約方法の見直しについて (1)WEB予約の予約可能日拡大(65歳以上) (2)先行電話予約の実施(75歳以上)
	31日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3版)」が示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正についてで、6/1から、接種対象者を16歳以上から12歳以上に変更する(モデルナ社製ワクチンの接種対象者は、18歳以上のまま)旨が示される	31日	○夜間接種開始
	1日	○「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」で、6/21から企業や大学等において、職域(学校等を含む)単位で	2日	○75歳以上の先行電話予約開始

	国・東京都		青梅市	
6月		ワクチン接種(モデルナ社製)を開始することを可能とする旨が示される		
	7日	○「DV被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について」で、DV被害者等、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者等について、住民票所在地以外において接種を受ける場合の、市町村における具体的な事務手続きが示される	7日	○インターネット予約での予約可能日拡大開始
	8日	○「新型コロナワクチンの職域接種の申請受付開始について」に基づき、職域接種について、企業等からの申請受付開始		
	10日	○「自衛隊大規模接種センターの接種対象地域の拡大等について」で、同センターについて、地域制限を撤廃し、接種券を持つ65歳以上の方は、居住地域を問わず、予約可能になる	12日	○接種日程追加 土曜日午前(10:00-14:00) (青梅市総合体育館)
	15日	○「自衛隊大規模接種センターの予約対象の拡大について」で、同センターについて、予約対象をさらに拡大し、接種券を持つ18歳以上の方が予約可能になる	14日	○接種日程追加 夜間接種が隔週から毎週へ
	18日	○都内医療従事者等及び東京2020大会関係者を対象に、都庁北展望室で接種開始	19日	○青梅市総合体育館の接種レーン数増加
	21日	○【都】2回目のまん延防止等重点措置(6/21~7/11)	21日	○医療機関での個別接種開始
			24日	○16歳から64歳までの方へ接種券一括郵送開始

	国・東京都		青梅市	
6月	25日	○「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行手続の開始に向けた準備のお願い」で、接種証明書の概要や市区町村における発行手続きの概要が示される	30日	○リーフレット全戸配布3回目 ・64歳以下の予約、接種スケジュール ・基礎疾患の申告手続き ・LINEでの予約受付開始 ・医療機関での個別接種開始 ・キャンセルワクチンの接種協力者募集
	2日	○7月中旬以降、国からのワクチン供給量が本市のワクチン要求量の2割以下、今までの配送量の2分の1以下まで急減する見込みが示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.2版）」が示される		
7月	5日	○「児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」で、児童養護施設等に入所している者等に接種を行う場合の接種券の取り扱い等が示される		
	6日	○【都】警察・消防関係者、東京2020大会関係者、獣医師を対象に、代々木公園で接種開始	7日	○基礎疾患（59歳以下）申告者数 2240人 キャンセルワクチン登録者 950人 個別接種医療機関数 かかりつけ以外も可 4 かかりつけのみ 12

	国・東京都		青梅市	
7月	8日	○福祉センターでの集団接種会場を1階から3階に変更	8日	○福祉センターでの集団接種会場を1階から3階に変更
	9日	○60～64歳、59歳以下で基礎疾患のある方の予約開始 コールセンター回線数増設（15回線→30回線）	9日	○60～64歳、59歳以下で基礎疾患のある方の予約開始 コールセンター回線数増設（15回線→30回線）
7月	12日	○4回目の緊急事態宣言（7/12～9/30）	12日	○接種日程追加 日中接種 月曜～木曜を追加（青梅市総合体育館）
	15日	○国内の累計死亡者数が15,000人を超える	15日	○海外へ渡航する場合の接種証明書の発行についてお知らせ
7月	16日	○モデルナ社製ワクチンの-20℃±5℃での有効期間が6か月から7か月に延長される		
	23日	○東京2020オリンピック競技大会開幕（～8/8）		
7月	24日	○【都】教育関係者等を対象に、立川地域防災センター、多摩総合医療センター、調布市グリーンホール等の計6会場で接種開始		
	26日	○海外渡航等の事情により予防接種証明書を求めるものに対して、予防接種証明書の交付を開始する旨の省令が施行される ○【都】都内の累計感染者数が20万人を超える ○自衛隊東京大規模接種センター（東京センター）の予約受付再開	26日	○ワクチン接種証明（ワクチンパスポート）の交付申請受付を開始
7月			30日	○40～59歳予約開始
	2日	○「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、下記2点が示される	1日	○60～64歳、59歳以下で基礎疾患のある方の接種開始 ○予約枠の一時制限（国から

	国・東京都	青梅市
8月	・8/3 から、モデルナ社製ワクチンの接種対象者を 18 歳以上から 12 歳以上に変更する旨 ・8/3 から、使用するワクチンにアストラゼネカ社製ワクチンを加える旨（接種対象者：原則 40 歳以上の者※18 歳以上 40 歳未満の方も必要がある場合には接種可能） ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（4 版）」が示される ○【都】都内の大学・短大に通う学生、教職員及び都内に在住し、都外の大学・短大に通う学生を対象に、青山学院大学、一橋大学、東京都立大学で接種開始 ○【都】東京商工会議所、多摩地域の商工会・商工会議所の会員の中小企業従業員等について、東京都中小企業ワクチン接種センター（多摩センター会場、産業サポートスクエア TAMA 会場）で接種開始	のワクチン供給減少のため）をお知らせ
	3 日	
	6 日	
	12 日	
	13 日	

	国・東京都	青梅市
8月	20 日 ○国内 1 日あたりの新規感染者数が過去最多の 25,975 人を記録【第 5 波ピーク】 23 日 ○「妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発について」で、妊娠中の者及び配偶者等が接種を希望する場合には、できるだけ早期に、円滑に接種ができるよう、特段の配慮をするよう示される	18 日 ○リーフレット全戸配布 4 回目 ・16 歳～39 歳の予約開始日が 8/20 に決定 ・12～15 歳の接種券送付準備中 20 日 ○16 歳～39 歳予約開始
9月	1 日 ○国内の累計感染者数が 150 万人を超える ○【都】都内の累計感染者数が 35 万人を超える 2 日 ○「新型コロナウイルスワクチンに異物の混入があった場合の対応等について」で、新型コロナワクチンに異物の混入があった場合の対応等が示される 10 日 ○ファイザー社製ワクチンの-90℃～-60℃での有効期間が 6 か月から 9 か月に延長される 22 日 ○「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について」で、3 回目接種を行う必要があり、その実施時期は 2 回目接種完了から概ね 8 か月以上後とする旨が示される ○「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化について」で、現在、	15 日 ○12～15 歳の接種券送付開始 ○妊婦の方の優先接種について周知

	国・東京都		青梅市	
9月		紙で発行している接種証明書について、年内を目途にデジタル化の実現を図る予定である旨が示される		
10月			7日	○青梅市接種率 12歳以上（都平均） 1回目 74.8% (75.6%) 2回目 57.8% 65歳以上接種率（都平均） 1回目 89.4% (89.5%) 2回目 84.5
			8日	○中学生専用の集団接種開始 10/8、10/9、10/15、10/16 福祉センターにて 各日300人
	21日	○【都】15日に示された国の見解を踏まえ、東京都大規模接種会場（東京都行幸地下ワクチン接種センター、青山学院大学、一橋大学、東京都立大学）で、対象者の接種受け入れを開始	15日	○新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口開設（相談、予約補助等）
11月	12日	○モデルナ社製ワクチンの-20℃±5℃での有効期間が7か月から9か月に延長される		
	15日	○「第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で、3回目接種の概要が示される ・2回目接種を完了した18歳以上の全ての住民を対象として1回行うこと ・接種間隔は、2回目接種完了から原則8か月以上とすること		

	国・東京都		青梅市	
11月	16日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」が示される ○「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」で、小児（5～11歳）を対象に、小児に対する安全性・有効性が確認された新型コロナワクチンを使い、2回目接種を行うことなどの基本的な考え方が示される		
	26日	○「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」で、医療機関等（医療機関、高齢者施設等）でクラスターが発生した場合など、特に必要と認められる場合には、例外的に2回目接種の完了から8か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施して差し支えないものとする旨が示される		
12月	1日	○3回目接種開始	1日	○3回目追加接種の周知 接種間隔8か月、接種開始令和4年1月下旬
	8日	○「予防接種法施行規則の一部を改正する省令の交付について」で、12/20から、現在紙で発行している予防接種証明書について、申請者に対して電子交付する旨及び、海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行する旨が示される	14日	○3回目追加接種周知用チラシ全戸配布開始
	17日	○「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」で、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、接種間隔の前倒しに関する考え方が示される ・医療従事者等、高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者、病院又は有床診療所の入院患者は、2回目接種日から6か月以上		

	国・東京都	青梅市
12月	経過後に3回目接種が可能であること ・上記以外の65歳以上の方は、2回目接種日から7か月以上経過後に3回目接種が可能（令和4年2月以降） ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6版）」が示される 18日 ○国内で初めて変異ウイルスであるオミクロン株による市中感染を確認 20日 ○デジタル庁が「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の運用開始 24日 ○「第10回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会」で、高齢者施設等の入所者への接種について一定の完了が見込まれた段階で、その他の高齢者について、接種間隔7か月での接種を1月から開始して差し支えない旨の説明がなされる	

令和4年1月～ 令和4年12月の主な動き

	国・東京都	青梅市
1月	1日 ○国内の累計感染者数 1,727,449人 ○【都】都内の累計感染者数 383,138人 13日 ○「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」で、下記のとおり、3回目接種の更なる前倒しに関する新たな考え方が示される ・65歳以上の一般高齢者は、2回目接種日から6か月以上経過後に3回目接種が可能であること ・医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く18歳以上の方は、2回目接種日から7か月経過後に3回目接種が可能であること 20日 ○【都】東京都主催のワクチンチーム会議において、現在の感染状況等を踏まえ、下記のとおり、3回目接種の更なる前倒しに関する新たな考え方が示される ・全ての接種対象者への接種について、3月を待たずできるだけ早い時期に、接種間隔6か月での接種開始を検討すること 21日 ○【都】3回目のまん延防止等重点措置（1/21～3/21）	6日 ○3回目接種予約開始 15日 ○3回目接種前倒し（間隔6か月）のお知らせ 対象：医療従事者、高齢者施設入所者・従事者 21日 ○初回接種接種率 65歳以上 94.5% 12-64歳 83.7% 全体（12歳以上） 87.3% 29日 ○3回目接種開始 ・福祉センター3階 ・青梅市総合体育館第2スポーツホール

	国・東京都		青梅市	
2月	1日	○国内1日あたりの新規感染者数が10万人を超える		
	2日	○【都】都内1日あたりの新規感染者数が2万人を超える 【第6波ピーク】		
	8日	○「障害福祉サービス事業者等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について」で、積極的な3回目接種の実施について検討するよう示される ○「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について」で、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員への接種を円滑かつ迅速に進めてほしい旨が示される		
	9日	○「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について（その2）」で、消防職員及び消防団員の追加接種の推進を図るよう示される		
	15日	○「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」で、高齢者施設等の入所者等への接種について、希望する方への追加接種を2月末までに確実に完了できるよう最大限の努力をするよう示される		
	21日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、小児用のファイザー社製ワクチンを用いた5～11歳への接種を実施することが示される ○「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」で、妊娠中の者については、新型コロナウイルス感染症に係る予	28日	○3回目接種として夜間接種も開始

	国・東京都		青梅市	
2月		防接種を受ける努力義務の対象とすること及び、12歳未満の者については対象としないことが示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7版）」が示される		
3月	1日	○【都】都内の累計感染者数が100万人を超える	1日	○接種間隔は6か月となったことのお知らせ
	2日	○国内の累計感染者数が500万人を超える	18日	○5～11歳接種開始
	25日	○「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、3回目接種の接種対象者を18歳以上から12歳以上に変更する（12～17歳の者が接種できるのは、ファイザー社製ワクチンのみ）旨が示される		
4月	22日	○ファイザー社製ワクチンの-90℃～-60℃での有効期間が9か月から12か月に延長される	14日	○12～17歳の3回目追加接種接種券送付（対象2500人）
	27日	○「第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で、4回目接種の実施が了承される（4回目接種の概要が示される）	15日	○12～17歳の3回目追加接種準備、小児（5～11歳の集団接種スケジュール）のお知らせ
	28日	○「第13回自治体向け説明会」で、4回目接種の概要が示される ・3回目接種日からの接種間隔は最短5		

	国・東京都		青梅市	
4月		か月 ・接種対象者は、60歳以上の者および、18歳以上59歳以下のうち、基礎疾患を有するもの、その他重症化リスクが高いと医師が認める者（努力義務規定は、60歳以上の者のみに適応） ・4回目接種開始日は5月下旬の予定であること ・接種券は4/28以降、接種時期を踏まえて順次発送すること ・接種にかかる費用は、引き続き国が全額を負担すること	30日	○12～17歳の3回目追加接種開始（青梅市総合体育館）
5月	18日	○【都】都内の累計感染者数が150万人を超える	15日	○3回目接種の予約なしでも接種できる日程を設けたことのお知らせ
	25日	○「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、下記2点が示される ・1・2回目接種および3回目接種で使用するワクチンに武田社ワクチン（ノババックス）を加えること（接種対象者：18歳以上の者） ・4回目接種で使用するワクチンをファイザー社製ワクチンとモデルナ社製ワクチンとし、その接種対象者を18歳以上の者とする ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8版）」が示される		
	30日	○【都】18歳以上の都内在住・在勤・在学者を対象に、東京都大規模接種会場において、武田社ワクチン（ノババックス）を使用した1～3回目接種を開始		

	国・東京都		青梅市	
6月	11日	○サッカーJリーグで声出し応援再開	1日	○4回目接種（対象60歳以上、18～59歳で基礎疾患のある方、接種間隔は5か月）のお知らせ
	13日	○自衛隊東京大規模接種会場での4回目接種開始（予約受付開始は6/6から） ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.1版）」が示される	4日	○4回目接種開始（福祉センター、青梅市総合体育館）
7月	14日	○岸田首相が重症化リスクの高い方が集まる医療機関・高齢者施設等の従事者を4回目接種の対象とする方針を発表。		
	17日	○国内の累計感染者数が1,000万人を超える		
	21日	○自衛隊東京大規模接種会場での3・4回目接種継続（7/31終了予定だった運営を9/30まで継続）		
	22日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、下記2点が示される ・武田社ワクチン（ノババックス）の1・2回目接種の接種対象者を18歳以上から12歳以上に変更すること ・4回目接種の対象に、新たに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を追加すること ○「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」で、オミクロン株に対応したワクチンを使用した		

	国・東京都		青梅市	
7月		追加接種を実施する場合、速やかかつ円滑に接種を開始するための準備を始めるとともに、関係機関等へ周知するよう示される ○「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」で、同日より18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種の実施を可能とする旨が示される		
	28日	○【都】東京都1日あたりの新規感染者数が4万人を超える 【第7波ピーク】（東京都）		
8月	8日	○8/8に開催された「第34回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で、オミクロン株対応2価ワクチンの接種および小児接種における努力義務の適用などについての議論を踏まえ、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制について（その2）」で接種対象者は、初回接種を完了した全ての住民を想定していること、接種開始時期は令和4年10月半ば以降を予定していること、ワクチンの種類はオミクロン株（BA.1）と従来型に対応した2価ワクチンの使用を想定していること、その他供給、予算、接種券の発送準備、事務運用について方針が示される		
	9日	○「第15回自治体向け説明会」で、4回目接種の概要が示される		
	11日	○【都】都内の累計感染者数が250万人を超える		
	12日	○【都】都内の1日あたりの死亡者数が過去最多の43人となる	15日	○4回目接種対象者拡大（18～59歳で医療従事者あるいは高齢者施設等従事者）のお知らせ

	国・東京都		青梅市	
8月	19日	○ファイザー社製ワクチン（12歳以上用）の-90℃～-60℃での有効期間が12か月から15か月に延長される ○1日あたりの新規感染者数が26万人を超える 【第7波ピーク】（国）		
	2日	○9/2に開催された「第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」における、接種時期、接種対象者等についての議論を踏まえ、下記2点について示される ①「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その3）」で、8/8付け事務連絡に加え、対象者ごとの接種開始時期などについて示される。 ・9月半ば過ぎから前倒して配送されるオミクロン株対応2価ワクチンは、まずは4回目接種対象者のうち4回目接種を未実施の者を対象に接種すること ・4回目接種の一定の完了が見込まれた後に社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別などの接種へ移行すること ・上記以外で初回接種を完了した全ての者は、引き続き10月半ばに接種を開始すること ②「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」で、今後、乳幼児への接種を行うこととされた場合に速やかに接種を開始することができるよう、関係機関への周知と接種体制確保に係る協議を行うよう示される		
9月				
	6日	○9/2に開催された「第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の議論を踏まえ、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、小児（5～11歳）を3回目接種の対象とすることが示され、6		

	国・東京都		青梅市	
9月		日より小児3回目接種の実施が可能となる旨が示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(9版)」が示される		
	7日	○【都】都内の累計感染者数が300万人を超える		
	13日	○国内の累計感染者数が2,000万人を超える		
	14日	○9/14に開催された「第37回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、オミクロン株対応2価ワクチン接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承されるとともに、その対象者、接種間隔等についても方針がとりまとめられたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その4)」で、接種間隔や使用ワクチンごとの対象年齢、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間の延長などについて示される		
	16日	○「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、令和4年秋開始接種の実施方法が示される ○「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」で、下記について示される ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間を令和5年3月31日までに延長すること ・ファイザー社製(12歳以上)、モデルナ社製(18歳以上)のワクチンを使用すること ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(10版)」が示される		

	国・東京都		青梅市	
10月	6日	○「従来の新型コロナワクチンによる初回接種の早期実施について」で、国からの従来型ワクチンの供給が終了するため、特例臨時接種の実施期間である令和5年3/31までの間に希望するすべての12歳以上の方が初回接種を完了できるように接種体制の整備および住民への働きかけについて示される	1日	○オミクロン株対応ワクチンについて(使用ワクチン:ファイザー社製、モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン)を3回目、4回目接種に使用すること ○小児(5~11歳)の追加接種開始のお知らせ
	7日	○「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その5)」で、ファイザー社製のオミクロン株対応2価ワクチンについて、10/13以降、「BA.1対応型」から「BA.4-5対応型」へ切り替えて接種することが可能になる予定などが示される		
	13日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(11版)」が示される		
	14日	○【都】東京都大規模接種会場(行幸地下ワクチン接種センター、立川南ワクチン接種センター)で、新型コロナワクチンと高齢者インフルエンザワクチンの同時接種が可能となった		
	20日	○10/20に開催された「第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、オミクロン株対応2価ワクチン接種を行う場合の最終の接種からの間隔を現行の「5か月以上」から「3か月以上」に短縮することが了承されたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について(その6)」で、10月21日以降、初回接種を完了した12歳以上の者であり、最終の接種から「3か月以上」経過した者を対象とすること等について示される		

	国・東京都		青梅市	
10月	21日	○「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、オミクロン株対応2価ワクチン接種は、最終の接種から最短3か月で接種が可能となる旨が示される。 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（12版）」が示される	24日	○オミクロン株対応ワクチンをBA.1からBA.4-5対応のものへ変更
11月	7日	○11/2に開催された「第40回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、下記の方針が示される ・オミクロン株（BA.4-5）に対応したモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチンの接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置付けることが了承されること ・武田社製（ノババックス）ワクチンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けること ・「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その7）」で、モデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）は、11/28より接種を開始することとすることが示される ・「武田社ワクチン（ノババックス）の4回目以降の接種実施について」および8日付け「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」で、11/8より、武田社（ノババックス）ワクチンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けて接種を開始することが示される	1日	○生後6か月～4歳の乳幼児接種開始のおしらせ
	8日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、下記のとおり示される ・11/8より、武田社（ノババックス）ワクチンの3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付けて接種を開始すること ・11/28より、18歳以上の方を対象に、		

	国・東京都		青梅市	
11月		オミクロン株（BA.4-5）に対応したモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチンの接種を開始すること ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（13版）」が示される		
	10日	○「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について（再周知）」で、各接種会場において、接種後にアナフィラキシーが生じた場合の適切に対応できる体制および管内の医療機関に注意喚起を行う旨が示される		
12月	1日	○国内の死亡者累計が5万人を超える		
	14日	○12/13に開催された「第42回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において（以下「第42回分科会」という）、モデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン接種の接種対象年齢を「18歳以上」から「12歳以上」に拡大することが了承されたことを受け、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その8）」（12/13付け）、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」で、速やかに必要な通知改正を行い、12/14より適用を開始すること等について示される		
	16日	○ファイザー社製ワクチン（12歳以上用、2価：起源株／オミクロン株、5～11歳用、6か月～4歳用）の有効期間は18か月、モデルナ社製ワクチンは9か月として取り扱うことが示される		
	29日	○国内の1日あたりの死亡者数が過去最多の420人となる		

令和5年1月～ 令和5年12月の主な動き

	国・東京都	青梅市
1月	1日 ○国内の累計感染者数 29,254,036 人 ○【都】都内の累計感染者数 3,997,108 人	
	12日 ○新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付事業者の株式会社ファミリーマートが全国で利用開始	
	25日 ○12歳以上用ファイザー社製従来型ワクチンの有効期間が15か月から18か月に延長	
	27日 ○感染症法上の位置付けについて、R5年5/8に5類感染症へ移行する方針を決定	
2月	10日 ○モデルナ社製ワクチンの有効期限の取扱いについて2/11をもって、国が確保している12歳以上用モデルナ社製従来型ワクチンすべての有効期限が到来し、供用を終了することが示される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正にて、2/12をもって初回接種及び追加接種からモデルナ社製ワクチンが削除される ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第14版）」が示される	
	22日 ○「第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で今後の接種について示される ・令和5年の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間の延長の検討 ・追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9月から12月）にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウ	

	国・東京都	青梅市
2月	イルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏（5月から8月）にかけて前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか ・令和4年秋開始接種の後に行う追加接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外することとしてはどうか	
3月	7日 ○「第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において了承された今後の方針が示される ・令和5年の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長する。令和6年以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討 ・「令和5年春開始接種」は、5/8から開始することとし、これに伴い、12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は5/7をもって終了する。「令和5年春開始接種」は、オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする ・令和5年春開始接種以降の接種については、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外する ・令和5年の1年間は、引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施する ・小児は、オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5対応型）の接種開始からの期間が短く、十分な接種機会が確保されていないことから、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものについては、令和4年秋開始接種の実施の有	

	国・東京都		青梅市	
3月	8日	無を問わず、令和5年春開始接種として1回の接種を行うこととし、それ以外の健常な者については、令和4年秋開始接種を未実施である場合に限り、令和4年秋開始接種として1回の接種を行うこととする ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正・予防接種の実施期間をR6年3/31まで延長 ・令和4年秋開始接種に小児用ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5対応型）を追加 ・ノババックスの対象年齢18歳から12歳に引き下げ ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第15版）」が示される		
	13日	○マスク着用は個人の判断が基本となる		
	31日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第16版）」が示される		
4月	1日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正・第一期追加接種及び第二期追加接種の廃止	15日	○令和5年度のワクチン接種スケジュールについておしらせ
	26日	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布（5/8施行）		令和5年春開始接種（オミクロン対応2価ワクチン2回目接種） 期間：5/8～8月 対象者：65歳以上、医療従事者等、基礎疾患のある方等

	国・東京都		青梅市	
4月		コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に2回受けたもの（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）について、当該予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこととする		
	27日	○厚生労働省、5/8に5類感染症へ移行することを正式決定		
5月	8日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正 ○令和5年春開始接種の開始 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第17版）」が示される	8日	○令和5年春開始接種開始（福祉センター）
	19日	○定点把握による感染者数の公表開始		○コールセンター対応月曜～金曜まで（土曜を非対応日とする）
6月	16日	○「第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で令和5年秋冬の追加接種は、オミクロンXBB.1系統の成分を含有する1価のワクチンを使用することが示される		
	30日	○全てのファイザー社製ワクチンの有効期間が18か月から24か月に延長される		
7月				

	国・東京都		青梅市	
8月	7日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正 ・「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）」を、「コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン」に改める ・初回接種の使用ワクチンに、ファイザー社製5歳以上12歳未満用オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）及び12歳以上用ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.1及びBA.4-5）を追加 ・令和5年春開始接種の使用ワクチンに、モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5対応型）（6歳以上12歳未満のうち基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る）を追加 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第18版）」が示される		
9月	8日	○「第50回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において今後の方針が示される ・9/1に薬事承認されたファイザー社製オミクロンXBB.1.5株対応型1価ワクチンを令和5年秋開始接種での使用ワクチンに位置づけることとする。 ・9/20以降の生後6か月～4歳、5歳～11歳及び12歳以上の者に対する初回接種に用いるワクチンは、ファイザー社製のオミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチンとする。	1日	○令和5年春開始接種は9/19で終了および令和5年秋開始接種（オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン）のお知らせ
	13日	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備		

	国・東京都		青梅市	
9月		等に関する政令の一部を改正する政令等の公布（9/20施行） ・令和5年秋開始接種以降の接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外する ・初回接種についても、令和5年秋開始接種開始後については追加接種と公的関与規定の適用範囲をそろえ、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正（9/20適用） ・令和5年秋開始接種は、9/20から開始 ・令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種は9/19をもって終了 ・令和5年秋開始接種は、初回接種を完了した生後6か月以上の者を対象 ・使用ワクチンはオミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチン及び武田社（ノババックス）ワクチン（12歳以上） ・初回接種使用ワクチンも、令和5年秋開始接種と同じワクチンを使用		
	19日	○令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種の終了	19日	○令和5年春開始接種終了
	20日	○令和5年秋開始接種の開始 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第19版）」が示される	20日	○令和5年秋開始接種の開始

	国・東京都		青梅市	
9月	25日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正 ・令和5年秋開始接種において6歳以上にモデルナ社製オミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチンが追加		
10月	19日	○武田社ワクチン（ノババックス）の有効期間が12か月から14か月に延長される		
11月	1日	○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正 ・初回接種において生後6か月以上にモデルナ社製オミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチンが追加 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第20版）」が示される		
	22日	○「第53回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種の方向性が示される ・令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和5年度末で終了 ・令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定		

	国・東京都		青梅市	
11月		期接種として実施する。対象者については、予防接種法上、重症化予防を目的とした接種を行う季節性インフルエンザワクチン等における接種の対象者と同様とする。定期接種の対象者以外であっても、任意接種として接種の機会を得ることは可能 ・定期接種のスケジュールについては、年1回の接種を行うこととし、接種のタイミングは秋冬とする ・流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて選択し、当面の間、毎年見直す。有効性、安全性、費用対効果等を踏まえて検討する		
12月	4日	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布 ・令和5年秋開始接種の実施方法に第一三共社製オミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチンが追加 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正 ・令和5年秋開始接種において12歳以上用第一三共社製オミクロンXBB.1.5株対応1価ワクチンが追加 ○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第21版）」が示される	10日	○令和5年秋開始接種の集団接種終了 市内医療機関、都大規模接種会場、西多摩保健所（12/26、12/27）にて接種可能
	25日	○R5年12/25をもって、国が確保している武田社ワクチン（ノババックス）すべての有効期限が到来		

令和6年1月～ 令和6年3月の主な動き

	国・東京都		青梅市	
1月			31日	○コールセンター終了 問い合わせは市役所にて対応
2月			1日	○令和5年11月に薬事承認された第一三共社のワクチンを、青梅市でも接種可能であることのお知らせ
3月	11日	OR6年4/1以降に行われた接種については、当該接種を特例臨時接種として取り扱うことはできないため、国から供給した新型コロナワクチンは使用せず、4月1日以降は例外なく必ず廃棄する旨が示される		
	29日	○予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第116号）の公布（R6年4/1施行）により、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第3項第3号の政令で定める疾病に位置づけるとともに、対象者を65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとした		

	国・東京都		青梅市	
3月	31日	○令和5年秋開始接種及び特例臨時接種を終了 ○コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行サービス終了 ○ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)及びコロナワクチンナビは全ての機能を終了 ○令和5年度以前の接種に係る接種証明書の紙による発行は令和6年度も継続して実施	31日	○全額公費負担での接種（特例臨時接種）は3/31で終了 ○4/1以降、重症化予防を目的とし、定期接種として年1回、秋冬に実施予定

資料2 青梅市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

青梅市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

開催回 開催日	主な議題等
第1回 令和2年 2月28日	対策連絡会議から対策本部会議に格上げし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、より一層強化することを確認。また、市内小・中学校に関して3月2日から3月15日まで臨時休校を決定。
第2回 令和2年 3月2日	第4回連絡会議で決定した市主催イベントの取扱基準にもとづくイベント中止による影響についての確認、情報共有。
第3回 令和2年 3月11日	市主催イベント等の取扱基準について、3月31日まで延長の決定、市施設貸し出し等の取り扱いについても中止を決定。また、市内小・中学校については、春休みまで臨時休校の延長を決定。
第4回 令和2年 3月18日	市非常勤職員の新型コロナウイルス感染症の陽性についての報告と対応について協議。
第5回 令和2年 3月23日	市主催イベントの取扱基準について、4月15日まで再延長を決定。
第6回 令和2年 3月31日	本会議から本部構成委員として青梅消防署員、青梅市医師会長、青梅市歯科医師会長、青梅市薬剤師会長を追加。
第7回 令和2年 4月2日	本会議から本部構成員として西多摩保健所職員を追加。国内の感染状況を踏まえ、市主催イベントおよび市施設貸し出し等の取り扱いについて、5月10日まで中止または延長することを決定。また、外出自粛に関する市民への周知について協議。
第8回 令和2年 4月7日	緊急事態宣言が発令されることを踏まえ、市内小・中学校の休校を5月6日まで延長するとともに、保育園・学童保育所等の対応について協議。また、市職員に感染者が出た場合等の対応について決定。
第9回 令和2年 4月13日	緊急事態宣言が発令されたことを受けて、以下のことを決定。 ・市主催イベントについて、準備期間等を考慮し、6月30日まで中止。 ・4月16日から5月6日までは、木曜夜間窓口および日曜窓口業務を休止。 ・市民センター、文化交流センター、青梅市総合体育館および御岳交流センターについて、5月6日まで夜間休館。 ・職員の勤務体制について、在宅勤務等を導入し、感染拡大防止。

第10回 令和2年 4月28日	本会議から本部構成員として青梅警察署員を追加。都内の感染状況を踏まえ、施設の貸し出し中止を5月31日まで延長することを決定。また、木曜夜間窓口および日曜窓口業務の休止を5月31日まで延長することを決定。さらに、大型連休を前に、観光系施設の市営駐車場等の閉鎖を決定。
第11回 令和2年 5月7日	緊急事態宣言が延長されることに伴い、以下のことを決定。 ・市内小・中学校の休校を5月31日まで延長。ただし、週1日の分散登校日を設定。 ・観光系施設の市営駐車場閉鎖は継続。 ・学校の休校延長に伴い、保育園および学童保育所は継続して開園、開所。
第12回 令和2年 5月22日	5月25日を目途に緊急事態宣言が解除される見込みであることから、以下のことを決定。 ・市が管理する施設の利用再開は、広報おうめ周知後の6月15日以降とし、今後の再開時期や利用制限等については、青梅市のロードマップやガイドラインを作成し検討。 ・市内小・中学校は6月1日から再開。なお、小学校では6月15日から、中学校では6月8日から学校給食を再開。 ・観光系施設の駐車場は、原則、6月2日から開放。ただし、釜の淵公園および市民球技場の駐車場は、関係各所と協議のうえ開放する時期を決定。
第13回 令和2年 6月11日	6月30日まで中止としている市主催イベントの7月以降の取り扱いについて以下のとおり決定。 ・7月以降にイベントを開催する際は、開催の必要性のほか、規模や会場などのリスク評価、手洗いや換気など感染防止に関する対策等について、東京都の「ロードマップ」（ステップ0～3）に沿うように、都度、協議を行い判断。
第14回 令和2年 6月15日	青梅市立学校給食センターに勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことを受けて、庁内で情報共有。
第15回 令和2年 6月18日	新型コロナウイルス感染症に感染した青梅市立学校給食センター調理員と濃厚接触があった調理員のうち、1名が陽性であることが判明したことを受け、庁内で情報共有。
第16回 令和2年 7月13日	「青梅市における新型コロナウイルス感染症にかかる公表基準」を新たに制定。また、「職員に感染者（濃厚接触者）が出た場合等の対応方法」について、内容の見直しを実施。
第17回 令和2年 8月20日	感染拡大の終息が見えない状況の中、国および東京都の動向について報告。また、関係機関における対応状況や、各部における各種イベント等の中止等について情報共有。
第18回 令和2年 9月25日	1.国および東京都の動向について、下記を情報共有。 ・11月末までのイベント制限を緩和 ・モニタリング分析の結果について ・都民の旅行に対し、都独自の助成を検討

	2.都が患者情報の公表基準を見直したことに伴い、市としても、市ホームページで公表。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。
第19回 令和2年 11月2日	1.国および東京都の動向について、下記を情報共有。 ・「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」を公表。(国) ・モニタリング分析の結果。(都) ・東京都発熱相談センターを開設。(都) 2.今冬のインフルエンザ対策について、下記を情報共有。 ・令和3年度に完成予定の休日夜間診療所が完成するまで、仮設プレハブで休日夜間診療を実施。 ・今年度に限り、高齢者のインフルエンザ予防接種を無料とするほか、1歳から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。 5.文化交流センターを除く市各施設の利用人数制限について、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の一部改訂を受け、「定員の1/2」から「定員を上限」に緩和することを決定。
第20回 令和2年 12月17日	1.国および東京都の動向について、下記を情報共有。 ・GoToトラベルキャンペーンを全国一律で一時停止。(国) ・「忘年会・新年会・成人式等および帰省について」の提言を発表。(国) ・酒類を提供する飲食店およびカラオケ店に対する営業時間短縮要請期間を延長し、要請に応じた事業者に協力金(100万円)を支給。(都) ・不要不急の外出と、体調不良時の会食を控えるよう周知。(都) ・新型コロナウイルス感染者(中等症または軽症)向けの専用病院を開設。(都) ・市内の感染者の状況。(市) ・年末年始は休日診療所で発熱者の診療を行い、受診者が多い場合は、臨時のドライブスルー式PCR検査を実施するなどの体制を整備。(市) 2.新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について、「青梅市新型コロナウイルス感染症にかかる住民接種の実施体制整備ガイドライン(平成27年12月)」を参考に、医師会と協議しながらワクチン接種体制を検討していくことを確認。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。 5.文化交流センターについて、12月18日から1月11日までの間、施設内の会議室やホール等、各部屋の飲食を伴う利用を不可とすることを決定。
第21回 令和3年 1月8日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・1都3県に対する緊急事態宣言を発令(1月8日から2月7日まで)。(国) ・国の方針と同等に取り扱う緊急事態措置を発令。(都) ・年末年始に市医師会の協力により休日診療所で発熱者の診療を実施。(市) 2.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。

	有。 3.各部の対応状況について情報共有。 4.緊急事態宣言中のイベント開催は中止とすることを決定。
第22回 令和3年 2月25日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・1都3県に対する緊急事態宣言を3月7日に解除予定。(国) ・緊急事態宣言解除後も飲食店等の営業時間短縮や給付金の支給を継続予定。(国) ・引き続き不要不急の外出自粛と営業時間の短縮を要請。(都) 2.青梅市におけるコロナワクチン接種の実施について、下記を報告。 ・住民接種の開始に向けて関係団体と協議のうえ検討を実施。 ・当面の間、青梅市総合体育館や市民センター体育館を会場とした集団接種を実施。 ・高齢者や障害者の施設入所者や従事者は、巡回接種を予定。 ・青梅市専用コールセンターを3月1日から開設。 3.各部の対応状況について情報共有。 4.緊急事態宣言解除後のイベント開催可否について、下記のとおり決定。 ・市主催のイベントは原則中止。ただし、屋外で開催の場合は、イベントの規模(参加人員等)および感染防止対策(三密の回避等)の徹底など、総合的に判断し、開催の可否を決定。 ・各種団体等との共催イベントは、市の方針を踏まえ、協議により開催の可否を決定。 ・講演会や研修会はリモートでの開催を検討。 ※実施期間は、緊急事態宣言後から令和3年10月31日まで。 ※感染状況およびワクチン接種状況等によっては、対策本部会議にて適時期間等の見直しを実施。
第23回 令和3年 3月25日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・1都3県の緊急事態宣言を3月21日に解除。(国) ・緊急事態宣言解除後の対策を徹底。(国) ・飲食店の営業時間短縮要請やイベントの開催制限等は、感染状況を見ながら段階的に緩和。(国) ・令和3年4月1日0時から4月21日24時までをリバウンド防止期間に設定。(都) ・上記期間中の取り組み内容は、(1)日中も含めた不要不急の外出自粛(都民向け)、(2)営業時間の短縮、イベント等の開催制限(事業者向け) 2.コロナワクチン接種への市の対応について、下記を報告。 ・ワクチンの配分が4月26日以降なので、市民向け接種の開始は5月以降。 ・3月2日に医療従事者向け説明会を開催。 ・4月17日に青梅市総合体育館を使用しての集団接種模擬訓練を実施予定。 ・当面の間は集団接種を軸として進める。高齢者等の入所施設へは巡回接種を実施。 ・LINEアプリによる予約は、安全性が確認されるまで利用を見合わせ。 ・コールセンターをフリーダイヤルに変更。 ・接種開始時期等の情報が確定的になったら、案内チラシを全戸配布。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。

	有。 4.各部の対応状況について情報共有。
第24回 令和3年 4月28日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・4都府県に緊急事態宣言を発令。(国) ・酒類を提供する飲食店や大型商業施設に休業要請。(国) ・国の緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置を発令。(都) ・不要不急の外出自粛要請(都民向け)、施設の休業・営業時間短縮・イベントの開催制限等を要請(事業者向け)。(都) 2.市のコロナワクチン接種の状況について、下記を報告。 ・接種券の送付から高齢者向け住民接種の開始までスケジュールを報告。 ・高齢者施設入所者や従事者に対する巡回接種も実施。 ・ワクチンの量は安定的に供給される見込み。 3.これまでの市の対応および感染者の状況について、下記を報告。 ・新型コロナウイルス感染症に対する総合的な対策を推進するため、会議を28回開催し(対策連絡会議含む)、様々な協議を実施。 ・主に市主催イベントの開催の可否、施設の貸し出し等の取り扱いなど、市の対策を決定。 ・市の感染者の推移は、東京と全体の推移とおおむね比例。 ・市の新規陽性者数は、令和2年度で663人。 ・市の人口は東京都全体の約1%であるが、東京都民全体のうち青梅市民が占める新規陽性者の割合は、0.54%。 4.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 5.各部の対応状況について情報共有。
第25回 令和3年 7月12日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・都に4回目の緊急事態宣言を発令。(国) ・酒類の提供停止を要請し、営業時間の短縮要請に応じた飲食店への協力金を先渡しできるしくみを導入。(国) ・国の緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置を発令。(都) 2.市のコロナワクチン接種の状況について、下記を報告。 ・5月2日から高齢者を対象に第1回接種を開始し、市内8会場で接種を実施。 ・5月上旬から高齢者の入所施設の入所者や従事者に対し、医療機関の巡回接種や嘱託医による接種を実施。 ・5月31日から夜間接種を開始。 ・6月21日から医療機関での個別接種を開始。 ・6月下旬に16歳から64歳までの接種券を発送。 ・7月9日から、60歳から64歳と59歳以下で基礎疾患のある者の接種予約の受付を開始。 ・40歳から59歳の予約受付は7月30日からの予定であり、16歳から39歳は未定。 ・7月から8月にかけて、小中学校の教職員、保健所・幼稚園の職員、高齢・障がい等の施設関係者、消防団員の優先接種を予定。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。

	有。 4.各部の対応状況について情報共有。
第26回 令和3年 10月8日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・国は東京都を含むすべての都道府県において緊急事態宣言および蔓延防止等重点措置を解除。(国) ・感染再拡大防止のため、対策の緩和は段階的に行い、対策はステージ2相当以下に下がるまで継続。(国) ・感染再拡大がみられた場合は、速やかに効果的で強い感染対策を実施。(国) ・引き続き3つの密を避け、基本的な感染拡大防止対策を徹底するとともに、人との接触機会を削減することが重要。(国) ・9月28日に「東京都リバウンド防止措置」を発令した。10月1日から24日までの期間において、都民向けに外出は少人数で、混雑を避けて行動すること等を要請。(都) ・事業者向けには、事業時間の短縮などの施設の使用制限の他、イベント等の開催制限を要請。(都) 2.市のコロナワクチン接種の状況について、下記を報告。 ・10月7日時点で12歳以上の全市民のうち、1回目の接種を終えた方が74.8%となり、都の平均(75.6%)と同等。また、2回目の接種を終えた方は57.8%。 ・10月7日時点で65歳以上の1回目の接種を終えた方は89.4%であり、都の平均(89.5%)と同等。また2回目の接種を終えている方は84.5%。 ・以上の接種率は国ワクチン接種システム(VRS)への入力データから算出。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。 5.イベントの取り扱いについて、下記を報告。 ・2月25日開催の第22回対策本部会議において、イベントは10月末まで原則中止と決定していたが、緊急事態宣言解除に伴い、各課の判断により、感染防止対策を講じたうえで、国や都の方針を参考に、開催について検討。
第27回 令和3年 12月22日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・国内の陽性者数は減少傾向だが、新たな変異株であるオミクロン株の流行を懸念しており、警戒を高めている。(国) ・11月30日から年末まで外国人の新規入国停止等の水際対策を強化しているが、期限を延長する方針を提示。(国) ・12月20日よりスマートフォンでワクチン接種済みであることを証明する専用アプリの運用を開始。(国) ・オミクロン株による新規陽性者の発生状況の把握や、入院、宿泊および自宅療養体制の整備が必要。(都) ・ワクチンの追加接種の前倒しは第6波の備えとして重要であり、当面の対象者は、医療従事者、高齢者施設の入所者・従事者、施設入所者以外の高齢者、警察・消防関係者。(都) ・12月19日より都内在住・在勤の医療従事者および救急隊員等を対象に大規模会場における3回目の追加接種を実施。(都) ・ドライブスルー式PCR検査は患者数の減少により終了すると市医師会から

	申し出。今後も休日夜間診療所でPCR検査を実施。(市) 2.市のコロナワクチン接種の状況について、下記を報告。 ・接種を希望される市民への2回目の接種は11月28日をもって概ね完了。 ・12月以降は未だ接種をしていない方、新たに12歳になる方を対象に集団接種を実施。 ・3回目追加接種は2回目の接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、1月29日の接種開始に向け準備を進行。 ・ワクチンはファイザー社製のほか、2月以降はモデルナ社製も使用。 ・集団接種の予約受付は1月6日午前9時から開始となり、接種対象者数以上の予約枠を確保し、接種券の発送も細分化してスムーズに予約できるよう対応。 ・予約はインターネット予約(LINE含む)のほか、コールセンター、市役所特設窓口で受け付け。 ・勤務先で接種が受けられない医療従事者は、住民に先立ち、集団接種を実施。 ・高齢者や障がい者施設の入所者・従事者は施設への巡回接種を実施。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。
第28回 令和4年 1月27日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・1月9日から沖縄、山口、広島の3県に「まん延防止等重点措置」を適用、21日から1都12県、27日から18道府県を追加。(国) ・1月26日、一日の新規感染者数が初めて70,000人を超え、過去最多を記録するなど増加傾向。(国) ・新規感染者は20代以下を中心に増加しており、療養者数、重症者数が増加。(国) ・多くの地域でオミクロン株への急速な置き換えが進行。(国) ・1月21日より適用されたまん延防止等重点措置では、都民向けに不要不急の外出を自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること等を提言。(都) ・事業所向けには営業時間の短縮、イベントの開催制限、テレワークの推進等を要請。(都) ・感染者は過去最多を更新しており、病床使用率も上昇傾向。(都) ・小池都知事は病床使用率が50%になれば、緊急事態宣言の要請を検討する方針。(都) ・休日夜間診療所に連日多くの方が来院し、PCR検査を受けているほか、市内医療機関からも多数検査依頼が入っており、診療時間内の対応が困難な状況。(市) ・市医師会では、休日夜間診療所の診療時間外を活用し、1月25日からウォークイン式のPCR検査を開始。(市) ・昨年9月から開始した自宅療養者や濃厚接触者への食糧支援について、多くの方から申請があり、現在対応中。(市) 2.市のコロナワクチン接種の状況について、下記を報告。 ・1月29日から開始となる一般市民の3回目追加接種について、12月下旬より順次、接種券をお送りし、接種の予約をお取りいただいている。
	・集団接種の予約はインターネット予約、コールセンターへの電話予約、市役所設置の特設窓口で実施。 ・予約開始日の1月6日は、多少コールセンターが繋がりにくい状況であったが、午前中には解消。 ・国は8か月より前倒して接種を進めるよう自治体に求めており、青梅市でも対応する方針。 ・現在の追加接種対応は18歳以上の市民だが、今後は12歳から17歳も対象となる見込みであり、約105,000人が対象。 ・1月21日現在、初回接種の接種率は、65歳以上が94.5%、12歳から64歳までが83.7%、全体(12歳以上)が87.3%。 ・集団接種は福祉センターおよび青梅市総合体育館の2会場。2月28日から夜間接種を開始。 ・個別接種は市内医療機関で、集団接種と同時に開始。 ・高齢者施設は、市内医療機関の協力のもと、各施設を巡回して接種を実施。障がい者施設は市が準備する接種クルーにより、施設を訪問して接種を実施。開始時期は2月を予定。 ・使用するワクチンは、当面は在庫のあるファイザー社製を使用し、2月中旬以降から集団接種にモデルナ社製、個別接種にはファイザー社製のワクチンを使用する予定。 ・5歳から11歳までの接種については、3月からの接種開始に向け、集団接種と個別接種を合わせて実施する方向で市医師会と検討。今後、国の正式通知等に基づき、さらに具体的な検討を実施。 3.青梅市医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。
第29回 令和4年 9月13日	1.国および東京都等の動向について、下記を情報共有。 ・発生届の対象者を65歳以上の方、入院を必要とする方、重症化リスクがあり、治療薬や酸素の投与が必要な方、妊娠している方の4類型に限定し、9月26日より全国一律で適用。(国) ・抗原定性検査キットのインターネット等の販売を解禁し、体調悪化時の相談先として健康フォローアップセンターを全都道府県で整備。(国) ・陽性者の自宅療養期間を、症状のある方は10日間から7日間、無症状の方は7日間から5日間に短縮。(国) ・9月7日より、陽性者が自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品や生活必需品の買い出しなど、必要最小限の外出を許容。(国) ・都のホームページにおいて後遺症に対応した医療機関や症例を解説したリーフレットを掲載。(都) ・7月31日以降、平日に加え、日曜日の午前9時から正午までの間にも食糧支援の受付を開始。(市) 2.市のオミクロン株対応型ワクチン接種の実施について、下記を報告。 ・今後、オミクロン株対応ワクチンを予定しており、対象者は1、2回目の初回接種を終了した12歳以上の方、約11万人。 ・個別接種は市内の医療機関約50か所程度程度を予定。 ・集団接種は青梅市総合体育館第2スポーツホール、青梅市福祉センター1階

	および3階で実施。 ・巡回接種および嘱託医接種は従来通り高齢者施設等で実施。 ・9月下旬から10月上旬を目途に対象者を前回接種からの接種間隔等で分けし、順次、接種券を発送する予定。 ・10月から接種を開始し、10月中旬から11月にかけて、各会場で毎日、接種を実施し、12月以降も接種を継続する予定。 ・周知は広報おうめ10月1日号、市ホームページ、SNS、ポスターなどを活用するが、詳細は送付の接種券に同封する予定。 ・初回接種を終了した5歳から11歳の小児について、3回目追加接種を実施予定。 3.青梅市歯科医師会をはじめ、関係機関における取組と今後の対応について情報共有。 4.各部の対応状況について情報共有。
令和5年 6月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）により、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における5類感染症に位置付け。これにより、同条例における新型インフルエンザ等には該当しないものとなったため、本会議は同日付けて廃止。

資料3 青梅市コロナワクチン接種連絡協議会開催実績

青梅市新型コロナワクチン接種連絡協議会開催実績

開催回 開催日	主な議題等
第1回 令和3年 4月1日	1 医療従事者（病院以外）の接種体制と連携型接種施設へのワクチン配分方法について 2 青梅市役所職員へのワクチン接種について 3 接種予約方法について（案） 4 その他
第2回 令和3年 4月7日	1 基本型接種施設から連携型接種施設へのワクチン配分について 2 基本型接種施設から連携型診療所へのワクチン供給方法 3 福祉センターでの医療従事者接種について 4 新町クリニックでの医療従事者への接種について 5 住民接種計画についての進捗状況
第3回 令和3年 4月14日	I 報告事項および情報提供 (1) 福祉センターでの接種スケジュールについて (2) 新町クリニックでの接種スケジュールについて (3) 青梅市役所へのワクチン納入予定等 II 協議事項 (1) 高齢者施設での接種方法およびスケジュールについて (2) ワクチン集団接種シミュレーション（4/17）について (3) 集団接種でのキャンセル待ち待機者リスト作成について (4) 連携型診療所でのワクチン供給手順について (5) その他
第4回 令和3年 4月21日	I 報告事項および情報提供 (1) 福祉センターでの接種スケジュールの変更について (2) 4/17 集団接種実地訓練（シミュレーション）での結果と課題について (3) 今後の青梅市役所へのワクチン納入予定等 (4) その他 II 協議事項 (1) 実地訓練での検証結果による1時間あたり高齢者接種人数は60名程度が妥当なため、接種可能想定数の修正、予約人数設定の変更が必要 (2) 集団接種での問診マニュアルおよび接種手順マニュアル作成について (3) 薬液希釈および注入方法マニュアル作成（薬剤師会） (4) 個別接種導入の問題点と意向調査について (5) 4/24までに基本型接種施設に入荷するワクチンの残余予定数と訪問看護ステーション従事者等へのワクチン接種について (6) 福祉センターでのワクチン接種の手順確認（受付から経過観察まで） (7) その他

第5回 令和3年 4月28日	I 報告事項および情報提供 (1) 4/26 福祉センターでの集団接種実施結果について (2) 4/24、4/25 青梅市役所へのワクチン納入について (3) 5月以後の青梅市役所へのワクチン納入予定等 (4) 新町クリニックでの医療従事者への接種状況について (5) 高齢者ワクチン予約状況について（青梅市および他地区の予約状況等） (6) その他 II 協議事項 (1) 訪問看護ステーション従事者に対するワクチン接種体制について (2) 消防署職員に対するワクチン接種体制について (3) 保健所職員に対するワクチン接種体制について (4) 高齢者施設入所者および職員へのワクチン接種体制について (5) 健康センター等に勤務する歯科衛生士に対するワクチン接種体制について (6) 個別接種導入について (7) 高齢者集団接種でのキャンセル待ちリスト作成について (8) 集団接種会場への送迎と輪番医師への前日確認コールについて (9) その他
第6回 令和3年 5月11日	I 報告事項および情報提供 (1) 4/26～4/30 福祉センターでの集団接種実施結果について (2) 5/2～5/9 高齢者ワクチン接種状況について (3) 高齢者ワクチン予約状況について (4) その他 II 協議事項 (1) 医療従事者への2回目ワクチン接種体制について (2) 保健所職員に対するワクチン接種体制について (3) 個別接種導入について (4) 集団接種における問題点と今後の対応について (5) その他
第7回 令和3年 5月25日	I 報告事項および情報提供 (1) 5/17～5/21 福祉センターでの集団接種実施結果について (2) 5/13～5/23 高齢者ワクチン接種状況について (3) 高齢者ワクチン接種予約方法の変更について (4) 消防署職員、訪問看護ステーション職員等のワクチン接種状況について (5) 保健所職員に対する2回目ワクチン接種体制について II 協議事項 (1) 高齢者ワクチン集団接種体制の拡大について (2) 新規採用の保健所職員2名他、未接種医療従事者へのワクチン接種について (3) 個別接種導入について (4) 集団接種における問題点と今後の対応について (5) その他

第8回 令和3年 6月8日	I 報告事項および情報提供 (1) 5/24の週以後の集団接種実施結果について (2) 高齢者ワクチン接種状況と予約状況について (3) 高齢者ワクチン接種予約方法変更による効果について (4) 歯科医院職員等の追加接種状況について (5) 個別接種実施についてのアンケート実施結果について II 協議事項 (1) 高齢者ワクチン個別接種実施導入について (2) 65歳未満および基礎疾患等優先接種対象者に対する接種について (3) 接種券（予診票）未発行の新規採用の職員等、未接種医療従事者へのワクチン接種について (4) その他
第9回 令和3年 6月22日	I 報告事項および情報提供 (1) 6/7の週以後の高齢者集団接種実施結果と予約状況、接種完了見込みについて (2) 6/21からの個別接種開始について (3) 65歳未満の市民への接種券発行と予約および接種開始予定について (4) 8月以後の集団接種会場変更について II 協議事項 (1) 高齢者ワクチン接種の完了見込みおよび予約枠残数について (2) 65歳未満の接種開始について (3) 教職員への先行接種について (4) その他
第10回 令和3年 7月6日	I 報告事項および情報提供 (1) 6/21以後の高齢者集団接種実施結果 (2) 集団接種予約状況と2回目接種完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数 (4) 6/21からの個別接種について II 協議事項 8月以後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 60～64歳の方および基礎疾患を有する方へのワクチン接種 (2) 60歳未満の方のワクチン接種について (3) 教職員等の先行接種について (4) その他
第11回 令和3年 7月27日	I 報告事項および情報提供 (1) 7月以後の高齢者集団接種実施結果 (2) 60～64歳および基礎疾患を有する方への集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 8/2からの個別接種および7/26までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 教職員、保育士などの職域接種進捗状況について II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について

	(1) 基礎疾患がない60歳未満の方へのワクチン接種予定について (2) 7/31、8/1の市民センターでの暑さ対策について (3) その他
第12回 令和3年 8月24日	I 報告事項および情報提供 (1) 8月以後の集団接種実施結果 (2) 40～59歳の方への集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 8/30からの個別接種、8/23までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 職域接種進捗状況について II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 基礎疾患のない40歳未満の方、若年層へのワクチン接種予定について (2) ファイザー社製以外（アストラゼネカ社等）のワクチン入荷予定について (3) その他
第13回 令和3年 9月21日	I 報告事項および情報提供 (1) 9月以降の集団接種実施結果について (2) 16～39歳の方への集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 9/27からの個別接種について 9/21までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12～15歳の接種開始状況について II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 集団接種の継続について（11月までの予定とする） (2) 中学生への集団接種会場での接種およびクリニックでの個別接種と学校での集団接種について (3) 医療従事者への3回目接種計画について (4) 高齢者への3回目接種計画について (5) その他
第14回 令和3年 10月26日	I 報告事項および情報提供 (1) 10月以後の集団接種実施結果について (2) 11月の集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 10/25からの個別接種について、10/25までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 中学生への集団接種、個別接種進捗状況および12歳未満の児童への接種開始予定について II 協議事項 (1) 集団接種および個別接種の継続について (2) 医療従事者への3回目接種計画について (3) 高齢者への3回目接種計画について (4) その他（ワクチン接種受付締め切り時間の徹底について）

第15回 令和3年 11月16日	I 報告事項および情報提供 (1) 11月以後の集団接種実施結果について (2) 12月の集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 11/15からの個別接種について、11/15までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12歳までの集団および個別接種実績および12歳未満の児童への接種開始予定について II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 医療従事者への3回目ワクチン入荷予定と接種計画について (2) 1回目、2回目未接種者、若年者への接種計画について (3) 高齢者等への3回目接種計画について (4) その他
第16回 令和3年 12月16日	I 報告事項および情報提供 (1) 11月以後の集団接種実施結果について (2) 1、2回目集団接種予約状況および完了見込みについて (3) ファイザー社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数 (4) 12/13からの個別接種について、12/13までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12歳未満の児童への接種開始については未定 (6) 医療従事者への3回目ワクチン接種計画について II 協議事項 (1) 医療従事者への3回目ワクチン集団接種および個別接種計画について (2) 1回目、2回目未接種者、若年者への接種計画について (3) 高齢者への3回目接種計画について (4) その他
第17回 令和4年 1月18日	I 報告事項および情報提供 (1) 12月以後の集団接種実施結果について（毎週土曜日） (2) 1、2回目集団接種予約状況および完了見込み（3月末、厚労省は9月まで） (3) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (4) 1/11からの個別接種について、1/11までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12歳未満の児童への接種開始予定について (6) 医療従事者への個別接種状況および集団接種計画について II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 高齢者への3回目ワクチン集団接種および個別接種計画について (2) 小児（12歳未満）への1回目、2回目接種計画については2月中に接種券を配布し3月から開始予定（厚労省） (3) 高齢者以外の方への3回目接種計画について (4) その他

第18回 令和4年 2月15日	I 報告事項および情報提供 (1) 1月以降の集団接種実施結果について (2) 1、2回目集団接種予約状況は3月中旬まで予約あり。完了見込みは不明（9月末まで継続） (3) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (4) 2/14からの個別接種について、2/14までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12歳未満の児童への接種開始予定について (6) 高齢者への集団接種実施状況および予約状況、接種完了見込みについて II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 高齢者への3回目ワクチン集団接種および個別接種推進について (2) 小児（12歳未満）への1回目、2回目接種計画について (3) 高齢者以外の方（2回目が9月以降）への3回目接種計画について (4) 若年男性へのモデルナ社製ワクチン接種 (5) その他
第19回 令和4年 3月15日	I 報告事項および情報提供 (1) 2月以後の集団接種実施結果について (2) 1、2回目集団接種予約状況および完了見込みについて (3) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (4) 3/14からの個別接種について、3/14までのワクチン接種実績および注文状況について (5) 12歳未満（5～11歳）の児童への集団接種予約状況および個別用ワクチン注文状況について (6) 高齢者への集団接種実施状況および予約状況、接種完了見込みについて (7) 高齢者以外の集団接種実施状況および予約状況、接種完了見込みについて (8) 高齢者施設での集団接種実施状況について3月中に完了見込み II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 高齢者への3回目ワクチン集団接種および個別接種推進について (2) 小児（12歳未満）への個別接種推進について (3) 5月連休は集団接種なし。5月～福祉センターでの集団接種は終了 (4) 小児集団接種の日程変更
第20回 令和4年 4月19日	I 報告事項および情報提供 (1) 3月以後現在までの集団接種実施結果について (2) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (3) 4/18までの個別接種実績および注文状況について (4) 12歳未満の児童への集団接種（8歳以上）および個別接種（7歳以下）実施状況 (5) 高齢者への集団および個別接種実施状況（完了見込み）について (6) 高齢者以外の集団接種実施状況（完了見込み）は5月で概ね終了予定 (7) 高齢者施設での集団接種実施状況（1か所を除き完了、もう1か所は5/10に完了予定）

	(8) その他（４回目接種についての情報提供など） Ⅱ 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 高齢者以外の３回目ワクチン集団接種および個別接種推進について (2) 小児（12歳未満）への集団および個別接種について (3) ６月以後の集団接種予約枠の設定継続について (4) その他
第２１回 令和４年 ５月３１日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) ４月以後現在までの集団接種実施結果について (2) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (3) 5/30 までの個別接種実績および注文状況について (4) 12歳未満の児童への集団接種（８歳以上）および個別接種（７歳以下）実施状況および完了見込みについて (5) ３回目接種の集団および個別接種実施状況（完了見込み）について (6) ４回目接種に対するワクチン入荷予定はなし。予約状況は現在３名のみ。 (7) その他東京都武田社製の発注を希望したのは３自治体（葛飾区、多摩市他）のみ。青梅市は希望していないが、希望者は大規模接種会場で接種可 Ⅱ 協議事項 (1) ４回目ワクチン集団接種および個別接種について (2) 医療従事者の４回目集団接種は現時点では個別接種または一般の集団接種で可 (3) その他
第２２回 令和４年 ７月１９日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) ６月以後現在までの集団接種実施結果 (2) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (3) 7/19 までの個別接種実績および注文状況について (4) 12歳未満の児童への集団接種（８歳以上）および個別接種（７歳未満）実施状況および完了見込みについて (5) ３回目および４回目接種の集団および個別接種実施状況 (6) 高齢者施設での接種状況（7/19～8/31 に 28 施設で完了見込み） (7) その他 Ⅱ 協議事項 (1) ４回目ワクチン集団接種および個別接種について (2) 医療従事者（６０歳未満）に対する４回目集団および個別接種計画について (3) １０月以後の集団接種実施方法について (4) その他
第２３回 令和４年 ９月１日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) ７月以後現在までの集団接種実施結果について (2) 各社製ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (3) 8/31 までの個別接種実績（７月から 9/1 まで 835V（小児 20V）） (4) 12歳未満の児童への集団接種（８歳以上）および個別接種（７歳未満）実施状況

	(5) ３および４回目接種の集団および個別接種実施状況（完了見込み）について (6) 医療従事者の４回目接種（集団および個別接種）実施状況（完了見込み）について (7) ２価ワクチン接種開始予定について（協議事項） (8) その他（今後のワクチン接種計画について 9/6 に厚労省の説明会予定あり） Ⅱ 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) ９月以後の接種計画について (2) その他
第２４回 令和４年 10月27日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (2) 10/26 までの個別接種実績および注文状況について (3) 12歳未満の児童への集団接種（８歳以上）および個別接種（７歳未満）実施状況および完了見込みについて (4) 3～4 回目接種（２価ワクチン含む）の集団および個別接種実施状況（完了見込み）について (5) 2 価ワクチンによる 5 回目接種（集団および個別）開始予定について (6) 1、2 回目の接種状況と完了見込み (7) 青梅市から新町クリニックへの業務委託による変更点など Ⅱ 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 11 月以後の接種計画について (2) その他
第２５回 令和５年 3月7日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) 令和４年 10 月以後現在までの集団接種実施結果について (2) ワクチン在庫について（BA-1 が 2 万人分、BA-4.5 は 8500 人分） (3) 今年度（3/6）までの個別接種実績および注文状況について (4) 12歳未満の児童への集団接種（８歳以上）および個別接種（７歳未満）実施状況 (5) 4～5 回目接種（２価ワクチン）の集団および個別接種は 5 月初めまで継続可 (6) 1、2 回目の接種状況（10 月～3 月に 120V（720 名）、来年度まで継続） (7) 青梅市集団接種会場での接種後死亡事例について情報提供 (8) その他（新町クリニックからの情報提供） Ⅱ 協議事項 (1) 令和５年度の接種計画について (2) その他
第２６回 令和５年 6月6日	Ⅰ 報告事項および情報提供 (1) 令和５年 5 月、6 月の集団接種実施結果および予約率について (2) 今年度（6/5）までの個別接種実績および注文状況について (3) ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (4) 今年度春および秋開始接種についての医療機関調査結果

	(5) 新町クリニックからの報告および情報提供 (6) その他 II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 令和5年秋開始(9月以後)の接種計画について (2) 令和6年度以降の接種計画については未定 (3) その他
第27回 令和5年 8月29日	I 報告事項および情報提供 (1) 令和5年春接種(6月以後現在まで)の集団および個別接種実施結果と終了見込みについて (2) オミクロン株対応2価ワクチン在庫および使用予定数、入荷予定数等 (3) 今年度秋開始接種での使用ワクチン(XBB.1系統1価ワクチン)について (4) 新町クリニックからの報告および情報提供 (5) 施設入居者への接種の現況について (6) その他 II 協議事項 今後の新型コロナワクチン接種戦略について (1) 令和5年秋開始(9月20日～令和6年3月末)の接種計画について (2) 令和6年度以降の接種計画について (3) その他
第28回 令和6年 3月13日	I 報告事項および情報提供 (1) 令和5年秋以後の接種(9月～現在まで)の実施結果について (2) 新町クリニックからの報告および情報提供 (3) 新型コロナワクチン集団接種開始から現在までの総括 (4) その他 II 協議事項 来年度以後の新型コロナワクチン接種について (1) 令和6年度以降の接種計画について (2) その他

資料 4 青梅市議会（新型コロナウイルス対策特別委員会）開催実績

青梅市議会（新型コロナウイルス対策特別委員会）開催実績

開催回 開催日	主な議題等
第1回 令和2年 5月15日	新型コロナウイルス対策特別委員会 正副委員長互選
第2回 令和2年 5月26日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの市の対応について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する今後の助け合い事業について ア 基金を活用した事業について イ 国および都の交付金等を活用した事業について 2 その他
第3回 令和2年 6月17日	1 報告事項 (1) 国の補正予算（第2号）の概要について (2) 新型コロナウイルス対策助け合い基金への寄付の状況について 2 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス対策事業(案)について 3 その他
第4回 令和2年 7月16日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス対策事業(令和2年度青梅市一般会計補正予算(第3号) 予備費計上分)の進捗状況について (2) 国の補正予算（第2号）における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額等について (3) 国の補正予算（第2号）に伴う対策事業について 2 その他
第5回 令和2年 8月27日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 国の補正予算（第2号）に伴う市の対策事業について 2 その他
第6回 令和2年 9月18日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 青梅市立総合病院における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う現状と対処方法について
第7回 令和2年 10月22日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 青梅市立総合病院における新型コロナウイルス感染症院内感染のその後の状況について (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次交付について (3) 新型コロナウイルス対策助け合い基金の状況および同基金を活用した市の対策事業案について

	2 その他
第8回 令和3年 1月28日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルスワクチン接種への市の対応について 2 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付予定について (2) 青梅市立総合病院における新型コロナウイルスの院内感染発生について
第9回 令和3年 3月10日	1 付託事件 (1) 議案第132号 青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例の一部を改正する条例 2 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルスワクチン接種への市の対応について 3 報告事項 (1) 国の三次補正による交付額について 4 特定事件の継続調査について 5 閉会中の委員派遣議決の件
第10回 令和3年 4月23日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルスワクチン接種にかかるプレ集団接種訓練の実施結果について (2) 新型コロナウイルス対策子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について (3) 介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査の実施について
第11回 令和3年 5月18日	正副委員長互選
第12回 令和3年 5月31日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和2年度補正予算第3号）を活用した市の事業案について (2) 令和2年度末における新型コロナウイルス対策助け合い基金の残高見込みについて (3) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況等について 2 その他
第13回 令和3年 6月17日	1 付託事件 (1) 陳情3第1号 青梅市コロナワクチン接種予約受付方法に関する陳情 (2) 陳情3第2号 コロナワクチン接種予約受付方法の見直しについての陳情
第14回 令和3年 9月9日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス対策助け合い基金を活用した市の対策事業について (2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況等について (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付について

第15回 令和3年 9月16日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業について (2) その他
第16回 令和3年 12月9日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種（3回目追加接種）について (2) 国の経済対策により予定されている事業について (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について 2 その他
第17回 令和4年 2月21日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況等について (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について 2 その他
第18回 令和4年 3月16日	1 特定事件の継続調査について (1) 新型コロナウイルス対策に関する事項について 2 閉会中の委員派遣議決の件
第19回 令和4年 9月16日	1 付託事件 (1) 陳情4第5号 新型コロナ感染症と原油・原材料高騰の打撃から経営難に直面する市内の事業者への支援を求める陳情書 2 新型コロナウイルス対策について (1) オミクロン株対応型ワクチン接種の実施について
第20回 令和5年 3月22日	1 新型コロナウイルス対策について (1) 新型コロナウイルス対策助け合い基金について

資料5 ワクチン接種に関する情報発信

ワクチン接種に関する情報発信

日付	主な内容
令和3年 3月1日	【広報おうめ】 ・対象16歳以上の市民 ・費用無料 ・接種の方法 事前に予約した方を対象に、青梅市総合体育館や市民センターの体育館等の特設会場において接種（集団接種）を実施 ・ワクチンは、ひとり2回の接種が必要 ・1回目と2回目の接種間隔は、3週間～4週間 ・看護師・事務職員（新型コロナワクチン集団接種）の募集について発信
令和3年 3月15日	【広報おうめ】 ・65歳以上対象 ・接種券発送時期が4月上旬以降 ・接種開始時期が5月となること
令和3年 4月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種のコールセンターがフリーダイヤルになったことを周知
令和3年 4月12日	【リーフレット全戸配布】 ・コロナワクチン接種の当面の予定 ・対象65歳以上対象 ・予約開始4/26、接種開始5/2 ・基礎疾患の定義
令和3年 4月15日	【広報おうめ】 ・予約開始日時（4月26日9時から） ・集団接種会場 ・5月上旬の接種日程を発信
令和3年 5月1日	【広報おうめ】 ・接種券発送開始 ・予診票の記入例 ・接種当日の事前準備 ・タクシー乗車費用の一部助成 ・集団接種の日程 ・接種会場情報更新（各市民センターでのスケジュール含む）について発信
令和3年 5月15日	【広報おうめ】 ・集団接種の日程・接種会場情報更新（各市民センターでのスケジュール含む） ・65歳以上の方に対するタクシー費用補助についての詳細情報 ・5/31より夜間接種開始 ・ワクチン接種に伴う市民センター（図書館含む）の利用制限について

令和3年 5月21日	【リーフレット全戸配布2回目】 ・コロナワクチン接種の高齢者の予約方法変更について（75歳以上の先行電話予約開始6/2より、インターネット予約での予約可能日拡大6/7より） ・6～7月の接種日程・会場情報
令和3年 6月1日	【広報おうめ】 ・予約方法の変更（75歳以上の先行電話予約開始6/2より、インターネット予約での予約可能日拡大6/7より）
令和3年 6月15日	【広報おうめ】 ・6～7月の接種日程・会場情報の更新 ・各週の予約開始日について
令和3年 6月21日	【リーフレット全戸配布3回目】 ・64歳以下の予約、接種スケジュール ・基礎疾患の申告手続き ・LINEでの予約受付開始 ・医療機関での個別接種が開始 ・キャンセルワクチンの接種協力者募集
令和3年 7月1日	【広報おうめ】 ・64歳以下接種券送付開始 ・60～64歳、59歳以下で基礎疾患ある方は7/9より予約開始（接種開始は8/1から） ・40～59歳は7/30より予約開始 ・16～39歳は予約開始未定 ・個別接種開始
令和3年 7月15日	【広報おうめ】 ・40～59歳は7/30より予約開始（予約可能日程は9月～11月） ・海外へ渡航する場合の接種済証明書の発行について
令和3年 8月1日	【広報おうめ】 ・予約枠の一時制限（国からのワクチン供給が減少しているため9月分の予約枠を一時制限）について
令和3年 8月15日	【広報おうめ】 ・16～39歳 8/20より予約開始について
令和3年 8月16日	【リーフレット全戸配布4回目】 ・16～39歳の集団接種予約について（8/20予約開始、接種は9月～11月） ・12～15歳のワクチン接種について（接種券準備中） ・ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の交付申請受付を開始（7/26より）
令和3年 9月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種予約方法 ・キャンセルワクチンの接種協力者募集について

令和3年 9月15日	【広報おうめ】 ・12～15歳への接種券送付開始、妊婦の方の優先接種 について
令和3年 10月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和3年 10月15日	【広報おうめ】 ・新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口開設（相談、予約補助等）について
令和3年 11月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和3年 11月15日	【広報おうめ】 ・未接種の方への12月接種スケジュールについて
令和3年 12月1日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種について（接種間隔8ヶ月、接種開始令和4年1月下旬） ・医療従事者への3回目接種券送付（11月下旬）について
令和3年 12月15日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（接種券は12月中旬より順次送付、2回目接種から8ヶ月経過の1ヶ月前）について ・転入者への接種記録登録手続きについて
令和4年 1月1日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（接種券順次発送中、予約開始は1/6より） ・1、2回目接種が済んでいない方への接種スケジュールと会場のお知らせについて
令和4年 1月15日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（接種券順次発送中、2月の接種スケジュール・接種会場） ・医療従事者、高齢者施設入所者・従事者の3回目接種前倒し（間隔6ヶ月）について
令和4年 2月1日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（1/29から3回目接種開始、国の方針に従った前倒し接種準備中） ・5～11歳の接種（国が承認手続き中）について
令和4年 2月15日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（会場でのよくある質問、市役所庁舎内のワクチン接種相談窓口の紹介、5～11歳の接種は3月中の接種開始に向けて準備中）について
令和4年 3月1日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（2回目との接種間隔6ヶ月へ前倒し、2/28から夜間接種も開始） ・5～11歳の接種は3/18開始に向けて準備中について
令和4年 3月15日	【広報おうめ】 ・初回（1、2回目）接種 ・小児（8～11歳）集団接種のスケジュール ・追加（3回目）接種について

令和4年 4月1日	【広報おうめ】 ・12歳以上の初回（1、2回目）接種 ・小児（8～11歳）の接種方法（個別接種・集団接種）について
令和4年 4月15日	【広報おうめ】 ・12～17歳の3回目の追加接種準備 ・小児（5～11歳）集団接種スケジュールと予約受付について
令和4年 5月1日	【広報おうめ】 ・3回目追加接種のお知らせ（会場、接種日、対象者、使用ワクチン）について
令和4年 5月15日	【広報おうめ】 ・3回目接種が予約なしでも接種できる日程について
令和4年 6月1日	【広報おうめ】 ・4回目接種について（対象60歳以上、59歳以下で基礎疾患のある方3回目からの接種間隔は5ヶ月）について
令和4年 6月15日	【広報おうめ】 ・4回目接種、3回目接種、小児（8～11歳）接種は集団接種の実施 ・予約なしでの接種スケジュール について
令和4年 7月1日	【広報おうめ】 ・7月の集団接種スケジュール、会場について
令和4年 7月15日	【広報おうめ】 ・3、4回目の集団接種の実施 ・転入者への接種券発行について ・予約なしでの3回目接種スケジュール（7月分）
令和4年 8月1日	【広報おうめ】 ・8月の集団接種スケジュール、会場について ・接種の効果・副反応について
令和4年 8月15日	【広報おうめ】 ・4回目接種の対象者拡大（18～59歳で、医療従事者あるいは高齢者施設等従事者） ・予約なしでの3回目接種スケジュール（8月分）について
令和4年 9月1日	【広報おうめ】 ・3回目接種、4回目接種の対象者について、ワクチンの安全性・副反応について
令和4年 9月15日	【広報おうめ】 ・現在接種できる接種区分と対象者 ・オミクロン株に対応したワクチン接種が予定されていることについて
令和4年 10月1日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチンの接種について（使用ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン） ・3、4回目接種用に使用、小児（5～11歳）の追加接種開始について
令和4年 10月15日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチンの接種について（接種開始時期等）
令和4年	【広報おうめ】

11月1日	・生後6か月～4歳の乳幼児接種（予約制）開始のお知らせ
令和4年 11月15日	【広報おうめ】 ・1, 2回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種について ・生後6か月～4歳の乳幼児接種の詳細について
令和4年 12月1日	【広報おうめ】 ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの同時流行について（感染時の備え、予防のためのワクチン接種） ・1, 2回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種、小児接種、乳幼児接種について
令和4年 12月15日	【広報おうめ】 ・12歳以上の1, 2回目接種の12月中接種のすすめ ・オミクロン株対応ワクチン接種、小児接種、乳幼児接種それぞれの1月の接種スケジュールについて
令和5年 1月1日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチン接種、小児接種、乳幼児接種について
令和5年 1月15日	【広報おうめ】 ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 2月1日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチン接種（スケジュール更新）、小児接種、乳幼児接種について
令和5年 2月15日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチン接種（スケジュール更新）、小児接種、乳幼児接種について
令和5年 3月1日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチン接種（スケジュール更新） ・小児接種、乳幼児接種について
令和5年 3月15日	【広報おうめ】 ・オミクロン株対応ワクチン接種（スケジュール更新） ・小児接種、乳幼児接種について
令和5年 4月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 4月15日	【広報おうめ】 ・令和5年度のワクチン接種スケジュールについて（令和5年春開始接種5月8日～8月） ・対象者：65歳以上、医療従事者等、基礎疾患のある方等
令和5年 5月1日	【広報おうめ】 ・令和5年春開始接種5月8日より開始について
令和5年 5月15日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 6月1日	【広報おうめ】 ・令和5年春開始接種の6, 7, 8月のスケジュールについて
令和5年 6月15日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし

令和5年 7月1日	【広報おうめ】 ・令和5年春開始接種が8月31日で終了について ・初回接種、小児、乳幼児接種は通年で実施していることについて
令和5年 7月15日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 8月1日	【広報おうめ】 令和5年春開始接種は8月で終了
令和5年 8月15日	【広報おうめ】 ・令和5年春開始接種は8月で終了
令和5年 9月1日	【広報おうめ】 ・令和5年春開始接種は9月19日で終了 ・令和5年秋開始接種について（オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチン） 対象は接種間隔6か月以上
令和5年 9月15日	【広報おうめ】 ・令和5年秋開始接種9月20日から開始 ・接種券発送スケジュールについて
令和5年 10月1日	【広報おうめ】 ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 10月15日	【広報おうめ】 ・令和5年秋開始接種について（実施期間は令和6年3月31日まで、集団接種（福祉センター）は11月まで）
令和5年 11月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 11月15日	【広報おうめ】 ・令和5年秋開始接種12月予約枠追加について
令和5年 12月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和5年 12月15日	【広報おうめ】 ・令和5年秋開始接種を希望の場合、接種場所は、市内医療機関、都大規模接種会場、西多摩保健所（12月26日、27日）であることについて
令和6年 1月1日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし
令和6年 1月15日	【広報おうめ】 ・予防接種健康被害救済制度について ・市コールセンターの終了（1月31日）について
令和6年 2月1日	【広報おうめ】 ・全額公費負担での接種（特例臨時接種）は3月31日まで ・令和5年11月に薬事承認された第一三共社製のワクチンを、青梅市でも接種可能 ・4月1日以降、重症化予防を目的とし、定期接種として年1回、秋冬に実施予定
令和6年 2月15日	【広報おうめ】 ・ワクチン接種に関する情報掲載なし

令和6年 3月1日	【広報おうめ】 ・全額公費負担での接種（特例臨時接種）は3月31日まで ・インターネットによる接種券の再発行申請2月29日で終了 ・マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアでのワクチンパスポートの発行 ・新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリは、3月31日で終了
令和6年 3月15日	【広報おうめ】 ・全額公費負担での接種（特例臨時接種）は3月31日まで ・インターネットによる接種券の再発行申請2月29日で終了 マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアでのワクチンパスポートの発行、新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリは、3月31日で終了（繰り返し） 4月1日以降、重症化予防を目的とし、定期接種として年1回、秋冬に実施予定（繰り返し） マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアでのワクチンパスポートの発行、新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリは、3月31日で終了（繰り返し） 4月1日以降、重症化予防を目的とし、定期接種として年1回、秋冬に実施予定（繰り返し）

資料 6 各年における年齢別月別接種回数

【令和 3 年】

		令和 3 年										
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
65歳以上	1回目	0	25	706	8,052	14,580	15,649	1,496	938	442	80	34
	2回目		4	29	2,104	8,940	15,624	13,055	744	825	423	61
	3回目											25
	4回目											
	5回目											
	6回目											
	7回目											
12歳以下	1回目	5	239	3,281	1,889	2,877	12,405	11,942	23,662	7,482	1,066	235
	2回目		22	307	3,552	2,039	3,817	15,711	10,968	20,650	7,058	483
	3回目											262
	4回目											
	5回目											
	6回目											
	7回目											
5歳以下	1回目											
	2回目											
	3回目											
	4回目											
	5回目											
6か月以下	1回目											
	2回目											
	3回目											
	4回目											
全体	1回目	5	264	3,987	9,941	17,457	28,054	13,438	24,600	7,924	1,146	269
	2回目	0	26	336	5,656	10,979	19,441	28,766	11,712	21,475	7,481	544
	3回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	287
	4回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別合計		5	290	4,323	15,597	28,436	47,495	42,204	36,312	29,399	8,627	1,100
累積		5	295	4,618	20,215	48,651	96,146	138,350	174,662	204,061	212,688	213,788

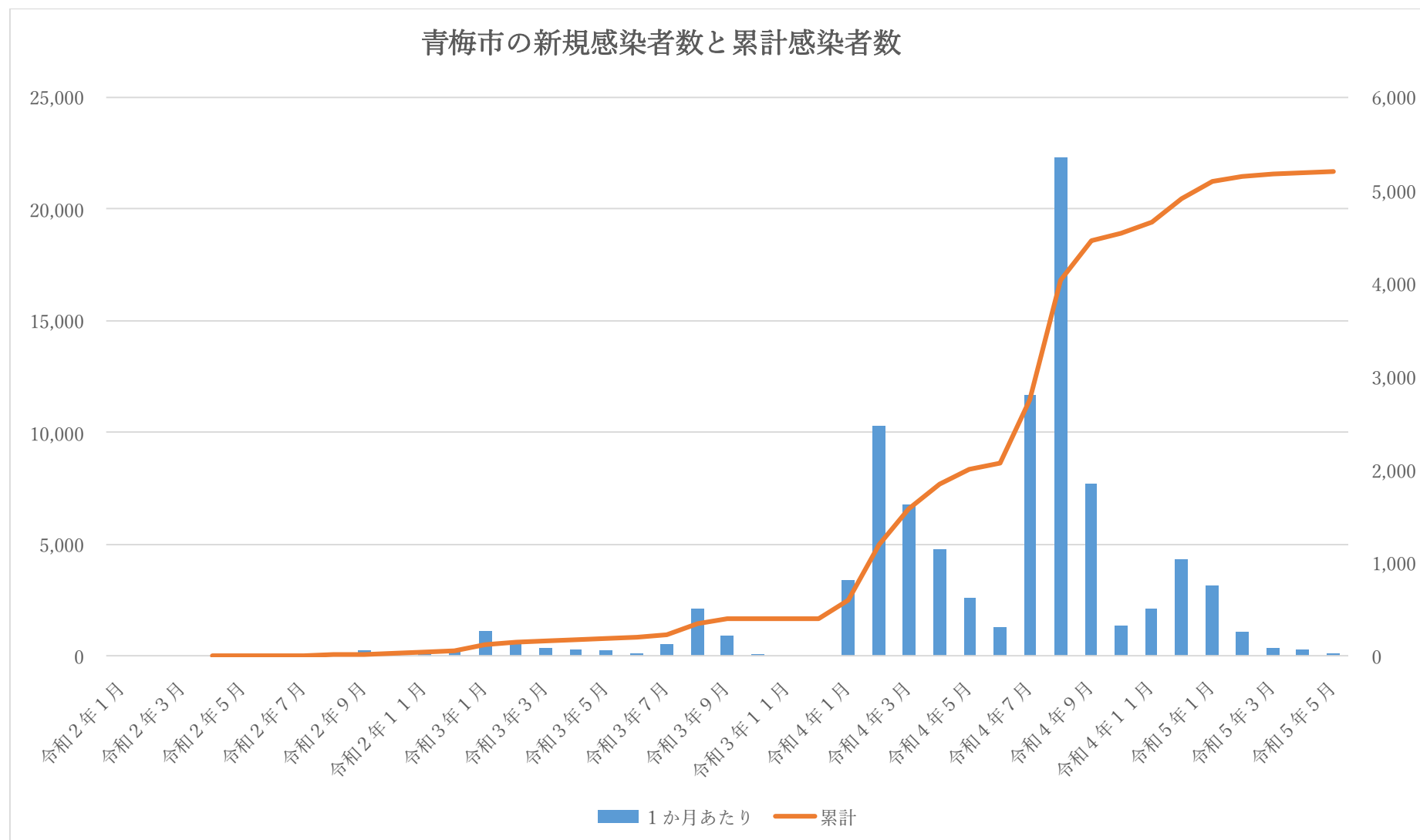
【令和4年】

		令和4年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
65歳以上	1回目	40	28	44	40	16	19	9	13	9	5	9	10
	2回目	45	29	40	50	22	18	16	14	10	6	6	11
	3回目	2,589	16,869	16,322	2,451	674	274	231	177	80	57	78	60
	4回目						345	13,845	14,005	4,549	1,393	1,040	687
	5回目											14,074	10,681
	6回目												
	7回目												
12歳以下	1回目	312	271	499	410	172	93	79	90	29	20	36	57
	2回目	258	271	263	634	229	147	113	92	70	13	26	50
	3回目	3,897	3,211	15,037	14,692	6,414	2,618	2,329	1,522	500	747	669	595
	4回目						87	792	4,968	2,932	6,974	7,710	4,414
	5回目										1	1,998	3,368
	6回目												
	7回目												
5歳以下	1回目			247	333	167	73	75	79	26	10	18	36
	2回目			1	379	213	133	93	83	62	12	16	29
	3回目									3	199	144	69
	4回目												
	5回目												
6か月以下	1回目											7	28
	2回目												17
	3回目												
	4回目												
全体	1回目	352	299	790	783	355	185	163	182	64	35	70	131
	2回目	303	300	304	1,063	464	298	222	189	142	31	48	107
	3回目	6,486	20,080	31,359	17,143	7,088	2,892	2,560	1,699	583	1,003	891	724
	4回目	0	0	0	0	0	432	14,637	18,973	7,481	8,367	8,750	5,101
	5回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16,072	14,049
	6回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7回目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別合計		7,141	20,679	32,453	18,989	7,907	3,807	17,582	21,043	8,270	9,437	25,831	20,112
累積		220,929	241,608	274,061	293,050	300,957	304,764	322,346	343,389	351,659	361,096	386,927	407,039

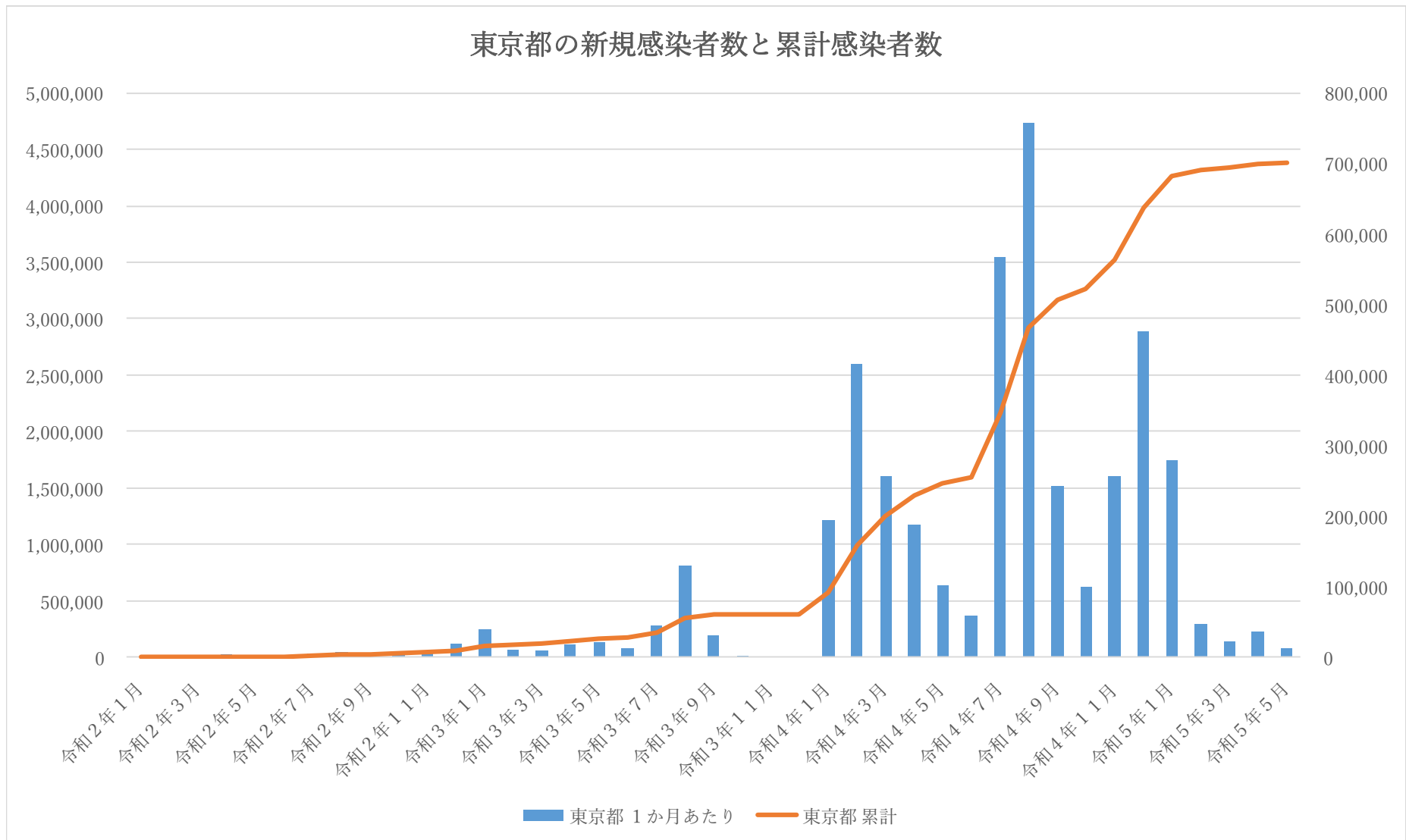
【令和 5、 6 年】

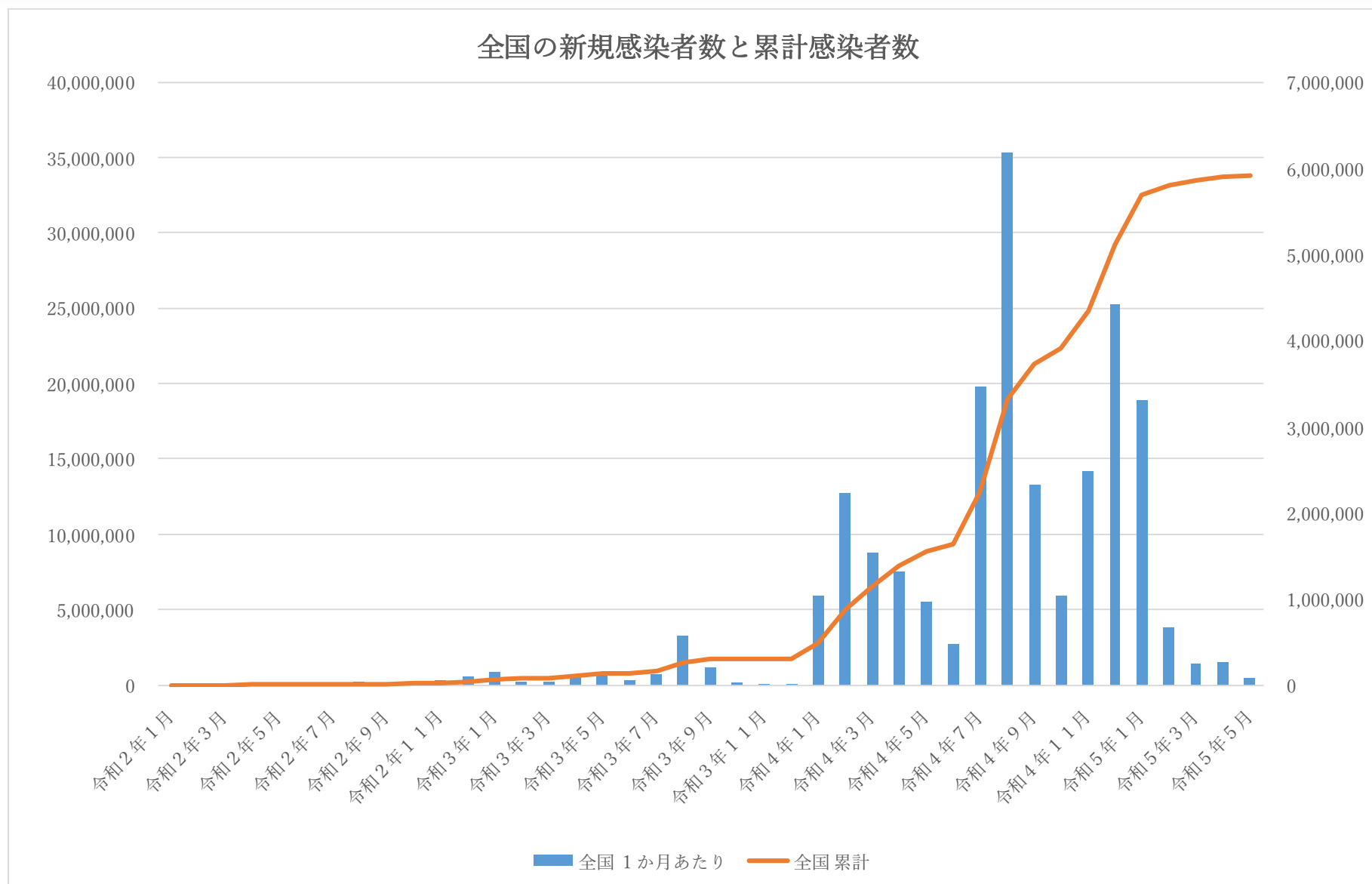
		令和5年												令和6年		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
65歳以上	1回目	4	1	3	5	1	0	3	5	2	4	4	5	1	3	0
	2回目	6	5	3	4	3	2	0	3	4	1	2	5	5	2	2
	3回目	33	14	8	12	14	11	9	5	2	11	12	5	1	3	0
	4回目	257	129	72	5	43	77	46	27	6	43	27	19	5	9	3
	5回目	2,704	791	265	81	521	839	459	249	68	259	231	93	20	43	14
	6回目					7,555	11,143	1,854	1,092	334	1,064	1,033	438	120	150	57
	7回目									2,906	8,800	4,851	1,123	469	464	145
12歳以下	1回目	19	16	5	7	2	1	0	2	0	0	1	0	2	1	0
	2回目	38	23	9	4	4	3	0	1	1	0	0	1	2	2	0
	3回目	260	252	145	42	11	10	4	2	2	14	23	8	0	3	2
	4回目	1,540	641	342	78	26	35	21	21	19	118	109	39	14	21	15
	5回目	990	321	120	40	159	211	158	91	159	3,089	2,660	698	234	230	198
	6回目					1,227	2,020	442	252	109	433	314	110	41	41	31
	7回目									269	1,546	836	213	104	94	51
5歳以下	1回目	17	11	5	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	2回目	25	19	4	3	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	3回目	46	15	21	18	4	3	1	0	0	2	2	1	0	1	0
	4回目			24	97	15	15	15	1	3	16	6	8	1	0	4
	5回目										26	27	14	2	5	5
6か月以下	1回目	15	8	2	2	2	0	0	1		3	4	1	0	2	2
	2回目	24	11	5	0	2	2	0			3	3	4	1	0	4
	3回目	1	4	24	4	4	0	2			0	0	0	2	4	0
	4回目										11	3	8	0	1	1
全体	1回目	55	36	15	19	6	1	3	8	2	8	9	6	3	6	3
	2回目	93	58	21	11	12	8	0	4	5	4	5	11	8	4	6
	3回目	340	285	198	76	33	24	16	7	4	27	37	14	3	11	2
	4回目	1,797	770	438	180	84	127	82	49	28	188	145	74	20	31	23
	5回目	3,694	1,112	385	121	680	1,050	617	340	227	3,374	2,918	805	256	278	217
	6回目	0	0	0	0	8,782	13,163	2,296	1,344	443	1,497	1,347	548	161	191	88
	7回目	0	0	0	0	0	0	0	0	3,175	10,346	5,687	1,336	573	558	196
月別合計		5,979	2,261	1,057	407	9,597	14,373	3,014	1,752	3,884	15,444	10,148	2,794	1,024	1,079	535
累積		413,018	415,279	416,336	416,743	426,340	440,713	443,727	445,479	449,363	464,807	474,955	477,749	478,773	479,852	480,387

資料 7 感染者数グラフ（青梅市、東京都、全国）



東京都の新規感染者数と累計感染者数





資料 7 青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例

○青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日条例第16号

青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定にもとづき、青梅市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。
 - 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
 - 4 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、青梅市（以下「市」という。）の職員のうちから、青梅市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策にかかる重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定にもとづき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

本報告書における感染者数等のデータの出典

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症オープンデータサイト*

*新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、
令和5年5月7日分のデータが、最終集計値となっている。

(令和5年7月24日までに、都道府県から遡及改訂の要望(集計
値の定義変更含む)を受けたものについてはデータを修正。)

新型コロナウイルス感染症に対する青梅市の対応報告書

令和7年3月発行

発行 青梅市

編集 健康福祉部 健康課

所在地 〒198-8701

東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111

ファックス 0428-22-3508